

第1日目（12月11日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆様方におかれましては足元が悪い中を大変ご苦労さまでございます。

ただいまから平成24年12月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、大和病院事務部長から交通事情による遅刻の届出が、病院事業管理者から公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 日程第1、議席の変更及び議席の指定を行います。先の市議会議員補欠選挙で当選された笛木 晶君の議席に関連し、会議規則第4条第3項の規定によって議席の一部を変更し、同条第2項の規定によって笛木 晶君の議席を議席番号1番に指定します。変更した議席及び新たに指定した議席につきましては、お手元に配りました議席表のとおりです。

ここで新たに議員となられた笛木 晶君を紹介します。笛木 晶君は塩沢町役場に36年間勤務の後、就農し農業振興に寄与されてきました。ご承知のように先の市議会議員補欠選挙に見事当選されました。笛木 晶君から登壇し挨拶をいただきたいと思っております。

○笛木 晶君 おはようございます。去る補欠選挙において皆様方の多大なるご支援をいただきまして当選させていただきました笛木 晶でございます。よろしくお祈りを申し上げます。市民の負託と市政の発展のために微力ではありますが、尽くしていきたいというふうに考えています。どうか今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお祈りを申し上げます。甚だ簡単ですが挨拶に代えさせていただきます。

（拍手）

○議 長 どうもありがとうございました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、議席番号22番・中沢俊一君、及び議席番号23番・岩野 松君の両名を指名いたします。

（「了承」の声あり）

○議 長 日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期については、去る12月3日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は本日12月11日から12月21日までの11日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日12月11日から12月21日までの11日間と決定いたしました。

○議 長 ここで、福祉保健部長及び総務部長から発言を求められておりますので、順次これを許します。

○福祉保健部長 11月28日に発生しました養護老人ホーム魚沼荘入所者の死亡事故についてご報告申し上げます。まずもって亡くなられました入所者様のご冥福をお祈り申し上げます。既に新聞等で報じられたところですが、亡くなられました入所者様は年齢79歳の女性の方でございます。

まず当日の経過について簡単に申し上げます。午前2時夜間ヘルパーが定期巡回を行い、廊下、各施錠等を確認、この時点では異常は認めませんでした。午前5時30分、給食委託業者従業員が出勤、正面玄関の鍵が開錠されていたが、この時点で夜勤者への報告等はありませんでした。午後7時半過ぎ、朝食時間になっても食堂に来なかったため、夜勤ヘルパーが部屋を確認したら所在不明でした。午前7時50分所長出勤、不明の報告を受け再度職員で施設内及び屋上を捜索しましたが所在確認できませんでした。午前8時頃庶務係長が出勤し、施設外の捜索を行ったが確認できず、午前8時5分頃所長より職員に緊急招集連絡を行ったところです。午前8時15分頃、警察から電話にて施設裏の宇田沢川中洲に人が倒れている旨の連絡があり、所長と庶務係長が施設から約100メートル下流の対岸に向かい、その場で魚沼荘入所者であることを確認いたしました。

職員1人が同行し救急車で六日町病院に搬送し、看護師に家族への連絡、病歴等資料の準備を指示いたしました。午前8時45分、救急車が六日町病院に到着。心肺停止状態、電気ショック、心臓マッサージを施すも回復しませんでした。午前9時35分頃、ご親族が病院に到着、職員より経緯や状況等を説明いたしました。午前10時32分、死亡を確認。CT画像撮影による検死の結果、事件性はなく事故死との判断がなされました。死因は低体温による循環心不全でございました。

無断外出の推定ですが、午前2時過ぎから午前5時半の間に正面玄関の施錠を手で開錠し、内履きのまま暗い中、施設の裏に向かい河川の土手を下りて川を渡ろうとしたものと推察されます。目的は不明でございます。発見時の状況ですが、発見時は心肺停止状態でした。ズボン、ポロシャツ等で履物、持ち物等はありませんでした。両下肢に擦り傷、内出血が見られました。

最近における本人の状況ですが、生活全般においてはほぼ自立していました。それから、外出や金銭管理は支援あるいは介助が必要でした。一人で買物に出かけることもありました。年齢相応の物忘れなどは見られました。普段から身体的、精神的に気になると職員に訴えることが多くございました。ここ2～3週間は不安な状態が強く、落ちつかず職員について回るような状態でございました。

家族への対応ですが、発見当日、家族身元引受人宅に所長、相談係長、主任支援員で出向き、事故が発生したことの謝罪と経過を誠意をもって報告したところです。家族の皆さんからはご理解いただいたものと推察いたします。他の入所者への対応ですが、入所者全員に対して事故の概略説明をし、不安解消と夜から朝までの無断外出禁止を再度呼びかけたところ

です。

施設運営上の課題といたしましては、施設の施錠状況について、外からの進入はできませんが、家からはサッシ戸、窓等の施錠を外せば入所者は外に出られる状態でございます。部屋からも外出できます。夜間は職員2人体制で午後9時、午後11時半、午前2時の3回、定期巡回以外の時間帯は外出が可能となっており、外出しようと思えばできるような状態です。

施設運営上の改善等、現在の対応ですが、無断外出の未然防止として正面玄関に感知センサーの取り付けを発注しました。非常口、避難口等の対応についても部屋からの外出も可能なこと等ございますので、センサー等で対応するのか、あるいは業者委託等で対応するのか、今検討しているところでございます。それから、施設運営に対してについて検討会を実施し、再発防止に向けて事故防止対応マニュアル、それから入所者の失踪に関する検索マニュアルを見直し、全職員で再確認をしております。以上でございます。

**○総務部長** 貴重な時間をお借りして申し訳ありません。今朝ほど議席に配付をいたしておりますが、所信表明並びに議案に一部誤りがございました。お手数をおかけして恐縮ですが、ご訂正それから差し替えをお願いしたいと思います。

1件目は、市長所信表明資料の正誤表を記載しておりますので、数値のほうを改めていただきたいと思っております。2件目につきましては、第110議案、これは議会の政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございますが、別紙で丸正を出しておきましたので、審議の際はそちらをお願いしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。以上でございます。

**○議 長** 日程第4、諸般の報告及び監査結果の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

**○議 長** 日程第5、市長所信表明及び行政報告を行います。

**○市 長** おはようございます。傍聴の皆さん方、大変寒い中、雪の中ありがとうございます。ご苦労さまです。ちょっとまだ議場も寒くてもう少しで暖まりますので、ご勘弁をお願いいたします。

平成24年12月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日頃から市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げます。

このたび、市民の皆様から力強いご支援をいただき、引き続き3期目の市政を担わせていただくことになりました。今、改めてその重責、職責の重さをかみしめ、身の引き締まる思いであります。平成16年の南魚沼市誕生から市政を預らせていただき、これまで、財政の健全化を始め、市としての基礎固めに全精力を注いでまいりました。ご承知のように2年後に市制施行10周年を控えて、これからの4年間は更なる発展のための総仕上げの期間として、全身全霊を傾けて取り組んでまいり所存でありますので、またよろしくご指導をお願い申し上げます。

さて、これまでの国政における混迷は、多くの国民から政治への信頼が失われるという事

態を招いております。今、衆議院が解散となり、間もなく投票日となりますが、いずれの政党が政権を担ったとしても、今日、我が国が抱える課題は国内外に山積しており、その解決は容易ではなく、国と地方が一致協力して早急に取り組まなければならないと思っております。

国と地方の協議の場が設けられ、地方分権が更に進展していく中で、ますます地方の役割は重要となってきております。南魚沼市も市としての基礎固めを終え、更なる発展を目指して進んでいくときであります。山積する諸課題に真摯に向き合い、希望ある施策を進めていくことが私の使命だというふうに感じております。

それでは、市政3期目に当たりまして、「希望を持てる市」を目指して、私の基本方針と重点施策について述べさせていただきます。

市長選挙に当たっても申し上げてまいりましたが、まず何と申しましても魚沼基幹病院開院に向けて市民の皆様が安心できる地域医療体制の整備、そして、豪雨災害からの復旧を完了させての防災対策、若い人たちが将来に希望を持てる雇用確保、次世代につけを残さない更なる財政健全化のこの4点を最重要課題として取り組む所存であります。

その他、個別の分野における重点施策につきましては、基本的には総合計画に基づき進めてまいりますが、ここでそれぞれについて若干述べさせていただきます。

第一に、「保健・医療・福祉」の分野であります。

命に関わる医療・福祉は、市民の安心にとって最も大切な分野であります。全国的にみても多くの困難な課題を抱えております。特に、長引く景気の低迷により、社会的、経済的に弱い立場の方々はますます追いつめられており、生活に密着したこの分野の充実なくして安心な生活は望めません。喫緊に迫った諸課題を解決し、日々の生活に安心をもたらすことができるよう取り組んでまいります。

具体的には、平成27年6月に開院予定の魚沼基幹病院と、再編する2つの市立病院を軸にした医療体制の確立であります。この中では、魚沼医療圏の医療機関及び市町において医療情報、健康情報等を共有し、住民の健康寿命の延伸とよりよい医療サービスの提供を図るための地域医療連携ネットワークの構築に取り組んでまいります。

また、老朽化とともに現在の施設基準を満たしていない養護老人ホーム魚沼荘の改築につきましては、本年度、基本計画を行っており、平成28年4月からの供用開始を目指して進めてまいります。

子育て支援、障がい者福祉及び高齢者福祉に関しましては、現在も様々な支援策を実施しておりますが、今後は選択と集中により、更なる充実を図りたいと考えております。

第二に、「教育・文化」の分野であります。

未来を担う子どもたちは市の宝であり、私たちが責任を持って守り育てていかなければなりません。当市には、誇るべき芸術や文化とともに特色ある高等教育機関があり、これらの財産を生かして将来の人材育成に積極的に取り組んでいくことが、当市の未来を明るくしてくれると確信しております。また、少子化が進む中、子どもたちにとってどのような教育環境

が好ましいのか、市民の皆様とともに考え話し合い、施策を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、大和地域での学園都市構想の一翼を担うものとしての4年制大学の学部誘致であります。このことにつきましては、現在、国際大学からご協力をいただき、一丸となって一日も早い実現に向けて取り組んでまいります。

また、当市は、現在、国際大学及び北里大学保健衛生専門学院と包括協定を結んでおりますが、今後もそれぞれの理念や特色を生かした産官学連携の活動を継続して進めてまいります。特に、国際大学からご協力いただいております小学校における国際科の授業の継続は、子どもたちの国際感覚を育成していくという上で非常に重要であると考えております。加えて、中学生海外派遣事業の海外姉妹都市を中心とした国際交流の推進につきましても継続して取り組んでまいります。

昨年6月に組織されました城内・大巻・五十沢、この3中学校の「教育を考える会」からは、本年2月に「統合はやむを得ない」との意見集約をいただきました。教育委員会では、本年度中に3中学校の統合方針について決定する予定であり、来年度から関係各地域での説明会を開催し、統合に向けての準備を進めてまいります。

運動公園整備事業は、本年度から、野球場・多目的グラウンド・屋外トイレ・駐車場・調整池を整備する第1期工事に着手いたしてございまして、平成26年度に完了する予定であります。第2期工事につきましては、その後の財政状況等を考慮した中で、整備する施設の検討を行いながら計画的に進めてまいります。

第三に、「環境共生」の分野であります。近年続いております異常気象による影響で、当市も大規模な豪雨災害に見舞われましたが、これも地球温暖化の影響が大きいと思われまます。20世紀後半からの温暖化は人為的な温室効果ガスが主因とみられ、結局、人間の活動が自然を介して人間に帰ってくるということが言えるわけでありまます。地球は生きており、私たちは共存共生していかなければなりません。そうした意味でも当市のすばらしい自然を守りながら、地球規模での環境保全に寄与することは私たちの責務であり、そのための取り組みを積極的に推進してまいります。

具体的には、昨年3月に策定されました南魚沼市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量削減のため、森林カーボンオフセット制度に取り組んでまいります。

本年8月8日に、県のカーボンオフセット制度に基づき、「南魚沼銘水の森」間伐プロジェクトを登録いたしました。森林約82ヘクタールの間伐を行うことにより約2,000トンのクレジットを発行いたします。第1号といたしましてプリンスホテルの六日町八海山スキー場、八海山ロープウェイ様と契約を行うことになっております。今後、新たな契約に向け積極的にセールスをしていく所存であります。

新エネルギー等普及促進事業といたしまして、来年度から太陽光発電システム設置費の補助制度を設けることとし、市民の皆様へ広く周知を行い、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

地盤沈下対策では、これまで種々の研究・実験を行ってまいりましたが、現時点では地下水利用に替わる有効な対策が確立しておりません。そのため、地盤沈下区域内における沈下状況の監視体制を強化するとともに、地下水に依存しない消雪方策について、更なる調査・研究を行ってまいります。

第四に、「都市基盤」の分野であります。

市民の皆様が日々の暮らしを営んでいくには、安定したインフラの整備が不可欠であります。相次ぐ災害に見舞われた当市では、いかに普段からの備えが重要かということをもっと理解したわけでありまして、充実した環境を整えば、人はより活動的になり、そこに交流が生まれて大きな活力が湧いてまいります。この生活の基本となる都市基盤の分野においては、まずもって豪雨災害からの復旧と万全な防災対策を中心に、地盤沈下区域の消雪の課題にも取り組んでまいります。

具体的には、新潟・福島豪雨災害の復旧事業の完了を第一として取り組みます。六日町市街地では改修中の十二沢川は、昨年の水害により県は早期完了を目指すことといたしました。市もそれに合わせて十二沢川に接続している寺裏雨水幹線排水路を市道改良と同時施工で改修し、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

六日町市街地の地下水採取規制区域における取り組みではありますが、克雪対策の一つでもあります流雪溝整備を、JR上越線以西で実施するための水源確保対策を検討し、一日も早く整備に着手したいと考えております。また、水道水を利用した消雪について、今冬、実証実験を行ってまいります。

また、日常の交通安全確保のため、人にやさしいまちづくりとして歩道の整備や狭隘道路の拡幅事業の推進などにも取り組んでまいります。

市民バスを含む公共交通のあり方につきましては、現在、南魚沼市地域公共交通協議会で、地域公共交通ネットワーク計画の策定について検討しております。その計画に基づき、魚沼基幹病院開院に合わせて、地域の需要に応じた市民の生活に必要なバス等の公共交通を確保し、利便の増進を図ってまいります。

第五に、「産業振興」の分野であります。

長引く景気低迷は、地方にも重くのしかかっております。このような状況が続きますと人の心理は、守りに向かいやすくなります悪循環に陥ってまいります。このような状況を打開するため、全国各地で地域の誇るべき資源を活用した取り組みが展開されております。ある意味では厳しい地域間競争の時代となってきましたけれども、地域が切磋琢磨し、自分たちの手で活力ある地域を創りあげていくことはすばらしいことでもあります。当市も皆様ご承知の通りすばらしい資源に恵まれております。このすばらしい財産を有効に活用し、創意工夫をしながら地域が元気を取り戻す施策に取り組んでまいります。

具体的には、都市基盤でも触れましたが、新潟・福島豪雨災害の復旧事業の完了を第一として取り組み、農地・農業用施設、治山・林道の早期復旧を図ります。

基幹産業であります農業の中心は日本一のコシヒカリであります。本年2月から、日本航

空株式会社の国際線で好評の炊き立てごはん「南魚沼産コシヒカリ」を採用していただいたように、食味は折り紙つきであります。今後、一層の農業基盤の強化を図るため、「人・農地プラン」等の制度を活用し、農地集積と規模拡大による持続可能な農業構造の構築に取り組んでまいります。

雇用対策につきましては、既に整備済みの高速交通網と自然環境を大いに生かした企業誘致や起業を促進させる施策を展開し、働く場を確保してまいります。

その一つといたしまして、魚沼基幹病院を中心とした医療・健康関連産業を集積するメディカルタウン構想の実現に取り組めます。

本年7月にオープンいたしました道の駅「南魚沼」は、観光交流拠点として予想を上回るお客様においでいただいております。今泉記念館と四季味わい館を一体とした魅力ある情報発信基地として更に充実を図ってまいります。

当市には、どこにも負けない食、自然、温泉、歴史がありますが、そこに総合運動公園が加わり、スポーツの大拠点施設が整備をされます。グルメマラソンを初めスポーツイベントの一層の充実を図り、四季を通じての心身の「健康」、「癒し」をテーマとしたバリエーション豊かな観光交流を活発化させ、更なる交流人口拡大に取り組んでまいります。

第六に、「行財政改革・市民参画」の分野であります。

申し上げるまでもなく、市政においては市民が主役であります。市民の皆様との情報・認識の共有に向け、意見交換の機会を着実に増やしていきたいと考えております。そして、来るべき——もう現在、来るべきではなくてもう現在進んでおりますが、人口減少・少子高齢社会に対応すべく、南魚沼市としての諸施策と行政組織のあり方を確立し、次世代につなげてまいりたいと思っております。

現在、地区住民主体のまちづくりを推進することを目的とした地域コミュニティ活性化事業により、12地区の地域づくり協議会から、地域の活性化に取り組んでいただいております。これからは、行政と地域がともに手を取り合いながら、役割を明確にしてまちづくりを進めることが求められてまいりますので、更に地域コミュニティ活性化事業の充実を図る所存であります。

財政状況につきましては、順調に改善してきておりますが、更に今後10年で市負債額を216億円削減してまいります。また、職員数も50人削減する予定であります。今後も厳しい財政状況は続きますが、合併特例債を最大限に活用し、必要な投資事業を実施することが市の発展につながると考えております。もちろん、常に効果的・効率的な事業の執行に配慮していかなければならないことは言うまでもなく、適切な事業検証、財政シミュレーションを行いながら進めてまいります。

以上が、市長3期目に当たっての私の所信であります。市民の皆様、議員の皆様からご理解とご協力をいただき、全力を挙げて取り組み、南魚沼市の基礎固めの総仕上げを成し遂げてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

続いて、9月定例会以降の経過等についてご報告申し上げます。

初めに、保健・医療・福祉についてであります。

福祉関係につきましては、障害者虐待防止法が本年10月1日に施行されたことに伴い、障害者虐待防止センター機能を市直営で果たすこととし、関係部局・機関と連携を取りながら対応してまいります。

また、浦佐地区に建設中の障がい者就労支援施設は、来年4月の開設を目指して準備が進められております。

介護保険関係では、第5期計画における施設整備としてミニ特養1か所、小規模多機能居宅介護2か所、サービス付き高齢者向け住宅1か所が、いずれも来年度の開設を目指して作業を進めております。

子育て支援関係につきましては、保育園の老朽化等に対応した大規模改修等の施設整備を年次計画に基づき順次実施しておりますが、本年度は、西五十沢保育園の耐震改修及び大規模改修と赤石保育園の大規模改修を実施し、ともに10月31日に完了したところであります。安全かつ快適な環境の整備を進め、より良い保育の向上に努めてまいりたいと思っております。

子どもの医療費につきましては、9月から一定の条件に該当する中学生に対する医療費助成を実施しております。9月の実績は151件で、市の助成額は20万円弱となっており、今後も同様に推移するものと予想しております。

次に、教育・文化についてであります。市立総合支援学校につきましては、管理棟・校舎棟の大規模改造工事及び体育館新設工事が、おおむね60パーセントの進捗となっております。

12月1日からは、県から教員1人、事務員1人を支援していただき、開校に向けて教育計画の策定や学校運営の準備作業を本格化いたしました。

開校時の予定児童・生徒数は、9月定例会でお知らせをいたしました43人から14人増え、小学部13人、中学部13人、高等部31人の計57人となりました。教職員数を含めると100人規模となる見込みであります。

なお、管理棟・校舎棟の大規模改造工事及び体育館新設工事につきましては、本定例会に変更契約案件を提案しておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

国際交流事業につきましては、5年目を迎えたアメリカへの中学生海外派遣報告会を、11月11日に開催をいたしました。急速に進む国際化の中で、青少年の多感な時期に海外での生活体験を持ち、国際感覚を身につけることは、その後の人生にも大きく影響する貴重な経験となるものと考えております。

図書館建設計画につきましては、実施設計を完了し、建設工事発注に向けた準備を進めているところであります。本年度に建築工事を開始するため、本定例会に補正予算と六日町街づくり株式会社との建物一部売買契約についての案件をお願いすることといたしております。

大原運動公園整備事業につきましては、野球場及び周辺の工事において心配された地下水の量もそれほどではなく、用具庫やダッグアウト等の躯体工事が順調に進捗しております。本年度中に発注した工事の3分の1程度の出来高を達成する予定であります。

子ども・若者育成支援センターでは、ユニバーサルデザイン支援事業として保育園の巡回訪問相談を実施し、保育士と協力して発達が気になる幼児の支援を行うとともに、支援内容を小学校につなぐ取り組みを始めております。

ニート・ひきこもり支援では、大和・六日町・塩沢の3地域で、関係家族の集まる機会を設けて支援に取り組んでおります。また、本人支援として、キャリアコンサルタントによるコミュニケーションスキルアップ講座を開催し、社会参加への支援を実施しております。

次に、環境共生についてであります。本年は、ツキノワグマが好んで食べるブナ類の実の不作が報告され、里山への大量出没が懸念されました。

当市におきましても、9月頃から出没情報が多く寄せられ、被害防止対策として行政区長を通してチラシの配布や注意看板の設置を行うとともに、人身被害が予想される場合は、猟友会、警察、県とも連携して防止対策に努めてまいりました。

その結果、心配された人身被害は発生しておらず、10月後半からは、目撃情報も減少しております。

次に、都市基盤についてであります。

南魚沼市斎場につきましては、指定管理期間が本年度末をもって満了となります。次期指定管理者の指定について、本定例会に提案いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

国道253号八箇峠トンネル工事事故の経過につきましては、坑内残留ガスの換気対策終了後、8月1日から9月19日まで、警察・消防・労働基準監督署による現場検証が実施されました。その後、国土交通省によるトンネル内の内部調査が実施され、去る10月13日に専門家により「第2回八箇峠トンネル事故に関する調査・検討委員会」が現地調査を含めて実施されたところであり、今後、更に事故の発生原因や再発防止策等について検証を進めていくこととなるため、本年度中のトンネル工事再開はできない状況であります。国に対しましては、引き続き原因究明と安全対策の徹底を図った上で、平成29年度部分供用に向けた工程に遅れが出ないよう要望してまいります。

国土交通省では10月に「平成24年度経済危機対応・地域活性化予備費」が計上されました。これは大規模災害に備えた防災・減災対策として、河川等の緊急風水害対策及び道路・港湾等の緊急老朽化対策並びに通学路の緊急合同点検に基づく緊急対策に必要な経費で、規模は502億円となっております。当市では、社会資本総合交付金の交通安全事業として実施している路線の中から、早期に通学路の安全対策に効果があらわれる「市道小木六古川線歩道設置工事」に8,000万円の事業費の配分がありました。

新潟・福島豪雨による公共土木施設災害復旧状況につきましては、資材や人員等の不足はありますが、国県及び市で調整を図り進めております。一級河川十二沢川の改修事業は、県が本年度から5か年間で520メートルを「床上浸水対策特別緊急事業」として着手いたしました。十二沢川改修事業推進協議会や地権者説明会を開催し、本年度は用地買収と物件移転補償を進めており、関係する皆様にも多大なるご協力をお願いする次第であります。

10月27日には「一般県道桐沢・麓・五日町停車場線」の魚野川に架かる八海橋が完成

し、地域の皆様とともに盛大に開通式を行いました。古い橋は57年が経過し、老朽化とともに幅員が狭く危険な状況から、県が9年の歳月と19億5,000万円の巨費を投じて完成し供用開始となりました。これにより地域沿線の利便性のみならず、市内全体の活性化がますます図られることと確信をいたしております。

道路除雪につきましては、降雪期を迎え、委託する各企業体と連絡協議会で、事故防止対策に万全を期すよう確認したところであります。また、除雪計画を11月28日、29日の両日、行政区長会で説明し、特に融雪期の排雪等を含めて、市民の皆様にご理解とご協力をお願いした中で、万全な体制で安全・安心な冬期交通確保に努めてまいります。

次に、産業振興についてであります。

農業につきましては、平成24年産水稻の作付面積及び予想収穫量、これは10月15日現在であります。10月30日に公表されました。全国の主食用作付け見込み面積は、152万4,000ヘクタールで、ほぼ前年産並みとなりました。10アール当たり予想収量540キロ、作況指数は102、予想収穫量主食用は前年に比べ7万8,000トン多い821万1,000トンが見込まれます。

新潟県の水稲の作柄見込みは、全もみ数が「やや多い」となり、登熟は「平年並み」となったことから10アール当たり予想収穫量が558キロ、作況指数は104となり、魚沼においては、全もみ数及び登熟は、ともに「平年並み」となり、10アール当たり予想収量が512キロ、作況指数は99となっております。

また、県産コシヒカリの1等米比率は10月31日現在で57.6パーセントと、過去10年間で3番目に低い結果となり、魚沼では、昨年同期の88.7パーセントから55.8パーセントへと大きく落ち込んだところであります。

当市内におきましては、県や市内JA等の農業関係機関と連携しながら、7月中旬以降の少雨と高温に対する稲作指導を、緊急チラシの発行やメールサービスの充実、稲作リーダーとの連携等により進めてまいりましたが、1等米比率は44.4パーセントと同様に低い結果となりました。

幸いなことに、平成24年産米の販売状況につきましては、主食用米の消費減少そして消費者の低価格志向等の厳しい状況下におきましても、順調に推移しておりますけれども、市内JAに集荷されたカントリーエレベーターを含むコシヒカリの1等米比率につきましても、11月上旬で61.2パーセントと平年を大きく下回ったことから、高温気象に対応した栽培技術の改善を通して、全国トップブランドとしての食味と品質の確保に向け更なる取り組みが必要となっております。

また、本年度から導入されました「人・農地プラン」につきましては、持続可能な地域農業の確立に向けた担い手の確保・育成の取り組みと位置づけて、先進的に取り組んでまいりました。現在も、作成済みの15プランに加え、各地で懇談会等の開催を含め、新たなプラン作成に向け、推進チームを中心に取り組みを進めているところであります。

新潟・福島豪雨災害によります農地・農業用施設の復旧状況につきましては、一部の被害

甚大な地域や河川災害に関連する箇所を除いて、おおむね完了する見込みとなっております。

農地災害関連区画整備事業の3地区のうち吉里・思川地区につきましては、施工区域の一部を除き、来春の若干遅い時期にはなりますけれども、田植ができることを目指して取り組んでおります。外谷地区におきましては、工事用道路が今春の地すべり災害により寸断され、その影響により残念ながら来春の作付けには間に合わない状況となっております。

治山、林道災害につきましても、早期の復旧工事完了に向け取り組んでまいります。

次に、商工業関係であります。魚沼サンティックスクールにつきましては、改修工事が一部終了し、事務所を11月1日に移転をいたしました。

セーフティネット保証の認定件数につきましては、10月末現在、36件で前年対比91件の減少となっております。減少の要因といたしましては、平成20年度から続いておりました緊急経済対策が本年3月末で終了したためと考えております。南魚沼市産業育成資金は27件、前年比4件の増となっております。政治体制も不安定な状況が続き、経済状況は決して楽観的に捉えられる状況ではありませんので、引き続き注視をしてまいりたいと思っております。

次に、道の駅「南魚沼」であります。7月1日に開業してからの推計来場者数は、10月末で16万8,694人となり、順調に進んできております。

10月6日、7日に開催されました「国際ご当地グルメグランプリ2012 in 南魚沼牧之通り」は、天候にも恵まれ、JR塩沢駅の新駅舎のオープンセレモニーや軽トラ市も併せて開催された中で、2日間で5万7,000人という大勢の方からご来場いただき、大成功で終えることができました。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。

本年度の人事院勧告に伴う南魚沼市職員給与の取り扱いについてであります。人事院は国家公務員の給与に関して、月例給、期末勤勉手当については改定を行わない勧告を行い、行わない勧告を行ったわけであり。新潟県人事委員会も同様の勧告を行ったところであります。

このほか、昇給昇格制度に関する50歳台後半層の官民の給与差是正について、人事院では55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止とし、県人事委員会では、官民の給与差が国ほど大きくないことから、他の都道府県の動向を考慮して検討していくとの勧告が行われました。その後、政府は国家公務員の昇給昇格制度に関する勧告について、高年齢層が臨時特例法により若年層職員に比較して厳しい減額措置を受けている状況を踏まえ、その実施を平成26年4月に先送りすることを閣議決定いたしました。

また、平成18年度の給与構造改革に伴い実施しております経過措置、これは現給保障ということでもあります。この取り扱いにつきましても、人事院は国家公務員の給与を本年4月から東日本大震災に対処する必要性から臨時特例法で平均7.8パーセントカットしていることを考慮し、臨時特例法が終了した後の平成26年4月で全額廃止する勧告を行いました。県人事委員会では、来年度は経過措置として支給されている額の2分の1を減額し、平成2

6年4月に全額廃止する勧告を行ったところであります。

当市では昨年度、度重なる災害への対応や国県の動向を総合的に勘案した中で、特例的に人事院勧告を実施せず、給与改定を行わないことといたしました。基本的には今日まで国公準拠の方針で給与改定を行ってきたところであります。本年につきましては、月例給、期末勤勉手当につきましては国県とも改定しない勧告でありますので、当市においても給与改定を行わないことといたします。また、昇給昇格制度、経過措置の取り扱いにつきましても、国公準拠の方針のもと平成26年4月に対応することといたします。

なお経過措置による現給保障額であります。来年4月以降の対象者は143人となっており、県人事委員会の勧告と同様に支給額の2分の1を減額した場合は、年額で約800万円の削減となります。

職員においては厳しい社会経済情勢が続く中、改めて全体の奉仕者としての自覚を持ち、行政サービスの一層の向上に努めるとともに、公正かつ円滑な業務執行に取り組んで、市民の期待と信頼に応えるよう指示をしているところであります。

来年からの確定申告につきましては、申告相談会場を市民会館に統合することについて、11月28日、29日に開催されました行政区長会におきまして、この趣旨の説明を行いました。その後、これから市報等を通じて市民への周知を図っております。

総合計画の平成25～27年度実施計画につきましては、大和地区・塩沢地区の地域審議会からご意見をいただき、総合計画審議会にお諮りをいたします。今後、更に計上事業費の精査と予算との整合を図りながら策定し、市民の皆様にご公表いたします。また、今後も市民の皆様のご要望にお応えすべく、諸事業を調整し、財政の健全化を進めながら着実に実施してまいります。

平成21年度に実施し、3年ごとをめぐりに実施することとしております市民アンケートの継続調査の結果がまとまりました。今回も「雇用の充実」が「今後求められる施策」として最も高い要望となり、経済情勢の慢性的な低迷や少子高齢化社会への対応など不安解消が求められているものと受けとめております。

市といたしましては、新規雇用の創出に加え、既存の雇用の確保継続を図るため、民間事業者への支援策として、新たに財団法人地域総合整備財団、これはふるさと財団ですが、の「ふるさと融資」の制度活用を検討しております。雇用の創出・確保を伴う事業につきましては、本制度で事業資金借入の25パーセントを無利子融資するものであります。観光関連産業をはじめ幅広い業種を対象として支援してまいりたいと思っております。

次に、補正予算についてであります。

11月16日に衆議院が解散し、12月16日に衆議院議員総選挙と最高裁判所裁判官国民審査が執行されることとなりました。時間的余裕がなく、選挙準備にすぐに取りかかる必要があることから、一般会計補正予算第3号を専決処分いたしましたので、本定例会において報告いたします。また、12月補正として、14ページ記載の事項を主な内容とする補正予算第4号を編成いたしましたのでよろしくお願い申し上げます。

以上、これからの市政運営についての所信と行政報告を申し上げます。

政治・経済の混迷が続き、私たちを取り巻く環境は厳しさを増すばかりでありますけれども、市民の皆様が希望を持って安心して暮らしていけるまち「南魚沼市」を創りあげるため、いかなる努力も惜しまず3期目も全力で諸課題に取り組んでいく決意であります。

市民の皆様並びに議員各位におかれましても、深いご理解と絶大なるお力添えを賜りますよう、心よりお願い申し上げます、所信表明といたします。

なお、むすびといたしまして今議会の提出案件25件、内訳として条例5件、予算6件、その他14件であります。よろしくご審議を賜り可決賜りますようお願い申し上げますところであります。

なお、ここで皆様方にお知らせとともに私のほうからも謝意を表したいと思っておりますが、ご承知のように小原副市長そして遠山教育長、廣井代表監査委員、教育委員の木村かすみ氏、4名の方がこの12月中に、それぞれ任期が違いますがご退任をいただくことになりました。この皆さん方は市制施行以来、本当に献身的に市の発展に尽くされ、今、南魚沼市がこうして順調に推移をしておりますのも、この4氏の皆様方のご功績、ご努力の賜物であります。

私のほうからもこの議会の場で4名の皆様方に心から感謝と御礼を申し上げ、そして退任後もどうぞまた我々、そして南魚沼市民のためにご努力、そしてご指導をお願い申し上げたいと思っております。本当に長い間、この4名の方には大変なご支援、ご協力を賜りました。心から御礼を申し上げ、ちょっと場所が適切であるか否かは別にいたしまして、私のほうからの惜別の挨拶に代えさせていただきます。皆さん本当にありがとうございました。

○議 長 以上で市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第6、報告第4号 議員の辞職許可についてを行います。

議員の辞職許可については、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第7、報告第5号 議会運営委員の辞任及び選任についてを行います。

議会運営委員会の辞任及び選任については、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第8、報告第6号 総務文教委員の選任についてを行います。

総務文教委員の選任については、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第9、報告第7号 議会広報編集特別委員の辞任及び選任についてを行います。

議会広報編集特別委員の辞任及び選任については、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第10、報告第8号 地域医療対策調査特別委員の選任についてを行います。

地域医療対策調査特別委員の選任については、お手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第11、報告第9号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。

議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。

**○井上議会運営委員長** 9月定例会本会議終了後の付託されておりました継続調査についてご報告いたします。

調査事項につきましては、平成24年12月南魚沼市議会定例会の運営についてということで、詳細な内容につきましては、1番から11番まで皆さんに配付の資料のとおりであります。2番として閉会中の議会運営委員会の開催について、3番、その他ということであります。

調査の状況であります、平成24年12月3日であります。委員の出席状況は7名、1名は葬儀のため欠席ということでありました。なお、この議会運営委員会から委員の構成が1名入替わりということであります。そのほか正副議長からも出席をいただいております。調査の内容につきましては、執行部の総務課長、財政課長の出席を求めまして、12月定例会の会期及び議事日程、それから議会運営に関する事務調査、検討などを行っております。また、会議の冒頭に市長から今定例会に多くの人事案件が提出される旨のご挨拶がありました。以上であります。

**○議 長** 議会運営委員会の委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

**○議 長** 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。

**○関総務文教委員長** 総務文教委員会の閉会中の所管事務調査について報告をさせていただきます。期日は平成24年10月26日、委員の出席状況は7名でございます。1名欠席でございます。調査については執行部より総務部長、市民生活部長、企画政策課長、税務課長、学校教育課長、社会教育課長の出席をいただいて、現地及び事務調査を行ったところあります。

調査事項であります、大原運動公園整備についてであります。現地にて執行状況等説明を受けました。今年度末までにおおむね3分の1程度の進捗になるという説明でございました。質疑等につきましてはご覧をいただきたいというふうに思います。

次に塩沢中学校の取り組みについてであります。こちらについても塩沢中学校のほうにお伺いをいたしまして、学校長及び教頭からプロジェクターを使って説明をいただきました。内容等につきましては資料等を含めてご覧をいただきたいというふうに思います。

次に市税の収納状況についてであります。税務課長から資料に基づいて説明がありました。市税の合計については、収納率で前年度比0.6パーセントの増、収入額で現年分の3,000万円の減を滞納分の3,000万円の増で何とか前年並みになっているというようなことで、固定資産税、都市計画税の落ち込み分を市民税、法人税滞納分の伸びでカバーしているというような説明がございました。国保税につきましても、収納率では0.3パーセントの増ですが、収入額で約200万円の減となっているというような説明でございました。質

疑等については資料をご覧いただきたいというふうに思います。

次に市民意識の調査についてであります。企画政策課長から市民の声アンケートについて、並びに結婚アンケートについての説明をいただきました。先ほどの市長の行政報告の中にもありましたが、市民アンケートについては3年に1回というようなことで、総合計画の後期基本計画等への参考ということで行われているということでした。

次に地域コミュニティ事業についてであります。このことにつきましても企画政策課長から資料に基づき説明がありましたが、現在の予算の組み立て等々、それから実施されている各協議会等の取り組みについて説明がありました。質疑等につきましては、同じく資料をご覧いただきたいというふうに思います。以上で報告を終わらせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。いただいた資料9ページ、地域コミュニティのほうの分館事業の加算金に関連しての質疑ですが、そもそも分館というものは地域コミュニティ活動そのものであるであろうということで、分館事業を地域コミュニティ活動に一本化をしようという部分があるのではないかと思います。そのことについての説明、質疑があったかをお伺いいたします。

2点目は22ページに法人市民税の調定額一覧が出ておりますけれども、税務課長が法人については善戦をしているというようなそういう説明があったかと思っておりますけれども、税務課と商工観光課等で連携をしながら増収を増やすようなそういう方策というもので、検討したかどうかということについての質疑があったかどうかをお伺いいたします。以上2点であります。

○関総務文教委員長 今ほどの2点についてであります。それらについて触れての質疑はありませんでした。

○岩野 松君 1点だけ、言葉ですけれども、20ページの資料の中の塩沢中学校が非常にすばらしく変わっていくお話は、私もちょっと聞いたことがあって大した活動をしているなというふうに思っていました。その中の最後のところ、20ページの今後に向けた課題というのに、「困り感」という言葉があるのですけれども、それについての質疑とかそういうもののこれからの問題としての捉え方みたいな何か委員会でありましたか、どうかお聞かせください。

○関総務文教委員長 今ほどの一番最後の「困り感」ということですが、特にそれに触れて教頭先生からの特別な説明もありませんでしたし、委員からも特にその部分に触れての質疑はありませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長の報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

○山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会におきます閉会中の調査の報告を行います。

す。期日は平成24年10月23日、委員の出席状況、8名全員出席です。執行部のほうからは所管の部長、課長、そういった方々にそれぞれ参加をいただきました。なお、4番の調査項目であります、六日町商工会の方針についてにつきましては、参考人の出席を商工会長に求めました。

調査の事項であります、大和クリーンセンターについて、浦佐バイパスの進捗状況について、メディカルタウン構想に伴うまちづくりについて、以上3点につきましては現地調査も行いました。4番目、六日町商工会の方針について、5番目、グリーン・ツーリズムについてというところであります。それではそれぞれについて調査報告いたします。

大和クリーンセンターにつきましては、現地調査、緑水工業社員から説明をいただきまして、現地におきまして質疑応答を行いました。資料は後ろにございますが、質疑に入りまして、下水道の接続についてやはりありました。クリーンセンターの職員や設備業者にも接続の確認をすべきだといったような質疑がありました。更に2ページ1番下ですが、面整備した量を上回る流入水量が2年続けて発生していること。豪雨時の処理能力は十分かといった防災も含めた質疑がありました。回答につきましては記載のとおりで、今の段階では大丈夫であるということであります。

2つ目でありますが、浦佐バイパスの進捗状況。水無大橋の進捗状況を確認しながら、現地で建設業者の方から資料に基づき説明をいただきました。なお、本年中に水無大橋を供用開始にしたいという説明も現地でいただきました。質疑に入りまして、魚野川を渡る新浦佐大橋——これは仮称であります——の見通し。それから大和インターの24時間供用についての質疑がありました。それぞれ橋については現在未定であるということと、大和インターについては24時間開設に向けて努力しているということであります。

3番目でありますが、メディカルタウン構想に伴うまちづくりについて。基幹病院の建設状況を現地確認しまして、その後、事務調査を行いました。ページの16ページを見ていただきまして、そのメディカルタウン構想の目標の(1)から(5)の下の、上記のうち基幹病院開設までに次の体制確保が喫緊の課題であると。基幹病院を初め地域の医療が機能するための体制を整えること、それから新たな定住者の受け入れ態勢を整えること、そういったことを主眼に説明、質疑を行いました。

質疑については6ページの中ほどの質疑、都市計画見直しのスケジュールにもある地元説明とは、ほぼ決定したものを示して地元の了解を得るというものなのか。検討会や地元説明会の位置づけといった質疑に対しまして、今年度の道路見直し検討会で、用途と道路を一緒にして進める必要が出てきたので、地元説明の段階では道路と用途を一緒にして進めなければならないであろう。たたき台を出して地元の意見を聞いた後、それを検討会や審議会で検討するという、ワンサイドではない意見を聞きながら検討会でやっていくといった質疑応答がありました。

4番目は六日町商工会の方針につきまして調査を行いました。六日町商工会長、副会長、事務局長から資料に基づき説明をいただき、質疑応答を行いました。なお、説明の中では、

不祥事の再発防止それから商工会の理解を深めていただくと。それから商工会の今後の活動方針、にぎわいを高めていくと、そういった目標を持って活動するといった説明をいただきました。

5番目、グリーン・ツーリズムについて、商工観光課長から資料に基づき説明をいただきました。ただ、説明をいただいたその実数につきまして、この数ではどうなのかという疑問があったのですが、全部の数を捉えきれていない、実際はもっと多くて、もっといろいろな方面でグリーン・ツーリズムの事業をされているはずだというような意見もありまして、横の横断的な連携が取れていないと、そういったような意見も出されました。

報告につきましては、詳細は読んでいただければなと思います。以上で調査報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。

○中沢社会厚生委員長 社会厚生委員会の報告をさせていただきます。

期日ではありますが、平成24年10月25日に開催いたしました。委員の出席は8名全員であります。調査事項は記載のとおり3件について調査し、1件の報告がありました。調査内容につきましては、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。

最初の南魚沼市における再生可能エネルギーについてであります。現地調査も含め行わせていただきました。正に今、昨年3月11日の東日本大震災での原子力発電所の事故以来、エネルギー事情に不安定な要素があるわけでありまして、再生可能エネルギーが注目されているところであります。その中で南魚沼市における再生可能エネルギーの利用の課題でありますけれども、いろいろ再生可能エネルギーがある中で風力発電については、魚沼スカイラインで電源開発が調査を行いましたけれども、思ったより風の力が弱くて断念した経過があるというのは、皆さんもご承知のとおりであります。

太陽光発電につきましては、冬の日照時間が少なくて発電量が少ないことであるということと、また設置に向けた多額の費用がかかることも挙げられているわけであります。南魚沼市としては先ほど市長の所信表明にも述べられていたように、来年度から補助制度を設けるという報告があった次第でございます。

水力発電についてでありますけれども、これはミニ水力発電やマイクロ水力発電の導入が対象となるというように思われるわけですが、これに関しましては、特に南魚沼市は注目されている、と言ってもいいのではないかとそういうふうに思っております。雪冷熱についてでありますけれども、当然ながら我が市ならではの可能性が大と期待するものであります。質疑詳細につきましては、資料をご覧いただきたいと存じます。

次に認定こども園（仮称）むいかまちこどもえんについてであります。現地調査を含め行わせていただきました。事業の概要については、市の補助金は3億500万円で決定を見ておりますけれども、平成24年10月に2億8,970万円、交付決定額の95パーセントを支払っていているわけであります。その中で総事業費が当初4億2,000万円でありましたけれども、今現在、調査の時点の段階では、3億6,300万円程度になるという状況の報告がありました。それは調査時点でありますので、まだ完全に工事が終わっていないので決定は見ないわけですが、そうなった場合、補助金の減額も当然出てきているという報告でございます。質疑詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。

次に介護福祉施設についてであります。新しくできた「雪椿の里」を調査を含め行わせていただきました。介護保険施設は大きく3種類あるわけでありますけれども、施設サービス、居住系のサービス、そして在宅サービスであります。南魚沼市では介護サービス事業所は別紙のとおり書いてありますけれども、全43事業所があるわけであります。第5期中には先ほど同じく市長が表明されましたように、4施設の整備予定をしているところであります。石打地区の小規模多機能型居宅介護、そしてすぐ近くにまた小規模特別養護老人ホーム、そしてまた八幡の旧穴沢医院の跡地でありますけれども、特定の施設、サービス付き高齢者向けの住宅、そしてまた、五十沢の宮地区に小規模多機能型居宅介護施設を計画しているところであります。

そして、特別養護老人ホームの申し込み状況でございますけれども、実質ですが、今現在待機者というか申込者は402名でございます。その中でユニット型個室が563名申し込んでございます。定員が308名でありますので、単純に割りますと1.8倍というふうになります。また、多床式になりますと、定員が192名のところ今現在699名が申し込んでございます。単純に計算しますと3.6倍の倍率になるわけでございます。その中で利用料金ですけれども、多床式は月大体7万円から8万円かかっているというふうな報告でございました。ユニット型ですと月12万円から13万円かかっているというふうな報告があった次第でございます。今現在、皆さんもご承知のとおり介護3、4、5を合わせると今、300人を超えております。その中で、先ほどあったように第5期の計画を見ますと、今後の部分もありますけれども、かなり網羅されてくるのではないかと、そのように思っている次第でございます。

最後ですけれども、その他でございますがその他につきまして、ごみ処理関連施設の広域連携について報告があった次第であります。以上でございます。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

○寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。認定こども園の部分の質疑の中ですが、資料7ページ中段でありますけれども、夫婦で理事長、副園長をやっておるという部分についての答弁の中で、高圧的ではなく運営方針自体に何かの問題があれば、公立保育園と同じような考えで指導をしていかなければならないと思うという下りありますけれども、民設民営のこういう施設に対して、こういう考え方で臨むということはいかかなものかとい

う部分についての、更に詳しいような説明等があったかどうかお伺いします。

○中沢社会厚生委員長 これにつきましては、質疑者が述べられたとおりでございまして、いくら民設民営であっても同じく市としては行政で指導をやっていきたいと、そういう旨の説明がございました。

○議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 以上で、所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。

本会期中の請願を除く付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本会期中の請願を除く付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議長 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時10分といたします。

(午前10時52分)

○議長 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

病院事業管理者から早退の届出がありましたので、これを許します。

(午前11時10分)

○議長 長 日程第12、平成24年請願第3号「ゆきとどいた教育」の前進をもとめる請願及び日程第13、平成24年請願第4号「教育費無償化」の前進を求める請願、以上2件を一括議題といたします。

請願第3号及び請願第4号の2件を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議長 長 日程第14、第17号報告 専決処分した事件の報告について(総合支援学校大規模改造(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第17号報告 専決処分をした事件の報告についてご説明を申し上げます。本件は、本年6月定例会において付議、ご同意を賜りました総合支援学校大規模改造(建築)工事請負契約の変更について、専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第180条第3項の規定によりご報告を申し上げます。

議決された契約金額の100分の5以内でかつ1,000万円以内の額の増減にすることにつきましては、市長の専決事項に指定をされておりますので、専決事項の指定の第3項に

基づき本件につきまして、平成24年11月20日専決処分をさせていただいたところでございます。

3ページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。工事番号 特支第6号 総合支援学校大規模改造（建築）工事請負契約につきまして、記載のように変更前が1億9,005万円でございますが、766万5,000円を変更増といたしまして、変更後の請負金額を1億9,771万5,000円とさせていただいたものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

5ページ、6ページが建設工事変更契約書の写しでございます。7ページに工事変更概要が記載をされていますのでご覧をいただきたいと存じます。合計で、先ほど申し上げました766万5,000円の変更でございます。変更内容につきましては、それぞれ内容、数量、金額と記載をしておりますのでご覧をいただきたいと存じます。

3の変更理由でございますが、既設建物の利用ということもあり、校舎棟各教室及び視聴覚室のカーテンが古くてこれを更新したいということ、警備上から教室棟との境に吊り戸、戸でございますが、を設置することによる増工、階段を鉄骨の施工からコンクリート補修による変更にしたことによる減、基礎の施工について既存のL型擁壁が埋設されていることが判明をいたしまして、それに伴う増工、校舎棟外壁関係では、クラック、雨どい、天井換気エルボなどの不良箇所がありまして、足場を共用させていただいて今回対応させていただくものであります。

なお、9ページに変更資料として図面がついておりますので、ご覧を賜りたいと存じます。以上で、第17号報告の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長 質疑を行います。

○寺口友彦君 工事変更概要の変更理由3番であります。教室棟との境に警備上必要となる吊り戸を設置するという部分でありますけれども、この部分は保護者の方からこういうような要望が出てきたということなのか、あるいは学校を管理する側からのものなのかということをお伺いいたします。

○学校教育課長 今ほどの吊り戸の件です。校舎棟と管理棟の境目でございますが、そこに戸が当初設置をされておりました。保護者のほうからもそこを分離する必要がある、といいますのはサントニックさんとの共用がありますので、そこに戸を設置するというように考えております。また、管理上もセキュリティを分割するということを考えておりますので、両方からのことで設置をすることといたしました。以上であります。

○寺口友彦君 職業訓練の部分との共用でありましたので、当初の段階でこういうことは当然予想できたはずですが、当初設計する段階でこういう部分についての心配はなかったということですか。

○学校教育課長 その点につきましては、私どもも検討委員会の中で様々検討してまいりました。主に校舎の、学校の教室のスペースの確保であるとか、トイレあるいは水回りと言うようなところが非常に重点的な部分があつて、その部分は今思えば落としであったという

ふうになっております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。質疑は終わりました。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について(総合支援学校大規模改造(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

○議 長 日程第15、第18号報告 専決処分した事件の報告について(総合支援学校体育館建設(建築)工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

○総務部長 第18号報告についてご報告を申し上げます。本件につきましても、第17号報告に同じく本年6月定例会において、第82号議案として付議、ご同意を賜りました総合支援学校体育館建設(建築)工事請負契約の変更について、議決をいただいた契約金額の100分の5以内でかつ1,000万円以内の額の増減の範囲でございますので、先ほどに同じくご報告を申し上げるものでございます。11月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。

3ページの専決処分書をお開きいただきたいと思います。契約番号が特支第9号 総合支援学校体育館建設(建築)工事請負契約の変更契約につきまして、記載のように変更前が1億8,900万円でございますが、382万2,000円を変更増といたしまして、変更後の請負金額を1億9,282万2,000円とさせていただいたものでございます。

契約の相手方につきましては、記載のとおりでございますし、5ページ、6ページに契約書の写しがございます。7ページに工事変更概要が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと存じます。増減がありますが、合計では先ほど申し上げました382万2,000円の変更増であります。

変更内容につきましては記載のとおりでございますが、ここで大変申し訳ありませんが資料の字句の訂正をお願いしたいと存じます。変換ミスがございまして、記載の内容がある部分で残土処分から5行目下に「木毛セメント版打ち込み」とありますが、これは版画の「版」ではなくて、きへんであります木の「板」のほうにお願いをしたいと思います。その下の下で「内部発砲ウレタン」とありますが、発砲は大砲の「砲」ではなくて「泡」でございますので、まことに申し訳ありませんが、ご訂正をいただくようお願いを申し上げます。なお、3の変更理由の字句の中も同様でございます。

3の変更理由でございますが、敷地の地盤が悪く地盤改良工による増、土工事で残土処分の増、アリーナ天井を先ほど申し上げました泡のほうの発泡ウレタンからポリスチレンフォームに変更による減、実習室と体育用具室の天井材を結露防止のためコンクリートの打放しから木毛セメント板に変更、またアリーナ、多目的室にカーテンの工事を増工させていただくものでございます。

なお、8ページに変更資料として、図面が添付されておりますのでご覧を賜りたいと思

ます。以上で、第18号報告の説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 変更理由についてお伺いしますが、先ほどにも若干絡みます。この原因ですね、変更理由の原因。これはいろいろな調査をして設計発注しているわけでありますので、設計者の責任なのか、あるいは発注者が項目に上げなかったのか、そういう点をひとつ明快に答えていただきたい。先ほどの件も同じであります。カーテンとかそういうものは使う予定であったかどうかとこういうことを、それが古いから交換というのは、事前の調査がなされていないということではないかというふうに思います。こういった食い違いというかが起きる原因をひとつお聞きいたします。

○学校教育課長 ここに記載されておりますように、変更部分が多々ございました。私どもが設計者にお願いをしているわけですので、設計者とともに私どもがチェックをしながら、あらゆる部分について精査をしなければならないというふうに考えております。そのように努めてまいりました。しかしながら、実際工事を発注した段階でこのような内容になったものでございます。見方が甘かったという部分は甘んじて受けたいというふうに思います。

それからカーテンでございます。カーテンは当然必要な部分でございます。この部分につきましては、当初、備品でということを考えておったのですけれども、カーテンレールが重量式というような部分もあって、施工もだいぶ難しいという部分がございましたので、カーテンにつきましては工事の中に入れさせていただいたということでございます。

○岡村雅夫君 確かに、工期なくしてというか、事前の準備段階での時間が多分ないと思うのです。ないがために早急に設計発注をし、そして実施計画設計書が上がってくると、それをまた願ったことが、要するに発注したことが全て入っているかどうかというチェックを、どこで誰がするかということなのです。

もし、設計屋さんが受注した設計業者が全て網羅したという考えを持ったとしても、こういったことが進んでいく中で起きてくるわけです。ですから、こういうことが起きる。私はもう少しそこら辺を——もし、設計屋さんに発注するとき要件、項目でやっていたとするならば、設計屋さんの落ち度です。落ち度ということになれば設計責任です。そういうやはりシビアなことをきちんとやっていかないと、お願いしたのだから大丈夫だと、落ちていたら上げてあげてやるよと。あるいは私たちが落としていたので入れていてくださいと、こういう話になってしまうのです。

それは当然、全部が全部できるとは言いませんけれども、いつかもお話しましたけれども、こういった安易なことが盛られてくるということは、私はいかがなものかなというふうに思います。当然、この程度のことはチェックできることです。そして今回のこれでいけばあれでしょう、地盤改良工事を行ってそして重機が入られなかったと。だから表土改良をやって、上がられる形にしたと、それから正式の地盤改良ですよ。これはやはり現地あるいは近隣の実績等を見れば、当然予測できたはずであります。

それから、結露防止のためとかということで木毛セメント板に変更したということですが、

これはあくまでも結露が起きていいという条件で発注していればいいですけども、そうでなかったとしたならば、当然これはコンクリート打放しではなかっただろうというのが、通常の設計であるとするならば、私は考えられる。その辺の判断をただ増工で、あるいは減額で出してくるということだけで済む問題ではない、というふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

**○教育部長** お答えします。岡村議員の言われることについては、我々も反省すべき点は多くあると思います。私はこういうふうに考えるのですけれども、発注したときに施工屋さんにも常に言っているのは、一生懸命設計したのですけれども、これは一つのたたき台ですよ。その中で今までの実績の中で提案してもらったものについては、変えていくこともやぶさかではありませんよということ、今までの工事私も私に言わせていただいております。だから、そういう意味での変更というのは、設計事務所は完璧ではありませんもので、チームを組んでいい仕事にしていくというのは、ひとつ進め方としてはやむを得ないことだと思っています。

だから、その中で一つ言うのは、当初はコンクリートの天井を打放し、後で発泡剤を吹くという話でしたが、工程的な問題、金額的な問題を含めて業者のほうから型枠に断熱材を打ち込んでという提案がありましたもので、変えさせていただきました。言いようによれば設計事務所の力不足、行政の力不足ということは否めないのですが、我々としては、更に工事に精通した人の意見を聞いていくということも、重要なことであるというふうに考えております。以上です。

**○岡村雅夫君** 部長、この前もそういうような形で答えています。私はこの前は——もう1点観点を改めてお話しします。提案されて変更したということになりますと、要するに設計屋さんが自分でよしとしていたことが変わるわけでありますので、違ったまた積算をしなければならぬわけです。設計屋さんが本来自分で請けた設計書、それと違うことをする場合、また何らかの図面なり調書なりを作らなければならぬわけです。それを私はこういった変更が起きた場合は、設計業務が変更になっているので、設計料も変わらなければならないというふうに以前申し上げました。その点やはり、原因がどちらでどうだから設計額も変わりますよという話にも、今の話でいくと私はなっていくべきだというふうに思うのですね。

現場に入って提案を受けた。こちらのほうが工期も簡単だしということになれば、あるいは支払いはいいですよということになれば、設計変更をするということになれば、設計屋さんはそれだけの業務をまたやらなければならないわけです。そうすると報酬もそこで変わるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

この前に関してはそういうことは一切含んで設計契約をしているというような言い方をしたのですが、それではやはりちょっと違うのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

**○教育部長** 岡村さんも同じ業種を経験しております。建物をつくる、工事をすること、かなりいろいろな要素が入って難しい。四角四面にいかないものだと思うので、柔

軟に、関係者がより良い方向でということでのこの工事も発注しまして、さっき私が説明したとおりです。

それで、設計料の変更をしたかということですが、しません。これは許容範囲というか、みんなが力を出した中で、設計事務所も要求もしてきませんでしたし、我々も許容の範囲で設計事務所が努力するべきことだというふうに判断して、設計のほうは変更しませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、専決処分した事件の報告について(総合支援学校体育館建設(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

○議 長 日程第16、第19号報告 専決処分した事件の承認について(平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号))を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

○市 長 報告第19号につきまして、専決処分をさせていただいたということでご説明申し上げます。所信表明でも若干申し上げましたが、11月16日に衆議院が解散し、12月16日に投開票が執行されることが決定いたしました。併せまして最高裁判所の裁判官国民審査が行われます。投票までに時間的余裕がなく選挙準備に早急に取りかかる必要がありましたので、11月20日付で専決処分を行い、準備を開始したところであります。

補正予算の内容といたしましては、県選挙管理委員会委託金3,165万円を歳入に追加し、歳出につきましては、補正予算書の12、13ページ記載の選挙に要する費用3,324万円を計上し、歳入に不足する159万円につきましては予備費を充てるものであります。

以上、歳入歳出予算総額それぞれ3,165万円を追加しまして、予算総額を341億2,687万1,000円としたいものであります。以上、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 直接、額的にこれだけの問題にならないかもわかりませんが、知事選に始まって市長選、補欠選挙、そして衆議院選挙という一連の選挙の中で、たまたま住民に言われたわけではありますが、選挙管理委員会にはお話してあることですのでわかっただけで見解を知りたいのです。ポスターの掲示板を知事選の掲示板を今回、撤去しないでというか、次をその上に張って、そして今回ははいでくいは撤去しないで、その上に張ったというような感じではないかなというふうに私は思うのです。その辺は詳しいことがちょっとわかりませんので説明を願いたいのですが、そうすることによって多分かなり掲示板の経費と申しませんが、浮いているんだろうねという指摘を受けましたもので、どの程度浮くものなのか、ひとつどうしても聞いてくれと言われたもので聞きます。

○総務部長 3つの選挙を調整いたしまして、補選の分がいつまでも取られないというような苦情もいただきましたが、そうすることによって経費が安くなるということです。ご存

じのように今、予算書を見ますと約1回が今、378か所ありますので、300万円近くかかるわけです。今、総務課長のほうで聞いてみましたら、今回の転用することによって200万円程度安くなったということでございます。特に私どもの自前選挙の場合は全く一般財源でございますので、たまたま3つ重なったということで、そういうふうな形で転用させていただいて、安くさせていただいたということでございます。以上でございます。

**○岡村雅夫君** 200万円ほど浮いたということは、これは早速報告ができます。そういった場合は、知事選なら知事選で幾らということになると、それをお返ししなければならない分はあるのですか。交付したのだからいいのだというような感じなのか、その辺ひとつもう一言お聞きします。

**○総務部長** それぞれ執行経費というものが決まっております、これも積算も決まっております。今回を見てもらえればおわかりですが、備品を購入しておりますけれども、いただいた経費を159万円ほど足りないという状況もあります。もう一つは人件費の設定が、私ども今ほとんどフルスタッフに近くて300人近く出しておりますので、その差がありますし、通常の選挙管理委員会の部分もありますので、お返しをするというよりも少し余計もらいたいという部分でありまして、実は民主党さんになってから抑えられたという現状がありますので、とてもお返しできる部分はないということでございます。以上でございます。

**○議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

**○議 長** 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。

第19号報告 専決処分した事件の承認について(平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第3号))は、提出のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第19号報告は提出のとおり承認されました。

**○議 長** 日程第17、第110号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

**○総務部長** 先に今朝ほど申し上げました右の上に丸正のある議案をご用意いただきたいと思っております。南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正させていただきたいものでございます。本件は本年の8月29日可決成立をいたしました、地方自治法の一部を改正する法律による同条例の一部改正をお願いしたいものでございます。本法の改正理由といたしましては、ご承知のように地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保

して、もって住民自治の充実を図るということで改正をされております。

主な改正の部分では、議会の招集及び会期、議会と長の関係、直接請求制度、それから広域連合などに所要の改正がなされたものでございます。これを受けた改正では、「政務調査費」の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めまして、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例事項としたものでございますし、議長さんの政務活動費の使途の透明性を努めるということにしたものでございます。

新旧対照表でご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと思います。まず、題名を「南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例」から、「南魚沼市議会政務活動費の交付に関する条例」に改めさせていただきたいものであります。

第1条につきましては、自治法の根拠条文の改正による整理と目的の追加、それから今ほど申し上げました「政務調査費」を「政務活動費」に字句の変更でございます。以下、第2条から8ページの第5条までは、それぞれ関係する字句の改正でございます。

第6条第1項では、ここも字句の整理、そして現行の第8条の任期満了にかかる定めがありました。改正案では明確化ということから第2項を起こしまして、交付対象期間が「任期満了の日の属する月分まで」との規定を追加してございます。第3項から繰下げによっての第5項までは、それぞれ字句の関係の整理でございます。

第7条、第8条は主に字句の整理であります。10ページ上段で、先ほど申し上げました第6条第2項の新設から、第8条3項中の「任期満了」の字句を削っておるものでございます。

第9条では、見出しで「政務活動費に充てることができる経費の範囲」として、改正前は使途基準につきましては、規則委任をしておりましたが、法の定めによりまして条例で定めるものとしたものでございます。第2項にありますように会派にあっては別表第1、それから議員にあっては別表第2が適用されることとなるものでございます。

第10条では、見出しの明確化と主として様式の字句の整理でございます。ここでは第1項にただし書を加えて、任期満了のときは収支報告書をその日の翌日から起算して20日以内に議長さんに報告をするという定めでございます。第2項、第3項及び第4項はそれぞれ字句関係の整理でございます。

現行の第1条は、後ほどご説明する第13条が追加になったことにより、削除とするものでございます。

改正案の第11条は、改正前の第12条を繰り上げ、政務活動費の返還についての定めでございますし、それぞれ所要の改正をお願いするものであります。

12ページでございますが、現行の第13条は、収支報告の保存及び閲覧を定めたものでございますが、これを繰り上げ第12条とするものでございます。

改正案第13条は新設で、「透明性の確保」との見出しで、冒頭申し上げました改正理由の一つである、議長さんによる調査、透明性の確保の努力義務を加えるものでございます。

また、別表第1に会派関係の充当を、別表第2に議員関係の充当の内容を定め、またそれ

ぞれ様式を改めるものでございます。

以上を改正法規文といたしますと1ページから記載のようになりまして、5ページ下段の附則をご覧くださいと存じます。附則では、地方自治法の一部を改正する法律の附則第1条ただし書に政令で定める日から施行を行うものでございますし、加えて経過措置を定めるものでございます。なお、施行は法律では、公布の日から6か月を超えない範囲で政令で定めるといふふうになっておりますので、9月に公布されておりますので3月までには定められるといふふうを考えております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上ご決定を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点、確認をしたいと思うのですが、自治法の改正に伴っての改正でありますので、明確になった部分で非常にわかりやすくなっていいのですが、ただ、9条にありますように、政務活動費の経費に充てることができる経費の一覧とあります。中身が9条に出ているのです。会派と議員の範囲の別が今度新たになったわけですが、明確になったわけですか。この解釈ですけれども、今、実質的には個人で出しているのかもしれないけれども、会派扱いみたいなことでやっているのですが、会派と議員は、分けて政務調査費が出るのか。県会議員とかそういうところはそうなっているのですけれども。そうならないにしても支給された政務調査費の中で、会派に使う、そして個人に使うといふふうなことで分けて使用することができるのか。又は基本会派、ただ無会派のところもありますので、そういう部分だけ会派と議員で分けるのか。その辺の解釈のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部長 この条例は元々「会派」とそれから「議員」ということに両方出せるというのですか、いずれか一つということになるのですが、書いてありますので、4月の5日でしたかまでに所属の会派を届けていただくということになります。会派に属している方については、会派でやっていただきますので、その部分は別表第1のほうでお使いをいただくということになりますし、会派に属さない場合が当然あるわけですので、その場合は別表第2のほうで用途をお使いいただくということになろうかと思っております。はい、以上でございます。

○山田 勝君 内容については、特にこれで我々も会派で議会報告をして、それが活動費として使えるということでもいいのですが、ただ条例という形で今回改正になって出るわけですが、前も話しましたように我々は条例集がないのですよね。自分たちで勝手にネットで探して印刷しろやと、そういう形ですけれども、我々議会に直接関係する部分については、案文でも結構ですし、承認の後は皆さんに印刷してお渡ししますとか、そういった丁寧さが必要ではないかなと思っておりますが、いかがですか。

○総務部長 インターネットといいますかホームページ上ではご覧になれるわけですが、今のお話の分につきましては、これがお認めいただければこの部分については、紙で刷っておあげをしたいと思っております。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第110号議案 南魚沼市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第110号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、第111号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例等の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○教育部長 第111号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例等の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。今回の南魚沼市行政財産の目的外使用条例等の一部改正につきましては、平成24年12月1日に設置した南魚沼市特別支援学校が平成25年4月に開校するに当たり、南魚沼市行政財産の目的外使用条例を含む12条例の一部を改正するものです。

改正内容については議案資料の新旧対照表でご説明します。5ページをお開きください。第1条、南魚沼市行政財産の目的外使用条例の一部改正につきましては、別表2の「屋内体育館、塩沢中学校(第2体育館)」の次に「、総合支援学校」を加えます。

6ページをお開きください。第2条 南魚沼市教職員住宅条例の一部改正につきましては、第2条及び第3条の「小中学校」を「小学校、中学校及び特別支援学校」に改めます。第3条 南魚沼市学校給食センター条例の一部改正につきましては、第1条中の「及び中学校」を「、中学校及び特別支援学校」に改めます。

7ページをお開きください。第4条 南魚沼市学習指導センター条例の一部改正につきましては、第1条中の「及び中学校生徒」を「、中学校生徒、特別支援学校児童及び生徒」に改めます。第5条 欠ノ上クロスカントリーハウス条例の一部改正につきましては、別表2の市郡内の適用と料金に「特別支援学校1校につき5,000円」を加えます。また、市郡外の適用を「中学校又は高等学校1校につき」を「中学校、特別支援学校又は高等学校1校につき」に改めます。

8ページをお開きください。第6条 鈴木牧之記念館条例の一部改正につきましては、別表1の観覧料区分に「特別支援学校の児童生徒」を加えます。第7条 セミナーハウス条例の一部改正につきましては、別表附記第2項中の「小中学校」を「小学校、中学校、特別支

援学校」に改めます。

9ページをお開きください。第8条 南魚沼市農業体験実習館条例の一部改正につきましては、別表1の区分「市内の小中学校」を「市内の小学校、中学校及び特別支援学校」に改め、同表5の「小中学校」を「小学校、中学校及び特別支援学校」に改めます。第9条 新潟県石打丸山シャンツェ管理条例の一部改正につきましては、第7条第1項中の「小中学校」を「小学校、中学校及び特別支援学校」に改めます。

10ページをお開きください。第10条 直江兼続公伝世館条例の一部改正につきましては、別表中区分欄に「特別支援学校の児童生徒」を加えます。第11条 南魚沼市トミオカホワイト美術館条例の一部改正につきましては、別表2の観覧料区分に「特別支援学校の児童生徒」を加えます。

11ページをお開きください。第12条 南魚沼市道の駅条例の一部改正につきましては、別表1のアートステーション観覧料区分に「特別支援学校の児童生徒」を加えます。

3ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものであります。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○岡村雅夫君 一番最初の説明の部分のみが総合支援学校とあります。これは個々の学校というときには「総合支援学校」、小中というふうに特定をしない場合が「特別支援学校」と、こういうふうな使い分けということなのですか。そういうことですか。

○教 育 長 全くそのとおりであります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。

第111号議案 南魚沼市行政財産の目的外使用条例等の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、第111号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時05分といたします。

(午前11時55分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時04分)

○議 長 日程第19、第112号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市民生活部長 それでは第112号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。南魚沼市国民健康保険事業の適正な運営を図るために、国民健康保険運営協議会を設置しておりまして、現在その委員は被保険者の代表、それから保険医代表、公益代表それぞれ4人の計12人で構成しているところでございます。しかし、近年、退職被保険者等の加入者数が増加しまして、厚生労働省国民健康保険課長の内かん、通知によりまして、退職被保険者の数が1,500人以上でかつ被保険者全体で占める割合が3パーセント以上の場合については、保険者の代表を加えるようにというふうなことで示されております。

今回そういう状況で、平成24年9月現在、1,548人で率にしまして9.1パーセントというふうなことでこれに該当するということになりました。これに伴って平成25年1月1日から次期委員を選任するに当たり、南魚沼市国民健康保険条例の一部を改正したいものでございます。なお、平成20年12月31日まで被用者保険代表2人を選任しておりました。その中で平成20年4月から退職者医療制度が廃止になったというふうなことで、この被保険者が少なくなって、一時これを選任しなくなったというふうな状況でございましたが、これを復活するような形になります。

具体的には、第2条に第2項として、「市長は、前項各号に定める委員のほか、必要に応じて被用者保険を代表する委員2人を選任することができる」というふうなことで加えるものでございます。

退職被保険者等の数につきましては、団塊世代が大量退職いたしまして市の国保に加入しているというふうなことで、一時的な状況かと考えられます。また、先ほど申し上げましたように退職者医療制度は平成26年度までの経過措置というふうなことになっているというので、弾力的運営を図るために必要に応じて選任するというふうなことで、作成をさせていただきます。

附則としましてこの条例につきましては、公布の日から施行したいと考えております。以上で南魚沼市国民健康保険条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 部長の説明のほうから、総数の中の5パーセントを超えている部分については、代表委員を出すという部分でありましたが、あと2年後には退職者については多分なくなるだろうという中での2年間、断定的なものかなというのがあると思うんですけれども、国保全体から見た中でいくとやっぱり退職者の部分については、医療費も高額療養費も一般に比べてはるかに高く、この部分が全体の医療給付費1.9パーセントアップの原因になっているのではないかなという部分もあります。そうすると、相当分の負担をいただかなければ

ならないんじゃないかなというふうにはいるんですけども、実際に負担といった場合にこの退職者を早期になくしていくほうが、市の国保会計にとっては良いのではないかなと思うんですけども、その辺の判断はどうかお聞きします。

**○市民生活部長** 退職者被保険者の関係につきましては、一般の被保険者と同じ保険料率を使っております。それで負担していただいた残りの部分についての費用については、先ほどの保険者から全額負担をしていただいておりますので、そういったことに伴う市の現実的な損得はないというふうに考えております。

退職医療者制度の取り扱いにつきましては、今、国のほうで今後どうするかというふうなことで最終的な方針が示されておられませんので、その方針が示された段階でまた具体的な検討に入る、そういう形になろうかと思えます。

**○議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

**○議 長** 討論を行います。  
(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。第112号議案 南魚沼市国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第112号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第20、第113号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

**○市民生活部長** 第113号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についてご説明を申し上げます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第2次一括法が平成23年8月30日公布され、平成24年4月1日に施行されました。これによりまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されておりました市町村設置の一般廃棄物処理施設における技術管理者の資格に関する基準が、市町村の条例に委任されたところがございます。このため南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部を改正したいものでございます。

具体的には、2条の次に第3条として、技術管理者の資格を追加するものです。第1号から第4号まで規定されておりますが、これにつきましては環境省令の基準をそのまま規定しております。南魚沼市の場合につきましては、第4号の同等以上の知識及び技能を有すると認められる者ということで、これは具体的には10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するものというふうなことでございますが、これに該当する職員を配

置しているということでございます。

附則としましてこの条例は公布の日から施行というふうなことでございますが、第2次一括法公布の日の平成24年4月1日から1年間につきましては、環境省令で定める資格を当該条例で定めた資格とみなすというふうな経過措置が設けられておりましたので、今回改正をお願いしたいというものでございます。以上で南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正についての説明を終わります。ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第113号議案 南魚沼市廃棄物処理施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第113号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第21、第114号議案 南魚沼市下水道条例及び南魚沼市都市下水路管理条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○企業部長 それでは第114号議案について説明を申し上げます。昨年8月に交付をされました地域主権一括法によりまして、下水道法が一部改正をされております。施行令で規定をされている公共下水道施設に関します、構造上及び維持管理の基準等が条例のほうに引用されたことにより、今回関係する2本の条例について一部改正をするものでございます。

まず第1条で南魚沼市下水道条例、それから第2条で南魚沼市都市下水路管理条例を改正したいという内容となっております。なお、今回のこの2本の条例の改正では、政令で規定をされているものの中から必要部分をそのまま条文化をしておりますので、実際の構造上の技術上の基準あるいは維持管理に関する基準が、この条例の改正前と変更になるものではございません。

7ページを見ていただきたいと思います。新旧対照表で説明をしたいと思います。1条関係であります。南魚沼市下水道条例のほうですけれども、目次の3章の次に第4章としまして、公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等を追加をし、第4章を第5章、それから5章を6章とし、それぞれ章内の条文のずれを修正するものでございます。第1条で

は、施設の構造及び維持管理の基準等を本文中に追加をするものでございます。2条につきましては、用語の定義を用語の意義というふうに改めまして、第2号に排水施設、それから第3号に処理施設を加えて、2号以下の号ずれを修正する内容となっております。

8ページ、9ページをお願いします。4条ですが改正前の第1号を本文中に加え、第2号それから第3号につきましては、新設の第4章で規定をするために削除をするものでございます。それから次の第23条から27条までが、新規に第4章としまして公共下水道の施設に関する構造及び維持管理の基準等として、新規で追加をするものとなっております。23条では、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準について、それから第24条及び25条では、排水施設並びに処理施設の構造の基準について新規に追加をするものでございます。26条ではこうしたものに対します適用除外条項について規定をしております。

10ページ、11ページをお願いします。27条の関係であります。27条では終末処理場の維持管理に関する基準について新規に規定をする内容となっております。それから第4章を第5章としましてそれぞれ章内の条ずれを修正すると、それから第5章を第6章としまして、31条を36条に、それから第32条を第37条とし、それぞれ本文中の条ずれを修正するものとなっております。それから第33条を第38条としまして、附則の別表の2の見出しの条ずれを修正しております。

それから第2条関係であります。南魚沼市都市下水路管理条例のほうであります。1条でございますが、本文中に施設の構造を追加するものでございます。それから第9条から11条までが新規に追加する部分ということで、第9条では維持管理の基準について、それから10条では構造の基準について規定をするものとなっております。この内容につきましては、先ほどの南魚沼市下水道条例でもって追加をしました23条、24条の内容と全く同じ内容となっております。

それから12ページ、13ページをお願いいたします。11条関係であります。適用除外についての規定と、それから第9条から11条までの新規追加によりまして、改正前の第9条を12条に条ずれを修正するものとなっております。

戻りまして5ページの中段下をお願いします。附則でございます。施行日と経過措置ということですが、施行日を平成25年4月1日としたいものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 内容はわかりましたし、第4章で細かに条文が加わりましたけれども、今ほどの説明では細かに書いたけれども内容的には従来と変わることはないということなのでいいんですが、条文としてこういうふうには細かに出てしまうとちょっと気がかりなところがあるのです。例えば23条の5項といたしますか、(5)地震によって云々というのがあります。そういうことを想定した構造ということがありますし、それでその下のほうには流下する下水の水勢により損傷がないような、そういう構造にも配慮というようなそこまで書くと私が心配なのは、例えば地盤沈下地域のそういうところの構造物、地盤沈下によって管渠が

破損をするみたいな事例が確認をされているというわけじゃないのですけれども、そういう地域の構造についてもここまで詳しく入れるのであれば、触れておいたほうがよかったのではないかなと思うのですが、そこら辺の考え方だけお聞きします。

○下水道課長　お答えします。地震に関しては、というかこの条項としては、あくまでも基本的なものを入れてあります。ですので、個々のこまごまとしたというのは、今のところこの条例の中には規定されておられません。それともう一つは、特に地震の関係ですけれども、今までにしたものについて、ある程度その可とう管だとか地震対策については、耐震化について管の浮き上がりとかそういうものについては、私どものほうで考慮してあります。今の管渠でいえば、約50.4パーセントぐらいが耐震化になっているというような形で、平成13年度以降の管渠については、地震対策をやっているというような形になっておりますので、個々のものについてはしておられません。以上です。

○議　長　質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議　長　討論を行います。

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議　長　採決いたします。第114号議案　南魚沼市下水道条例及び南魚沼市都市下水路管理条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第114号議案は原案のとおり可決されました。

○議　長　日程第22、第115号議案　医療事故に係る損害賠償の額を定め和解することについてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○大和病院事務部長　それでは第115号議案　医療事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて提案理由を申し上げます。本件はゆきぐに大和病院で採取した生検病理組織標本を臨床検査課で取り違えたことにより発生した医療事故につきまして、このたび示談が成立する見込みとなったことから、損害賠償の額を定め和解をすることの議案を提案させていただくものでございます。この「次のとおり」の次の1、2、3がございしますが、1　和解及び損害賠償の相手方、住所は十日町市上山己2364番地4、氏名が上原　将さんです。損害賠償の額でございしますが、342万935円でございます。3番の和解の要旨でございしますが、南魚沼市は相手方に金342万935円を支払う。この和解の後、相手方は南魚沼市に対する請求権を放棄し、何らの請求をせず、また一切の責任追及をしない。この和解の後、本件に関する他の債権債務がないことを相互に確認するというものでございます。

それでは事故の概要を申し上げます。平成21年10月21日、ゆきぐに大和病院歯科口腔外科を受診中の患者様——上原　将さんですが、事故発生当時28歳の男性でございます

——に關しまして採取しました病理標本を他の患者様の病理標本と取り違えるという事故が発生し、これにより誤った診断のもとに行われた治療に係る事案の和解であります。

ゆきぐに大和病院の口腔外科では、当該患者様を——上原 将さんですけれども、平たく言いますとがん細胞が見つかったということで、腫瘍治療の目的で新潟大学医歯学総合病院の口腔再建外科へ紹介をいたしました。患者様は平成21年11月11日に同病院に入院、同月16日から22日まで抗がん剤による化学療法をワンクール受けております。その後、同病院から病理標本の取り違えの指摘を受け、大和病院において再調査をしたところ、12月7日取り違えがあったことが判明いたしまして、以後、医療事故として対応をしております。

本医療事故については、事故発生当時は上原さんと病院のほうで直接交渉をしておりますが、昨年平成23年9月に当該上原さんのほうで、同年の10月にはゆきぐに大和病院のほうで、それぞれ代理人弁護士に損害賠償交渉を委任し、これまで治療費、休業損害、慰謝料等の3体交渉を行ってきたところでございます。

交渉の最終段階を迎え相手側の希望により、今年平成24年11月に化学療法抗がん剤治療による影響の有無を確認するための血液検査等を当病院で行い、異常が認められないという結果を得ましたので、治療費、損害賠償、休業損害、慰謝料等の合計342万935円を和解金として示談が成立する見込みとなったものでございます。

なお、これに伴う病院事業会計の補正予算をこの後、別に提案させていただきますが、賠償金につきましては全額、損害保険会社から負担をいただくことになっております。大変ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでしたが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 大変こう言うは何ですけれども、初歩的な間違いです。やっぱりこういうヒヤリ・ハットのことはあることですが、私は起きてしまったことは仕方がない、和解が成立してよかったなと思うのですけれども、先ほど魚沼荘の事故の後、今後の対応という細かな説明がありました。ここの部分、一応体制は整っているのでしょうかけれども、こういうふうになったからには、この報告だけではなくて今後こういうふうなことをして、再発防止をするのだというものがなければ、やっぱり議場の報告にはならないと思うのです。そこをひとつお願いしたい点と、もう一つもっと気がかりなのは、「間違っただあなたは大丈夫でした」ということだったのでしょうけれども、では、間違っただ大丈夫じゃなかった人、もう一人の相手ですよね。その人はこういう手順が遅れたおかげで影響はなかったのか、対応がね。そのところはもっと重要だと私は思うのです。そのところのお話をちょっと聞かせていただきたい。

○大和病院事務部長 2点ほどの最初の再発防止策ですが、これはうちのほうでもいろいろな委員会がございますし、さっき議員がおっしゃったヒヤリ・ハットとかそういった報告、あるいはその再発防止の会議だとかそういったものもしております。一番の初歩的なミスで

すので、そういう標本ラベルの印字の方法ですとか、あるいは貼り付ける段階でちよつときていたものを、書いてあったやつと間違っただというのが基本的な間違いです。そういったことのないようにということで、担当者が書いたものと、病理標本にくっつけるラベルと、そういったものを確認する、あるいはダブルチェックをするというようなことで、防止策が出ております。

それから標本の確認ですが、もう一回その伝票と確認したり、顕微鏡を観察してラベル及び依頼伝票に記載されている臓器の特徴や、臓器の採取数が一致しているか、そういったことを確認する。あるいは病理担当者によるダブルチェック、そういったものが病理の現場ではこういうこととございます。もう一つは病院全体としてどういうことをするかと言いますと、医療事故対策委員会というものを、もうちょっと強いものに再編成をしまして、これは病院の機能評価とも関係があるのですが、専任あるいは兼任の職員を置きまして、そういう報告あるいは報告についての処理方法、そういったものを点検しているというような状況とございます。

それから、2点目のもう片方の方が当然いるわけとございまして、ちょうど同じように新潟大学のほうに紹介をしまして、新潟大学のほうに入院をして治療を受けることになっておりましたが、発生した段階で私どもは両方の方に接触をいたしまして、その間違っただ部分のお詫びと、それから今後の方針等々をお伝えしてきました。間違っただ方につきましては、その方ががんだったわけとございますけれども、そういうことで了解をいただいて、その後の治療に努めていただいたということとございます。

それからちょっと経過につきまして申し上げますが、1～2年ぐらい、昨年までは病院のほうで直接交渉をしておりましたので、十日町市のほうに何度か足を運び話をし、ここにある体の部分だけではなくて、例えば職のお休みが長く続きますと、職を切られてしまうという懸念がありましたので、そういうことについてのその就職先への訪問とか、それに対するつないでくれというようなこととお願いをしたりいろいろな部分から、お若い方でしたのでこれから影響がどれだけ残るのかということも一番心配になります。それによって現実問題、脱毛ですとか、それから下痢ですとか、それから睡眠障害ですとかそういった症状があらわれておりましたので、その辺をきちんと確認をしたり、あるいは影響のないように話を続けながら今日に至ったということとございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○塩谷寿雄君** 平成21年度の事故なわけですよ。今、病院でずっと対応していたということとございますけれども、大和病院は市立病院ですよ。こっちのほうはわかっていたのか、わかっていないのかわかりませんが、そういうことで時期が今になったということは、できれば表に出したくなかったとか、どういう経緯かお聞かせください。

**○大和病院事務部長** 一般的にそういうことがお考えになると思うんですが、この事故が起きた当時、すぐ事故報告書ということで副市長、市長のほうまで報告を上げております。それから私どものほうで交渉をさせていただきます、今こういう状況で交渉していますとい

うことは、報告を上げてあります。ただ、議員おっしゃるように、交渉の過程でいろいろなことがあるわけです。それが余り決まらないうちから、いろいろなことで交渉が面白おかしくなったり、つまずいたりする、そういうことを懸念いたしました。医療事故の場合ですとかなり詰まってそういう形になってから経過を――大きな、すごくその患者さんが亡くなったとか、あるいは取り返しのつかない事故が起きてしまったとかそういうことになると、やっぱり事前の報告といいますか、そういうことを議会の皆さんにもさせていただきます。今回はそういうことの中で当初示して、それからお互いに弁護士を立てて、きちんとした判断のもとで、先例とかそういうものを――どのくらいの額にするかということもいろいろ赤本とかといったものがありますので、そういったことを参考にしながら、まあまあこれでいい線なのではないかというところが出てきましたので、報告させていただいたところでございます。

○塩谷寿雄君　いい方向で和解ができたのでよかったけれども、これがその間ではなく、個人的に例えばマスコミなりに出てばんとやられたときに、非常に立場的に悪くなると思うのです。今回はお互いがそうなる長い年月がかかりましたけれど、いい結果が出たとは思いますが、これは非常に危険性があると思いますので、以後ないように気を付けていただきたいと思います。

○大和病院事務部長　ご指摘のとおりでございます。重々、反省しております。それから、またこういったことを教訓に、市長も常々、市民の安全・安心ということを申し上げておりますので、私どももそういったことは肝に銘じております。以後、気を付けますのでよろしく申し上げます。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論を終わることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第115号議案　医療事故に係る損害賠償の額を定め和解することについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって第115号議案は原案のとおり可決されました。

○議　　長　　日程第23、第121号議案　平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市　　長　　第121号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正は、大和病院事業収益的収支における補正であります。今ほど医療事故に係る損害賠償の額を定め

和解することについてはご決定を賜りましたが、これに伴いまして収入では、損害保険会社から大和病院に支払われる保険金342万円を医業外収益のその他医業外収益に、支出では、同額を損害賠償金として医業外費用の雑損失にそれぞれ追加するものであります。

また、新潟県から11月13日付で平成24年度新潟県地域支え合い体制づくり事業補助金について交付決定をいただきましたので、収入におきましては、医業外収益の県補助金に333万5,000円を、支出では印刷製本費、報償費等、経費に同額を追加するものであります。本事業は認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らせるようにするため、関係機関、関係者が相互に連携を図る仕組みづくりを行うものであります。

これによりまして大和病院事業収益的収支、収入及び支出の予定額を、それぞれ38億5,228万円とさせていただきます。詳細につきましては大和病院事務部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

**○大和病院事務部長** それでは詳細の説明をさせていただきます。1ページ目ですが、第1条が総則、第2条が収益的収入及び支出の補正でございます。記載のとおりでございます。

それから4ページ、5ページ目をお願いしたいと思います。補正予算の実施計画明細書でございます。収益的収入及び支出、収入でございますが、その他医業外収益の中で保険金342万円、これが先ほどの損害賠償保険金でございます。それから3目の県補助金333万5,000円でございますが、これが地域支え合い体制づくり事業補助金でございます。これは先ほども市長が申し上げましたが、認知症の地域連携パスというものを作成しまして、それに対する作成するための補助金でございます。

ちょっと支出に入る前に、どういう事業なのかということをご説明させていただきます。事業名は南魚沼市立ゆきぐに大和病院認知疾患医療センターの認知症地域連携パス作成事業ということでございまして、実施の地域が南魚沼市全域、湯沢町全域、魚沼市全域、十日町市全域ということで、魚沼地域というふうにお考えをいただければよろしいかと思います。どういことをするかと言いますと、クリニカルパスというものの作成と運用のための会議、講演会ということになるわけです。クリニカルパスというのはどういうことかと言いますと、医療チームが特定の疾患、手術、検査ごとに、共同で実施する治療の方法だとか、方針だとかそういったものをマニュアル化したようなものです。2つの意味がございまして、医療側からしますと、手順書がきちんと示されているということで安心だということと、それから患者さんご家族の側からいいますと、それを見ることによってああ、こういうことをやるんだな、この次はこうするんだなという手順とかそういったものがわかるために、安心できるというメリットがございまして。

そういったものの中身がここに書いてございますが、旅費交通費、これは費用弁償ですとか講演会の講師だとかそういったものがありますから、ずっとそこに書いてありますけれども、会議、講演会を開いて、地元のこの魚沼地域のお医者様から会議に出ていただいて、いろいろな環境を聞いたり、あるいは議論をしたりしながら認知症の対策のクリニカルパスを作っていくものでございます。

そこに書いてございますが、旅費交通費が9万8,000円、消耗備品費が12万9,000円、印刷製本費が249万3,000円ですけれども、5,000部ぐらい大小2つのものを作ろうと思っておりますので、その費用が一番中心になるわけでございます。それから公演のときの会場借上料、それから通信運搬費、それから報償等が53万4,000円でございます。この報償というのは、先生方に集まっていただいて会議を開くときに、半日当を民間の開業医の先生ですとか、民間の病院の先生に払うものでございます。それが認知症の連携パスを作るための歳出のほうでございます。333万5,000円でございます。

それから医業外費用としまして雑損失342万円ということで、これが先ほどの損害賠償金でございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○寺口友彦君 認知症対応ということで、県内では先進的な取り組みではないかなというふうに思っておりますが、せっきくの機会ですので、資金計画の中で毎度毎度心配している一時借入金の返済ですけれども、医業収益と費用の差引きでこの定例会に報告されている資料でも、5,000万円ほどのマイナスが発生をしているわけですが、本当にこの5億円の返済という見通しがついたのかどうかちょっとお伺いします。

○議 長 答弁をお願いします。

○大和病院庶務課長 資金計画にございます一時借入金ということですが、受入資金のほうで5億5,000万円というふうになっておりまして、支払資金のほうで5億円ということですが、年度の中で5,000万円がこの計画の中ですと資金上増えているという形になります。あくまでもこれは当初の予算のときの資金計画が上がっておりまして、平成24年度の病院事業運営につきましては、現在のところすけれども、比較的堅調に推移をしているということがいえるかと思えます。ただ、ここのところ整形外科の関係でドクターの体調不良等もあって、そこが不安材料といいますか懸念される場所ですが、今まででいきますと堅調に推移をしているということです。この一時借入金を一気に返済をするということは難しいというふうには思いますが、現在の状況が続けば増減はそんなに多くはないかなというふうに思っております。

ただ、病院事業、冬の流行といいますか、インフルエンザの流行等、あるいは気候、気象条件等々で大きく外来患者が変わったり、入院患者の変動がございます。先ほども説明しましたように、ドクターのちょっとした体調不良等、あるいは増員等で大きく左右されるところがありまして、確定的なところは申し上げられませんが、多くを借り入れるということはないかというふうに思っております。この辺につきましても繰入金の関係も含めて一般会計と協議をさせていただきながら、運営をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議 長 質疑を終わることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第121号議案 平成24年度南魚沼市病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第121号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第24、第116号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第116号議案につきまして提案理由の説明を申し上げます。主な内容として、所信表明でもちよっと触れましたけれども、国は10月26日に予備費使用により緊急経済対策を閣議決定いたしました。これによりまして当市が来年度事業として要望をしておりました城内小学校の大規模改修改造事業が前倒しで認められましたので、事業費2億3,000万円を計上させていただきました。

安心子ども基金として金城保育園の未満児増加対応のための施設増設、野の百合保育園が新年度から始めます病後児保育のための施設整備費が追加で認められましたので、約7,300万円を追加計上いたしました。

図書館として使用するために必要な既存建物の改修につきましては、平成24、25年度の2か年で行うこととしたため、改修費総額8億6,550万円の継続費を設定し、平成24年度年割額4,900万円を計上いたしました。

歳入では個人市民税について当初予算額を上回る収入が見込めますので、約1億円を追加をすることといたしております。

以上のことから歳入歳出予算総額にそれぞれ5億971万円を追加いたしまして、歳入歳出予算総額を346億3,658万5,000円としたいものであります。詳細につきまして総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長 それでは第116号議案をお願いいたします。12ページ、13ページの事項別明細書2の歳入からお願いをいたします。1款1項1目市税の個人市民税現年課税分でございますが、当初予算の計画額を上回る見込みでございますので、9,980万9,000円の補正でございます。

11款民生費負担金では、保育園途中入園に係る負担金1,145万円ほど。13款1項国庫負担金では、1節の社会福祉費で、生活保護費負担金として保護施設事務費の4分の3相当額、障がい者自立支援給付費国庫負担金が2分の1相当額、2目災害復旧費の部分で、河川災害に係る復旧費3分の2の800万円の計上でございます。

2項国庫補助金では、1目民生費で発達障がい巡回相談に係る部分に53万円ほど、3目

土木費では、事業量の減により10万円の減額、5目教育費では、国の前倒しによる採択で、城内小学校大規模改造事業に6,666万円ほどの補助金の補正でございます。

14款1項1目民生費県負担金では、民生費国庫支出金に同じく障がい者に係る給付費の県負担金の計上、これは4分の1であります、1,971万円余りでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。2項2目民生費県補助金では、1節の社会福祉の部分は、障がい者自立支援特別対策事業の事業費減により、536万円ほどの減額、介護基盤緊急整備事業として平成24年度着手の施設整備である小規模多機能、小規模特養などの開設準備経費として310万円のトンネル補助、2節の児童福祉費では、保育園産休代替職員費の補助、放課後児童事業、安心こども基金として病児・病後児保育、保育所整備にそれぞれ記載の金額の補助金の受入れでございます。

3目衛生費では、自殺予防費に67万円ほど、5目の農業費では、内示等によるものですが、中ほど鳥獣被害の交付金は協議会への直接交付ということで減額、一番下の農林災害のところでは、林道西ヤゴ線の工法変更による事業費減に係る減額計上1,456万円ほどでございます。

15款2項1目不動産売払収入は横枕用地、旧アクトさんのところを公募、売却したものでございます。

16款1項1目寄附金でございますが、一般寄附の部分では、雪国演芸友の会様初め、説明欄記載の方々から頂戴したものでございます。その他の部分は暫定的ではございますが、プリンス様から南魚沼のおいしい湧水1本1円で4万1,651本分を頂戴したものでございまして、今後大きく期待をするところでございます。指定寄附金ではご意思に沿いましてIt's SKY コンサート実行委員会様からは、保育園児用絵本の購入に、六日町高等学校のPTA様からは、教育奨励金へということでご寄附をいただいたものでございます。

16、17ページをお願いします。19款4項7目の広域行政の受託収入でございますが、説明欄記載のように、魚沼荘及び斎場に係る受託事業の精査によりまして、湯沢町さんからの負担金の減額ということでございます。

20款1項市債の部分でございますが、それぞれ歳出に係る事業の財源として充当できる部分の計上でございます。一番上のまちづくり建設事業債いわゆる合併特例債ですが、1億8,020万円ほどでございますけれども、うち城内小学校の改造部分が1億6,110万円ほどというふうになってございます。以上が歳入の補正の概要でございます。

18、19ページをお願いいたします。3の歳出からご説明を申し上げます。2款総務費1項1目一般管理費では、丸の職員費であります、共済費の特別負担金、遡及費用の確定見込みにより4,000万円の減額でございます。

3目電算対策事業費では、内部情報システム事業の500万円の減額は、端末更新に係る請負差額によるものでございます。

7目企画費は、行政改革推進委員会の開催回数が増による報酬費補正でございますし、8目地域開発センター及び公会堂費は、五十沢、まほろば、大崎農業会館、東地域開発センタ

一の暖房器具、消雪施設などの修繕に要する経費の計上でございます。

下段3款民生費1項2目の心身障がい福祉費であります。丸の心身障がい福祉一般経費70万円余りは、障がい者就労施設への委託料の不足、総合支援学校に置く日中一時支援事業所の開設初度備品の経費助成計上でございます。次の丸は桐鈴会さんによる就労継続支援施設に対する建設補助の計上でございます。

丸の自立支援事業では、介護給付費の支払事務委託は精査によるものですし、事業運営安定化事業費は、支援法施行による激変緩和措置でございますけれども、事業者減により715万円の減額でございます。また、介護給付費7,871万円の計上は、事業量増によるものでございますし、次の丸は計上費の不足によるものでございます。その次は障害者虐待防止法が10月施行されましたが、一時保護として短期入所7日分の計上でございます。

3目老人福祉費、丸の介護基盤緊急整備等事業費310万円は、歳入で申し上げたトンネルの部分であります。

20、21をお願いいたします。前のページから国民年金事務費ですが、平成25年4月から年金適用関係の届出の一部が電子媒体化することに伴う改修の委託計上でございます。

8目生きがい福祉施設管理運営費では、塩沢老人福祉センターの消雪施設の経費の計上でございますし、9目の老人ホーム魚沼荘管理運営費は、それぞれの部分が不足のため、85万円ほど追加をお願いしたいものでございます。

2項児童福祉費1目子育て支援費の部分では、私立の学童保育対策で国の基準額の増、児童数の増による委託料の増額146万円余りの計上でございます。

4目児童福祉施設費では、丸の常設保育園管理運営の部分では、ご寄附を頂いた絵本の購入費、藪神、赤石での食器殺菌保管庫の更新の経費計上でございます。丸の常設保育園保育費2,252万円ほどでございますが、非常勤職員賃金につきましては、中途入園、障がい加配の部分の増でありますし、産休等代替につきましては、実績で予算上の50パーセントほどでありますので、減額計上でございます。次の丸の児童福祉費補助負担金では、金城保育園さんの未満児増加を主体として定員増への施設整備に6,553万円ほど、萌気会さん、野の百合さんの病児・病後児保育施設整備に対して756万円ほど県の補助を受けての計上でございます。

22、23をお願いします。3項生活保護費では、丸の生活保護施設費といたしまして、生保で居宅生活が困難な場合の対応として、救護施設に入所する対応がありまして11人ほど入居しておりますが、その事務費負担の増による計上でございます。

4款衛生費の1項1目保健衛生対策費の自殺予防対策事業費25万円は、追加配分によるリーフレット、キャラクター封筒等の作成、放送委託料のそれぞれ計上でございますし、次の丸99万円ほどは本年7月開業の公衆浴場に対する温泉使用料5分の4の助成でございます。予防対策事業費1,044万円ほどは、定期予防接種の一部改正から、生ワクチンから不活化ワクチンへの変更、加えて4種混合ワクチンの接種開始に係る材料・委託料の増減でございます。

4目医療等対策費では、城内診療所の収支の状況から、診療収入の不足を見込み3,601万円ほどの繰り入れを行いたいものでございます。

2目の斎場管理費では受託事業の精査に係る湯沢町との財源構成でございます。

5款1項1目労働費でございますが、丸の雇用対策事業といたしまして地域総合整備資金貸付金を計上いたしました。概要を若干申し上げますが、ふるさと融資といたしまして財団法人地域総合整備財団が、民間業者の計画の申し込みを総合的に調査検討いたしまして、その結果で市町村が融資をするものでございまして、融資実行から最終償還までの事務を財団に委託をして実行するものでございます。法人格を有する民間事業者が対象でございまして、株式会社、社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、NPO、農協なども対象でございますが、公益性、事業の採算性、低収益性等の観点から実施されることが必要条件になります。

市町村から融資を受ける場合、5人以上の新たな雇用が見込まれることが条件でございまして、設備等の取得費などが対象になるものでございます。市町村の貸付部分は、およそ資金の20パーセント以内で、残りの80パーセントほどは民間あるいは政府機関などから任意に調達をしていただくものでございます。

貸付を行う市町村には、起債の充当ができません、利子の75パーセントは交付税措置ということになりますので、起債の利率で負担する額の実質25パーセントが当該市町村負担になりまして、雇用確保という政策の中でその部分を事業者に補助をしたという形になるというふうにご理解をいただければと思います。

制度上の実際の貸付金は2,500万円以上ですが、例えば100万円を用意したいとき、80万円は市中銀行から市中金利を払って借入れをしていただいて、残りの20万円を市町村から償還5年以上15年以内、据置きが5年以内だそうですが、無利子で融資を受けるという制度であります。ですから、その健全性の中で20パーセントは無利子で借入れができるという利点があります。

現場の私ども市町村としましては、融資に対して民間金融機関の連帯保証をしていただくという制度になっておりますので、私どもとしてはリスクがまずないということでございます。

今回一応予定をしておりますのは、現段階では事業主体といたしまして株式会社自遊人さん、事業目的といたしまして塩沢地域の高七城を拠点といたしまして、「晴耕雨読の里」を整備したいということでございます。事業内容はその高七城の施設整備、農園整備というものでございまして、総事業費2億円、うち1億円を対象にしたいというふうな現段階での申入れであります。既に第1期工事としては県のフロンティア企業支援資金1億円、これはもう着手済みでございまして、2期では先ほど申し上げたような中で農園レストランとカフェ、温泉棟の改修、客室棟の工事、圃場の整備、従業員寮の工事などを予定をしているということでございます。こうしたことから当該補正予算では2,500万円を計上させていただいております。

24ページ、25ページをお願いいたします。2目の職業訓練施設費では、当該施設費の改修の不足分を計上させていただきました。

6款1項2目農業振興費の丸の農業振興一般経費は、人・農地プランの作成関連に係る経費の減による減額でございますし、次の丸は先ほど申し上げました予算を通さず直接交付となったことによる減額でございます。

4目の農地費では、農村公園維持管理費これは、姥沢公園に係る下水道接続工事完了による減額、農地・水保全管理支払い事業では、国の内示による減、農業集落排水事業関係では、事業精査による減及び事業債利子の確定によるそれぞれ繰出金の減額でございます。

6款2項1目の林業振興費、次の26、27ページをお願いいたします。15万円は市行造林地のデータ化が補助対象になったことによる増でございますし、きのこ王国支援では県の内示によりまして、事業量の減で301万円余りの減額計上でございます。

7款1項1目観光交流拠点整備事業では、トイレ棟に目隠しのパーテーションを設置したいものでございますし、2目の観光振興事業費では女子力観光プロモーションによるホームページの事業委託に51万円、観光PR業務ではパンフレットの刷り増しを84万円ほど。市民スキーリフト割引券補助は発行中止によりまして160万円の減額であります。観光事業補助金では、雪中歌舞伎の事業に85万円の計上でございます。

次の丸の観光交流拠点施設管理事業費490万円では、道の駅に係る需用費の不足に係る補正と、冬季活性化イベントとしてスノーモービルを活用した企画を行いたいものでございます。

8款2項道路橋りょう費では、説明欄丸の道路橋りょう維持管理補修事業。次の機械除雪費、ともに不足見込みに係る補正計上でございますし、消融雪施設維持管理事業費1,900万円は、修繕工事の不足分1,000万円と消パイリフレッシュ事業として南田中一日市関線を900万円予定して900万円の補正でございます。次の新設改良事業費200万円でございますが28、29ページをお願いします。十二沢川改修に関連した消パイ舗装打ち替えを計上しております。4目では、道路新設改良事業と街路新設改良事業になりますが、予算の組み替えを主といたしまして市道旭町上町線の物件補償費の1億90万円を減額しまして、柳古新田7号線、一本杉上町線の測量関係に70万円、市道改良工事費に9,650万円、土地購入費に200万円としたいものでございます。

4款都市計画費では、公共下水道事業対策費事業確定見込みにより1,830万円ほどの減額、流雪溝維持管理運営のところでは、取水口の整備のための追加、塩沢交流広場管理費では、牧之茶屋の観光のお客様の増により需用費等の補正、施設改修工事費ではトイレ工事の請負差額の減額の計上でございます。

5項住宅費では、市営住宅管理費97万円は、市営住宅余川のガス集合装置の整備。除雪等に係る部分については、機械除雪との併用での追加、市有住宅は東泉田に係る部分であります。排雪の分に計上をさせていただくというものであります。

30、31ページをお願いします。9款1項3目防災費では、定期点検で指示のありまし

た防災行政無線の直流電源用蓄電池の交換費用の計上であります。

10款1項1目教育委員会費の部分では、教育改革推進事業費100万円は、アルペンスキー授業の経費に、次の特別支援教育の関係は、対象児童の増によりそれぞれ処置をしたいものでございますし、教育奨励金の部分は、六日町高等学校PTAの皆さんによるご寄附の充当でございます。

4目の子ども・若者育成支援の関係では、作業療法士さんをお願いすることとした組み替え補正増でございます。

2項小学校費では、小学校管理一般経費130万円であります。暖房、消パイなどの修繕に750万円、大巻小学校の下水道接続供用が平成26年の予定のため、ここで減額するものでございます。小学校大規模改造事業2億3,000万円でございますが、歳入でも申し上げました城内小学校の部分でございます。

32、33をお願いいたします。一番上ですが上関小学校のプール改修が、パネル交換で済んだ部分がありまして、執行残の減額163万円あります。

4項2目特別支援学校整備費の1,206万円ほどは、報償費で学校名、校歌等の揮毫経費を。消耗品では4月開校に係る初度消耗品、教材、教育備品などの経費の計上でございます。

6項社会教育費1目社会教育総務費は、これは回数増によるものでございますし、3目の図書館費では、図書館管理運営費497万円ほどでございます。この予算では、財産取得に関連する土地借上料及び教育費負担金を負担ルールにより、4か月分概算で計上をさせていただいております。

次の図書館建設事業費8,527万9,000円の追加でございますが、監理監督及び建設工事は、平成25年度未完了を目標といたしまして、本年度支出予定の計上でございます。補償金3,627万9,000円は2つの医院——お医者さんですが、2つの医院の補償額の算定結果、不足する部分の計上でございます。

次の文化行政一般経費では中学校、高校で部活によりまして、ホール、市民会館、主に市民会館ですが、ホールの使用が増加いたしまして、その部分の追加計上でございます。

34、35をお願いいたします。7項3目学校給食費では、当初予算計上時と職員異動、それから職員の年休、超過勤務などから差異の出た分を補正させていただくものでございます。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費でございますが、8月30日に発生をした雷によりまして、大和郷土改のため池の電気設備を整備する必要が生じたので、補助残の2分の1を補助したいものであります。

2項1目公共土木施設災害復旧費でございますが、河川災害の査定確定により補正増1,200万円でございます。

3項1目豪雨災害公共施設応急復旧費では、農林施設の部分で林道の災害復旧工事10か所部分の補正でございますし、次の丸の下の林道災害復旧工事は、先ほど言いました西ヤゴ線の工法を、大型フトンかご工からブロック積みに変更したことによる減額1,500万円でございます。

36、37ページをお願いします。12款1項1目公債費でございますが、説明欄の丸の元金の部分は、見直しにより増とさせていただくものでございますし、その下の丸、利子償還では、借入額、借入利率の確定見込みによるものです。予想より5月の借入が20億円ほど少なかったこと、利率が1.5パーセント想定をしておりましたが、0.2から1.0ほどであったことによりまして、減額6,734万円ほどでございます。

14款予備費でございますが、収支調整として2,997万6,000円を補正させていただくものでございます。以上が歳出の部分であります。

6ページをお願いいたします。第2表継続費の補正をお願いするものでございます。表のように10款6項図書館建設事業費といたしまして、総額8億6,650万円、平成24年度年割額が4,900万円、平成25年度年割額が8億1,750万円としたいものでございます。

7ページのほうをご覧いただきたいと思います。第3表債務負担の補正でございますが、道の駅のガイドさんの委託事業につきまして、県の雇用創出事業では平成24年度中に契約をすることで、平成25年度の実施歳出を認めていただけるということでございますので、ここで債務負担の追加を記載のように、雇用創出、観光交流拠点施設総合案内業務委託料として限度額を271万2,000円ということでお願いをしたいものでございます。

次に8ページをお願いいたします。第4表地方債の補正でございますが、歳出でご説明をした部分の財源として、歳入で申し上げましたように合併特例債が主体でございますが、2億1,770万円の増といたしまして、表のように変更をさせていただきたいものでございます。以上で詳細説明とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。なお、ページ数を指摘し、簡潔をお願いいたします。

○佐藤 剛君 確認も含めて3点お伺いいたしますけれども、まず23ページです。自殺予防対策事業費です。25万円追加になっていますけれども、これは歳入のほうで67万9,000円の補助金を得たということで、そのうち当初予算で40万円ぐらい予算化してありますので、そこら辺を勘案して事業費としては25万円の歳出追加ということになると思うんです。けれども、私はちょっと物足りないなという思いでちょっと確認をしたいのですが、補助金がない段階で44万円ぐらいの計画を立てまして、補助金を得て67万円ぐらいの補助金がきたわけです。それで、25万円だけ追加して、だから補助金によるところが多くなったので、市の財政としてはいいわけなんですけれども、ただ、自殺の関係は度々ちょっとこの議場の中でも話を出しますが、年々残念ながら少しずつでありますけれども増加している、少なくとも減ってはいない。そういう中でこういうような取り組みでいいのか。せっかく67万円あったのだったら、それを丸々事業に充てるようなことは、考えられなかったのかということをお聞きしたいと思います。

ラジオ放送委託料が増えましたけれども、それも従来からやっていることですよ。新たに自殺防止のためにこうしてみようという、そういうところが見えないのでその辺を1点聞きたい。

そして、そのページの下のほうに地域総合整備資金貸付金の問題があります。概要の説明をいただきました。なかなかこの貸付金には、いろいろ条件もあるようでして、それもちょっと概要を聞かせてもらいました。今の段階、2つの施設といいますか観光施設のほうに予定があるようです。私は雇用が増えるというのは、非常にいいことですが、例えば小さい観光業者ですよね、小規模にやっているそういうところでも、この制度というのは該当になるのかというところです。先ほど100万円だったら、80万円をほかから借りて、20万円この資金を融資を受けるというような話だったのですが、そういう程度のことでも、この地域総合整備資金貸付というのが成り立つのか。ハードルがそこら辺まで低いのか。私はもっと非常に高くてもいいのかな、というような気もちょっと書きたてを見るとするのですが、所信表明の中でも観光を中心に幅広く支援をしていきたいというようなことになっていますので、その辺の状況といいますかをお知らせいただきたい。

それともう1点、ちょっと長くなってすみませんけれども、33ページ図書館建設事業費です。説明がありまして、私はちょっと確認といいますか聞いてみたいのは、補償金のところ。当初予算9,400万円でありまして、これはテナントの移転補償等だったわけです。それが、今の説明だと医療機関といいますかの移転補償が追加になったので、3,600万円を追加するということです。この段階、昨年の予算の中で、多分6月だったと思うのですが、1,700万円ぐらい予算化をして、そこら辺の移転に伴う経費の調査をしているんですよ。私の認識からすると、それを受けて当初予算9,400万円だったのかなと感じていたのですが、3,600万円の増額というのは、私にとっては、相手のあることですので当初予算の段階では決められなかったというのものもあるのですが、ちょっとやっぱり大きい。9,400万円の中の多分6,000万円ぐらいが、医療機関の移転補償だったと思うのですが、5割増しみたいになっていますよね。そこら辺の経過だけちょっと確認をしたいと思います。以上3点をお願いします。

**○福祉保健部長** 自殺予防の関係ですが、補助金がここで付くことが決まりました。それで実際のところ、この予算が通った後、年度末まで期間がないということで、その金額をこのままそっくり使うのに、きちんとした事業のあてがあればそこに投入できるのですが、結局今までやってきた事業に今回は充当させていただくということです。

それと、予算の金額、前は100万円ぐらい乗せたこともあります。予算が多いからということで必ず自殺が減るということでもないですし、はっきりこれをやったら確実に減るのだというところが、正直言って私どももわからない部分があります。そういったことで、地道にこうつなげて、決定打がよそでもそういうことが出てくれば、多大に投入するのかもしれないかもしれませんが、今現在自殺者数自体も上下して毎年20人前後ですか、そんな状況ということで、もう少し研究させていただきたいと思います。

**○産業振興部長** 融資の対象ですが、公益性、事業採算性それから低収益性等の観点から事業が実施されるということと、それから雇用が市町村の場合は5人以上雇用しなくてはならない。それからあと対象事業費が2,500万円以上、それからあと用地取得費もい

いのですけれども、そういう部分で5年以内に営業が開始されると、でこれについてすぐ売却したりとかそういうことがされないと、あと風営法の対象外の方というようなことです。それでこれについては、財団のほうに申請をしまして、許可が出るというような形になっています。以上です。

○社会教育課長 33ページの図書館建設事業費の補償金でございます。当初予算では、9,400万円ほどお願いいたしまして、そのうちの3,200万円ほどにつきましては、テナントのうち10ほどの法人の分で行っていました。残りの6,200万円につきましては、これは当初予算ではまだ間に合いませんで、本当にまあ概算ということで上程をさせていただいたという経緯がございます。その後、詳しく調査会社等で調査をさせていただいた結果、当初医院が6,200万円の予定だったのが9,800万円余りになってしまったということで、3,627万9,000円の追加とさせていただいたものでございます。以上です。

○佐藤 剛君 ありがとうございます。まず自殺のほうからですけれども、年度末が近づいてきて、今やっているような事業に乗せるといいますか、合わせるだけしかできないというふうなことですけれども、自殺問題はやっぱりそういうちょっと消極的な考え方では減らないんじゃないかと私は思うんです。だって、その自殺防止強化月間というのは、全国で決まっているんです、3月ですよ、これからですよ。補助が出たんだったら、そういうところに合わせて何か考えようという企画力というか、対応がなければ私はだめだと思うんです。そういうふうな気持ちがありますので、そういう中でいろいろ工夫してやっていただきたいというふうに思います。

あと、地域総合整備資金貸付金の件ですけれども、今ちょっと気になることがあったのですが、事業費が2,500万円以上というようなそういう枠というか、ハードルもあるという。先ほどの説明だと100万円ぐらいのところでも・・・（「例えばだから」の声あり）例としてだから、その100万円ぐらいの小規模な例は通らないということですよ。ですので、この貸付け事業でどの程度——2,500万円の事業費って大きいですよ。それをやろうとするのは、小さい、困っている小規模の企業といえますか、はだめだと思うんですけれども、今2つあるというのですが、どの程度見込んでいるのかだけちょっとお聞きしたいと思います。

補償費の件ですけれども、状況はわかりました。相手もあることだし、医療機関ですので難しいから、そういうところもあつたのかなというふうなことはわかりますけれども、この2つの事業所だけで1億円ですよ。1億円移転に払うのだったら、じゃあそのままいってもらって、ほかの方法を考えてみようと。場所を変えないで、移転しないでレイアウトを考えてみようというようなのも、できる、できないは別として、一つの選択としてあるかなというように私は思うんです。1億円かけてもやろうということですので、そういう選択肢はなかったのか。それによって非常に使いやすいレイアウトになったのかという、そこら辺をちょっと聞いてみたい。

○産業振興部長 今回の件は1億円で、それで特別豪雪地帯ですので、割増しが付いて2

5パーセント貸し出せるということで、500万円になっております。以上です。（「見込みがあるかどうか」の声あり）ですので、事業費が2,500万円以上の方しか対象になりませんので、それ以外の方はほかの産業育成資金とかそういうものを借りていただきたいと思っております。以上です。

**○教育部長** この間、既存の位置でということも検討しました。ただ、当初から我々は既存の位置だと図書館が生きないということで、移ってくださいということで前々から先生方をお願いしたのですが、1回先生方にお断りをされました。それで、既存で残った場合ということで進んだのですが、街づくり会社といろいろ検討をした結果、せつかくやるのに一番いいところを図書館に入れる部分ということで、先生にお願いしながらこの経過になっております。

それで課長の言ったとおり、我々のこういう動きがあったので、なかなか読めなくて概算でいきました。どういう面が我々と予想外に違ったかという、我々はお医者さんが「変更」で手続がとれると思ったんですが、あの建物の中であれだけ移ることで、保健所は新規の申請をしろだとか、もろもろの難しいものがありまして、言い訳になりますが、ちょっと多額の見込み違いをしましたので、ご迷惑をおかけしました。

**○牧野 晶君** ちょっと遠くなったのであれですが、27ページですけれども、真ん中の各種業務委託料51万円、それこそ女子力のホームページの更新だと聞いたのですが、非常に女子力の方たちは頑張っておられて、私はいいなと思う点があるのですが、ただ、ちょっと私が人から聞くところとか、私も正直感じるのが、ホームページを更新するというわけですよ。もう私のセンスが悪いのか、でも女子力のホームページが、どうもそのキャバクラみたいに見えるのですよね。私の視点が悪いのかもしれないですけど、市をアピールするにはという点で、私がまずい考えをしているのかどうなのかわからないのですが、違和感をちょっと感じるのです。

やっぱり、皆さんの中で女子力のホームページを実際見られて、これはいいわとか、悪いわとか、ちゃんとリサーチを、例えば部内だけでもやっているのか。それとも女子力の方に全部おまかせだったら、それはそれでいいかもしれないですけど。ただ、私のところに「あのホームページはないよな」というふうに言われたのでちょっと見てみたら、ちょっとこのホームページって、まあ、私のセンスとは違ったので、非常に言おうか悩んだんですが、今後やるときは、いろんなリサーチ——アピールするに当たってあれが大事であれば、ああいいう方法がよいのであれば、それはそれでいいかもしれません。ですが、やっぱり市民の中から、女子力が市民向けなのか外部向けなのか、外向けというふうな点もありますけれど、違和感を感じるようだ。大多数の方がいいんじゃないかというふうになるといいのではないかなと思います。

あとは図書館についてやろうと思ったのですけれど、それはもう言われたのでよかったです。はい、そこのところを。

**○産業振興部長** 女子力のほうは非常にアクセスも多くて、また、バラエティにとんで活

躍をされているというふうなことで、非常に人気の高いサイトです。ですので、いろいろなお考えがあるかと思いますが、私はあれを見させていただいて、更新も非常に速いですし、タイムリーな情報を出しているの、個人的にはいいホームページではないかなというふうに考えております。以上です。

○**牧野 晶君** 非常に私もブログとかを見ていて、これはブログとかはいいんですよね。トップページだけはどうも、クリックをすところ人が流れてきたりとかするのが——僕の顔もあつたらいいのかなとか。でも、例えばそちらにいる方たちがああいうのは・・・もう、そういうセンスでやっているというのであれば、センスで。決して没とかそういうことを言っているわけではなくて、ちょっとどういう視点でやっているのか一応確認をさせていただければと思ったのでわかりました。

○**産業振興部長** そのようなご意見もあつたというようなことで、また検討させていただきたいと思います。以上です。

○**山田 勝君** 2点ほどお伺いします。ページでいえば23ページの城内診療所。所信表明の中の行政実施状況報告の22ページを見ましても、非常に外来、これは激減と言つてもいいぐらい、あと歳入につつても非常に上がつてきていないような気がするんですが、城内診療所の状況というのはどのようになっていますでしょうか。それが1点。

続きましてページで言うと27ページの除雪、消融雪の関係のところですが、以前節水型ということで田村式の降雪検知器を何年か前に、多数、六日町地域に導入したわけです。最近ある業者さんに聞きますと、それが調整不能ということで、今度は新潟電機式の雪片カウソント式の新しい方式のものに取り換えをしているという、そういう情報を得たんですが、そのような状況についてちょっと説明いただきたいと思います。

○**市長** 城内診療所の件につきまして、私どもも当初で約1億円近い部分を見込んでいたといいますか計上を余儀なくされたわけでありまして、またここにきまして、今議員おっしゃつたように、外来患者の減と。入院患者はほぼ満室状況なのです。ご承知のように診療所ということの弊害といいますか、非常に単価が低くて、しかし、配置する人員は変わらないというそういう問題もあります。先般、診療所の事務長に話をしまして、この月末に高橋先生も含めて抜本的な対応を来年度からどうするかと、このことについてちょっと検討させていただきたいと思つております。

考えておりますことは、19床というベッド数が本当に必要か否かというここからちょっと入らなければならないと思つておりますし、あとは施設の併合といいますか、老健施設というようなことも前々から少しは話があつたわけでありまして。そういうこととの併合とかいろいろ組合せを考えながら、ここに地域医療を守るためでありまして、幾ら以上投入するとこれはうまくないとかそういうことではありませんけれども、しかし、極力財政的なことを考えれば、いわゆる繰出金は少ないほうがいいわけです。極力そういう形が取れるように、そして地域の皆さん方に医療的な不安を与えない範囲がどこまでなのか。これからをきちんと検討をして、新年度予算の編成に向かいたいと思つておりますのでよろしくお願ひいたし

ます。

○建設課長 従来型のスノーコンは、雪が降ってくるとやっとなんか電源が入って水が出る方式であります。それに比べまして田村式降雪感知器というのは、感知部分で雪を溶かしてその水が一定量になるとスイッチが入る節水型ということで奨励いたしまして、地盤沈下区域の中に90か所ほど設置をしておりました。

その後、この田村式降雪感知器の一部の中に、感知部分の構造の問題、水がうまく回らないといった問題がございまして、その部分につきましては、更に進化した赤外線感知方式、光スノーコンと呼ばれているものですが、そういったものにつきましては田村式のところが調整修理ができない場所については、順次この製品に交換しております。交換の実績は、平成23年度で5か所、平成24年度は本日まで2か所あります。以上でございます。

○山田 勝君 そうすると、一部という表現ですけど、その90か所は今後全部取り換えをする予定があるのかどうか。それで何が言いたいかと言いますと、田村式を導入したときに、果たしてこれが本来信頼できるもので、仮に不具合があったときに誰が補償できるのかなど、誰が調整できる責任を持てるのかなど、そういったのが以前から私はちょっと不安でいたわけです。その機械も見まして、やはりこれはメーカー製とはちょっと違うなという思いがしていたのですが、今後もし90か所全部取り換えが必要になるようであれば、非常に工事費とかそういったものがかかってくるので、その辺、今後どういう予定なのか教えてください。

○建設課長 90か所を順次取り換えるということではございません。現在、不具合のある部分だけにつきましては、調整及び修理がきかないものについてのみ取り換えるということにしております。

それから、機械でございますから、経年によって調整それから修繕、部品の交換等取り換えなければならない状況になることがございます。それはメーカーで保証期間等につきましてはメーカー保証。それから請負工事につきましてはその範囲の中で交換、調整等をさせてもらうつもりでおります。以上です。

○山田 勝君 田村さんは亡くなられてはいないですか。もう田村さんという会社のほうでは、多分何ら手が打てないものと聞いております。多分、非常にいいものではなかったのではないかなという思いが今しているのですけれど。市長、F I V Bも含めて、よかれと思ったものに出資する。これは当然行政の執行としてはいいわけですね。ただ、それが思ったようじゃなかった。F I V Bにしてもこれはある現象があったので、とつてもだめになった。今回についても、もしそういう改修が必要であるとするなら、税金を使ってやっている皆さんですので、どうやってこういうふうに変換したら、結果的にこうだったというその説明を、ある程度我々議員なり市民なりにする必要があると思うのですよ。ただ、ああ、やっただけでもだめだったというのでは、その税金は生きてこないのです。でも、努力した結果、だめだったんだ、これは許せる範囲でこうやって頑張ってやってきたんだということで、何とか説明をしていくことが必要ではないかなと思うんですが、いかがですか。

**○市長** どういう事例にかかわらず、そういう部分があるとすればそれは当然説明はきちんとしなければなりません、田村式については、ではよく説明してください。私がちょっとそこまでは存じ上げていなかったものですから、会社がなくなったとかそういうことまではちょっと私がわかっておりませんでした。

F I V Bにつきましては、年度当初でしたか去年の決算で申しあげましたように、非常に今苦戦をしておりますけれども、これについては再起といいますか当初の計画どおりに事が運ぶよとということ、今交渉しているところであり、そして、結果としてどういう結果になるか。なった時点では、当然経過も含めて皆さん方にご説明申し上げ、責任を取らなければならない部分が出れば、それは当然責任を取らせていただくということでやっておりますので、もうしばらくその件については、先送りという言い方は失礼ですけれども。ただ、平成24年度についても、賃貸料ですね、これについては延伸ということはもう前々から決定しておりましたので、平成25年度以降どうするかということ、これからきちんとやらせていただくということであり、田村式については、では説明してください。

**○建設部長** 開発された田村何がしさんは、既にお亡くなりになっております。今、三陽工業株式会社が同じものでスノーレンジャーというんですけれども、それを引き続いてやっておりますので、その会社のノウハウをまた維持管理等に生かしながら延命して、また消雪のほうに生かしていきたいと思っております。以上でございます。

**○関 昭夫君** 1点お願いします。4款衛生費に関係するんですが、ディスポーザーの件です。所信表明の中で来年度、太陽光発電システムに補助金を出すというお話がありました。確かディスポーザーはもう私、何年来というか、もう8年も続けてこんな話をしているわけですし、実証実験もされています。それから、本年度確か補正予算を付けて導入に向かってのまた調査をしているはずですが、その導入に向けての調査の結果がどうなったのか。それから、来年度、私の聞いている範囲というか、私の調べている範囲では、大きな不具合とかそれによって何かがあるというようなことは、インターネットで調べても何しても聞いたことはありません。そろそろ結論を出して導入に向けた行動に移るべきときじゃないかなというふうに思っているんです。来年度どんなふうにしていくのか、あるいは3月議会でどういう提案をしてくるのか、その辺がありましたらお聞かせをいただきたいと思っております。

**○企業部長** ディスポーザーの件であります、ディスポーザーについては、6月補正であったですか、予算計上をしていました。その結果が先日出てきて、費用対効果としては流域の負担金が増えていくわけですが、それと清掃のほうの関係の維持管理費を比較しますと、400万円ぐらい持ち出しになるというような内容になっています。

内部検討をしまして今のところ事務段階では、400万円ぐらいの持ち出しであれば、時期は全くまだはっきりはしませんけれども、ディスポーザーのほうを採用していこうじゃないかというような今のところ方向付けで、今後県のほうときちんとした話を進めていかなければいけないというふうに今思っているところであり、何とか年度内に県のほうときちんとした話合いをしていきたいというふうに思っています。

○関 昭夫君 先ほども言いましたけれど、平成25年度にすぐ導入をして家庭で付けられるというふうには思っていないけれども、やっぱりきちんとした整備をしていくには、3月議会でそれなりの提案があってもしかるべきだ。要は下水道条例なり何なりを改正しなければ設置はできないわけですし、実際に機器を取り付けるまでにいろいろなことの課題はあると思うのです。そういう部分でもやっぱり行動を起こす時期にきていると思っていますのでお願いしたいと思います。

確か県のというか処理場への負担金、不明水が相当あるので不明水の問題も再三話がありますけれども、さっぱりそれに対する対策も打たれていないというような気がしています。予算化もされてませんし、そういうことを考えると、こういう機会にやっぱりその部分も含めて、来年度きちんと手当をしていく必要があると思うのですがいかがでしょうか。

○市 長 後で何か補足があったら言ってください。ディスポーザーについては今そういうことですし、不明水につきましては、私も今県の下水道公社の理事ということでずっと出させていただいております。常に下水道公社とも話をしております。そして予算化と言いますけれども、何をすればその不明水が解消されるのかということすらわからないのです。冬はとにかく増える。ですから、マンホールの蓋周辺からの流入ということが一番多く考えられるわけですが、そこを100パーセント密閉ということが、してできないことはないんでしょうけれども、そう思っても結局パッキンの部分からでもどこからでもどうも入ってしまうということだろうと思っています。

それから、考えたくはないことですが、不正流入これも考えられなくはないということでもありますので、これらについて不明水は冬だけほとんど発生する部分ですから、とにかく減額をどうだという話も下水道公社の中ではしているわけです。これについては公社が直接的に管理はしておりますけれども、県のほうの意向を聞かなければ、県のほうにいきますとそれは流れ込んできたのだからいろいろ言ってもなかなかという部分で、ちょっと膠着状態です。何らかの原因さえきちんと100パーセントつかめれば、それは対策のための費用は上げなければならないと思っていますが、公社のほうも含めて我々のほうもいわゆる調査費をあげて調査をするにしても、何をしてもらえばいいかというのがわからないものですから、今は担当課あるいは公社、県で一緒になって、なぜなのだろうという部分を追跡しているというのが現状であります。

○企業部長 ディスポーザーの件については、ご指摘のとおりでありますので、早急に新潟県のほうと話をきちんとしていきたいというふうに思っております。

それから不明水の関係ですが、今回の下水道特別会計のほうに不明水の対策費ということで620万円ぐらいだったと思いますが、一応予算計上しました。冬場の発生ですので、冬場2か月間流量計を設置して調べてみたいというふうに今思っているところであります。以上です。

○塩谷寿雄君 27ページです。市民スキーリフト割引券の補助金がマイナス160万円で、多分、全校にやっていたチケットをやめたんだなと思うんですけれども、市長は9月議

会でもそのお金を使って、子どもリフト無料の西武を引き合いにしてちらっと言ったように聞こえます。また、市民の方では大人の市民シーズン券を作ってくれと再三言っていると思うんですけども、なかなかスキー場との折り合いがつかなくてできないという話をされた。根気強く担当部のほうはやっているのかもしれないんですけども、ここでこういうふうに減額されてその辺どういうふうを考えているのかお聞かせください。

それともう1点、28ページの市営住宅の管理費の中で除雪等の55万円があります。そちらのほうは、場所と、どういった除雪をするのかというのをちょっとお聞かせください。

**○市長** この市民スキーリフトの割引券の補助金というこれは、もう廃止といえますかできない理由というのは先般申し上げたとおりであります。リフト会社のほうでそれはだめだということですから、我々が幾らお金を出すとか、補助をしようと言ってもこれはできませんのでこれはだめです。

その部分を、じゃあ子どもたちという思いがありました。しかし、ご承知のようにもうプリンスホテルはスキー場、うちの場合は八海山、苗場はそうでしょうけれども、全部無料あります。子どもは小学生以下が無料。しかも、宿泊も大人と当然来るわけですけども、条件付ではありますけれども無料化と。そういう時代になりましたので、市が、ではどこまで子どもたちに補助をして、子どもたちが本当にいわゆるスキーに乗れる恩恵にあずかれるのかというのは、ちょっと根本的に考え直さなければ、例えば少しばかりの補助金を出したからそれで子どもたちがスキーに乗れるというものでもありません。ですので、ちょっと根本的に考えなければならぬ。そして、学校教育費のほうで説明を申し上げますけれども、ちょっとまた新しい取り組みを始めておりますので、それは学校教育課のほうで説明申し上げます。

**○建設部長** 市営住宅の管理費でございます。除雪等の委託料でございますが、場所が吉里団地と県営の上町団地でございます。消雪パイプがあるのでございますけれども、消雪パイプの水の出が悪くなっておりますので、機械除雪と併用させていただくための計上でございます。以上でございます。

**○学校教育課長** 今ほど市長のほうからスキーリフトの割引ということで、その関連で学校教育のほうでページ31ページでございます。中段に教育改革推進事業費というものがございます。特色ある学校づくりの中に100万円を今回補正をさせていただきました。これは各学校でスキー授業をやっております。それぞれ学校で負担する額が非常に大きいというようなことで、何か助成はないかというような声が、非常に大きいものがございます。そんな関係で額は少ないのではありますけれども、アルペンスキー授業でかかる費用、各学校それぞれ違います。それを全体の学校分という案分で100万円を配分したいと。その配分した補助金については、送迎バス、あるいはリフトへの助成、あるいはスキー指導員、そちらのほうに使えるということで、12月の校長会のほうに説明をしております。以上でございます。ぜひ来年もこういった部分で助成ができるよう、平成25年度ヒヤリングでも頑張っております。よろしく申し上げます。

○塩谷寿雄君 スキー授業もあります。学校によって回数がかなり違いますので、その辺を「特色ある」のであれば、一定に同じ、やっぱり雪国であれば5回ぐらい行くような感じにしていてもらいたいと思う。今、指導員に補助を出すと行ったんですけども、指導員を使っている学校ってあるのですか。指導員は普通、保護者がやっていたり、先生がやっているの、その辺にお金がかかるとは思えないのですけれども、どうなんですか。

○学校教育課長 本来の目的は、子どもたちにこの雪国で育っておりますから、スキーに乗っていただきたい。いっぱい乗ってうまくなっていただきたいという趣旨でございますけれども、なかなかこの額ではそこまで至らないという部分がございます。まずは今ある部分の負担の軽減をさせていただいて、結果、スキー授業の回数が多くなればというとりあえずの取り組みでございます。

それから、スキー授業で専門のインストラクターをお願いしている学校が結構ございます。ですので、そちらのほうでも助成ができるようにしているところでございます。以上です。

○塩谷寿雄君 市長の今、もう学校教育課に予算を割り振った、子どものね、そうなんですけれども、市長もスキーに対しては非常に強い熱意で、地元が滑るとか、子どもも滑るといふに言っていたので、その辺の考えがまた変わっていろいろ組み直すかもしれないですが、よくしていてもらいたいと思います。

○市長 この地域の子どもたちにスキーに乗ってもらおうということについての熱意は、全く変わることはありませんが、先ほど申し上げましたように状況が大きく変わりました。市が補助を出してスキーに乗ってもらうという程度のことでは、これはもう各スキー場の流れに、大手のところには特に太刀打ちできるすべはございません。何をやれば一番子どもたちにスキーに乗っていただけるのか、スキーに乗れるような状況が作れるかということ、もう一度検討し直さなければならないということでもあります。

学校の関係のほうは、今触れましたようにやっている授業の中でもっと特色を出す、あるいはそういうことをもっともっと自由に使える部分ということですから、これらもこの冬やってみまして、どういう形が出るか。

そして例えばですね、これはまあ申し上げているのですけれども、リフト券を全て無料化したとしても、じゃあ子どもたちが本当にそれだけ行くのかと言われると、これもちょっとわかりません。やっぱり親が行かなければだめなんですね、親が。そうするとスキーの板、あるいはウェアとかそういう部分もあったり、非常に複合的な問題も絡んでいるということは、これはもう議員ご承知のとおりだと思います。その辺を総合的にどうすればいいのか、これについてももう一度検討し直さなければならないという時期にきたということ、ご理解いただきたいと思います。

○議長 休憩いたします。休憩後の再開は3時10分といたします。

(午後2時50分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後3時10分)

○岩野 松君 3点ほどお伺いしたいと思います。29ページの物件補償費の問題ですが、寺裏下水路の工事の物件補償費だという説明ですが、減額になりました。何でしなくなったのか、3年ぐらいで何とかしたいという最初の説明だったように聞いておりましたけれども、なぜこうなったのかまずお聞かせください。

もう1点は、先ほどから問題になっています33ページの図書館工事費の補償金もそうですけれども、この補償金についても、設計上やっぱり移転してもらわなければならなくなったということで、移転するには新設と同じだという説明がありました。医師ですから、医者ですから、それは我々の普通の店が移転するのとは訳が違うことぐらいは、多分調査してあるのではないかと思いますけれども、こうコロコロ変わるの、いかなものかという思いがいたしますが、どうなのでしょう。

それと、これはちょっと立ち入った質問でありますけれども、図書館に付随して移転する業者や、やめたりする業者がたくさんありますが、これから街づくり会社として残るのは、今いる商店とか事業者が何店舗残るのか、そして新しく入る方はいるのかどうなのか、それからその中には、地代とかそういうものの滞納者はいないのかどうなのか、ということ、もしわかったらお聞かせいただきたい。やはり、街づくり会社がどうなるかというのは、私どもも非常に注視もしていますし、町の中でも非常に注目している問題でもあります。そういう意味では、執行部としても調査やそういうことが必要ではないかと思いますが、お伺いいたします。

3点目は29ページに戻りまして、市営住宅の管理費の関連で聞きますけれども、西泉田の市営住宅は古くもなっていますが、あそこは4階の建物です。入居者が比較的高齢者が多くなっているのかなということで、以前から、できたら階段で歩かなくてもいい方法がないのかね、という声はたくさんあるのです。階段に一人だけ座れる座席式の昇る物が、余り高くなくてできる方法もあるのですけれども、そういう検討はされたことがあるかどうかお聞かせください。以上です。

○建設部長 最初の29ページですか、道路新設改良事業費の中の物件補償費1億90万円を減額しまして、市道改良工事費のほうへ持って行ったというところでございます。この物件補償につきましては、交付金事業でございまして、旭町上町線の物件補償を予定していたというところでございますが、今年度の執行ができないと、難しいということで、交付金事業の中の改良工事費のほうに組み替えをさせていただいたというものでございます。

あと、一番最後の市営住宅の西泉田団地でございますけれども、階段でエレベーター等々でございまして、あと一人用のエレベーターといいますか、エスカレーターといいますか、階段に付くものがございまして、その辺については、今まではそういうところまで検討しておりませんでしたので、今後ちょっと検討させていただきたいというふうに思っております。

○社会教育課長 まず33ページの補償金でございまして、先ほど申し上げましたように当初予算では、医院の移転につきましては、全くの概算ということで金額的に積み上

げるのが間に合わなかったということで、計上させていただきたいものであります。その後、ここだけちょっと金額に差が出たということにつきましては、私もちょっと本当にお医者さんというのはやはり中身が相当高いもので作っているとか、照明とかそういったものがいっぱいあるなど改めて感じたんですけれども、結果的にそういうことになったということでございます。

あと、図書館のテナントでございますけれども、手元にある資料を見ますと法人数で4つ、店の数で5つほどが構外移転、すなわち店から外に出て行っていただく。それから構内で場所を移転するという方々が、お医者さんを除きますと5つの法人、6つほどの店がございます。そのほかにお医者さんが2店ということで今つかんでおります。以上です。

**○岩野 松君** では、今の図書館のことについてお聞きします。先ほどの支援学校のことでもそうだったんですけれども、新しい事業を始める問題ですよね。そういうときの調査がどうも甘いなという感じを受けています。足りなくなったら補正で組めばいいやという、昔の自民党の政権のとき、非常にそういうものが国の土木事業でも多かったように聞いております。

そういう意味では、そういう体制はないとは私思っていますけれども、やはり調査を始める最初の事業というのは、非常に慎重な調査なり、プラスマイナスもいろいろ考えた形の調査が必要かなという思いをしています。医者というのも特殊な業務ですので、やはりそういう分野について、移るのだったら新設になるというのは、私も常識であるとは言い難いですが、そういうことであればそういうことになるのかなと思います。調査不足ということを指摘しておきます。

それと、テナントについてですけれども、では6つの店が残ると、そして新設はよそから入るのではないというふうに解釈して、と思っています。地代とか家賃とかに関しては、これもいろいろわきも出ていますけれども、そういうのに対しての不納者とか未納ということは、残る人の中にはないと考えていいのじゃないかな、ということをもう一回確認させてもらいます。

それと、29ページに戻りますが、物件の補償費は事業費のほうにということですが、あそこに住んでいる人たちは、本当に高齢者が多いです。そういう中では計画した以上は、一日でも早く仕上げてほしいというのが、あそこに住んでいる人たちの要望であります。予定としては、何年後にここは完成して通られるようになるのかということの、これは予測になるかもしれませんが、もし、そういう計画的なものがきちんとしてありましたら、もう一回お聞かせください。以上です。

市営住宅についてはぜひご検討をよろしく申し上げます。

**○教育部長** ご指摘の点については、反省したいと思っておりますし、精一杯やった結果ですので言い訳もさせていただきました。今後しっかり調査しながら、次の事業については、取り組みたいと思っています。残る店舗については、先ほど課長の言ったとおりですし、滞納しているお店はございません。

○建設部長 29ページの物件補償でございますが、物件補償につきましては、今協議中  
でございます、今年度中の執行は見込めないということの中で、工事費のほうに組み替え  
をさせていただいたというものでございます。計画した以上は、私どもも早めに終わらせたい  
ということで、一応予定としては、5年後を完成に進めているという状況でございます。

あと、市営住宅については検討させていただきますけれども、なかなか実際あの階段をみま  
すと幅が狭いものですから、あれを付ければもう半分ぐらいしか歩くスペースがなくなるの  
かなというように思っておりますが、とりあえず検討はさせていただきたいというふうに思  
っています。

○腰越 晃君 2点お願いします。まず33ページ、図書館関係の予算に関連をして質問  
をさせていただきます。当図書館の蔵書については、初めは15万冊ぐらいという確か予定  
で計画されていると思うんですが、この内容については、恐らく一定の標準があつて、それ  
に従って蔵書を購入していくということになるかと思いますが、それに関して2点考えを  
お聞かせください。

1つ目は、しっかりと15万冊分の予算を確保して、開館と同時にこれぐらいの数の本  
をそろえることを目的としているのかという点です。2つ目は、この蔵書の内容ですけれど  
も、トータル15万冊ぐらいというと、図書館レベルとしては非常に小規模な図書館になる  
かと思いますが、内容については、あなるほどこれが南魚沼市の図書館だなと、そういう  
ような本、資料がそろふ、そういうこと。これは某市民からの絶対聞いてこいという話なの  
ですけれども、例えば900番台文学でいけば、ある作家、あるいは世界文学、日本文学、  
そうしたところで、南魚沼市にはこういう作家、あるいはこういう系統の文学があるよ。ま  
たあるいは、産業系でいえば農業関係はもう本当に充実しているとかという、いろいろな要  
素は考えられるかと思いますが。そうした特色のある蔵書を持つ図書館という、そういう考  
え方があるのかどうか、図書館について以上2点ですね。

それから35ページ、豪雨災害、林道関係についてこれに関連して質問をさせていただきます  
。いわゆる山の中に作業道というものがあつて、上部に例えば砂防工事であるとか、  
そういったことをやる、あるいは林に入るために作られる作業道という道があるのですが、  
これについて昨年の豪雨災害でかなりやられている箇所があるかと思いますが。まず、そうい  
う作業道について、どのぐらいの数が豪雨災害で被害を被っているのか。そのうち市からは、  
20万円という補助金の中で地元が主体になってやるということで、補修はできますよとい  
うことになっているわけですが、そうしたもので修繕した作業道は幾つあるのか教えてくだ  
さい。

○社会教育課長 図書館の蔵書についてでございます。これから造ろうとしています図書  
館につきましては、収蔵可能のキャパといいますか図書数は、開架図書では15万冊おっし  
ゃったとおりでございます。閉架図書は6万7,000冊余りということで計画してございま  
すが、今現在の図書数は1館2室で10万冊を超えたところでございます。したがつて  
現在の中央図書館をそっくり移したといたしましても、このままですと7万程度にとどま

てしまうわけでありまして。これはこれから計画的に買って行くわけでありましてけれども、果たして全部その15万冊にいくほど買うべきなのかどうかというあたりにつきましては、予算もありますし、急にその一度期に買ってまたそのときの本というのもございますので、できる限りそろえたいと思っておりますけれども、徐々に増やしていきたいというふうに思っております。

それから、南魚沼市図書館としての特色をどう出すのかということでもあります。まず今一番言われているのが、地域資料でございます。これは郷土史とかそういったほうでも中には出せるものもあるかと思っておりますので、そういったものも含めまして地域にまつわる歴史だとか、あるいは地域の偉人であるとか、そういったものに関する資料も大いに収集したいというふうに考えております。以上です。

**○産業振興部長** 市で管理をする道路につきましては、一応林道が最低の部分でございます。作業道というのは地元管理ということになっておりますので、その実態については、よくわからないという部分が本当であります。ただ、今ほど議員さんがおっしゃったように、そういう補助制度もやっておりますので、その件数については時間をいただきまして調べさせていただきたいと思っております。以上です。

**○腰越 晃君** 予定の冊数を開館までにそろえられないというこれは、まあ予算的な事情もあるでしょうし、また課長がおっしゃっている事情もわかります。今、言われたように、地域関連の資料であるとか郷土史なんていうのはもう当然のことですけれども、やっぱり南魚沼はこういうものが充実しているよというそういうものを、今後どういうものがあるのかというのをまた検討されて、この地域の中でも一目を置かれるような蔵書を誇る図書館ということで検討をしていただきたいというように希望をします。

あと2点目の作業道に関してですが、該当箇所をこれから調べるということですが、この作業道については、そういった諸般の理由によって林道には指定されていない、また林道にしようと思っても、もうできるような時代状況ではないわけですね。ただ、地域住民にとっては、やっぱり林道に等しい価値のある道です。やっぱりそこが災害でやられていてなかなか思うように使えないというような状況の中で、確かに20万円という補助金を使えば、あとは何とかお前たちでやってくれという市の対応についても理解できるところはありますが、やはりケースバイケース、状況に応じて市はそれだけじゃなくてももう少ししっかりとした対応をすべきではないかなというように考えています。

そうしたところを災害復旧、来年までになるかもしれませんが、時すでに遅しという感もあるかもしれませんが、今後その作業道について、もう少し何らかの手が打てるのかどうか、検討する余地があるのかどうか、考えがあればお聞かせください。

**○市長** 作業道につきまして今部長がちょっと触れましたように、市が全く関知をしていない部分というのが相当ございますので、場所がどうだとか、箇所数がどうだとかというのがちょっと把握できない状況ではありますが、ご承知のように、今年度から市が作業道を開設して、森林の伐採整備にこれを役立てようという制度を始めたわけでありまして。です

ので、この災害復旧がどうだ、こうだということは別にいたしまして、地元の中でその作業道をきちんとやれば山の整備にも、そして木材の伐採、搬出にも非常に効果があるという部分が見えれば、それは年次計画の中で整備をやっていかなければならない。

ただ、よくよく申し上げておきますが、用地だとか補償だとかこれについては一切やらないということですから、その辺も含めて山の整備のための道路というのは必要だというふうに、これから計画的に進めてまいらなければならないと思っておりますので、そういう方向で検討をさせていただく。

そして、今、災害を受けて使えない部分について、20万円の中でやれる部分とやれない部分もあるのかもわかりませんが、どういうことになりましょうか、地域コミュニティみたいところでやれば、また役立てていただきたい。地域コミュニティについては、来年度はちょっと予算を増やしますので、そういう部分も含めてご検討いただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

**○農林課長** 今ほどのご質問の内容ですが、作業道については現実的に数値的なものは把握しておりません。公共等の現在の林道等が主体になって、昨年、今年と対応してきたところであります。どのくらいの数かと言われますと、全体としてはちょっとわかりませんが、地元施工で5本、5か所やりました。それから来年3か所ということで、現在話があります。今ほど市長がおっしゃいましたように、昨年、今年には林道主体というような形になってきていますが、来年以降順次、どのような形になるかまだわかりませんが、対応していきたいというふうに考えております。以上です。

**○腰越 晃君** 今の市長と課長の答弁を伺いまして納得はできましたけれども、やはり上に林があり、その間伐あるいは伐採等が必要だと、林の管理が必要だという箇所については、やっぱり優先的にそうした補助事業に頼らずに、市のほうで作業道の復旧について積極的に検討してほしいというように思います。

**○岡村雅夫君** 3点お願いたします。第1点目は27ページの除雪ということについてちょっとお伺いしたいんですが、ここ数日降り続いた雪ですが、昨日一日、今朝までの降雪量というのは、すごいものだなというふうに、ちよいと真冬でもないような雪だったかなというふうに思います。そうした中で、非常に除雪がうまくいっていない部分がありました。そうした中で、私はその理由をお聞きしたいのですけれども、例えば体制が取れていないことがあるのか、あるいは出動、要するに経費等の問題で、かなりの量が夕方もあったわけですが、そういった前日の出動ができなかったのか、その辺ひとつ伺っておきたいと思っております。

よく2.4メートル以上になると豪雪になると、まあまあこまめにやれるが、こういったその初期の段階では、2.4メートルということはないわけでありますので、積雪量ではなくて降雪量で私は対応していくべきではなかったかなというふうに思いますが、ひとつお聞きしておきます。

もう1点、2点目は先ほどありましたディスプレイの件で400万円の持ち出しという

ことについて、私はちょっと確認をしたいのです。これはし尿の問題と、今度は生ごみ等ありますので、その量が増えるからその脱水ケーキの処理、それでそれくらいのものだというような感覚なのか。私は違うと思うんですね。もう少し維持費あるいはポンプアップ等の経費、負荷、あるいは生ごみの分だけ増えるわけでありまして、あと処理場の負荷の問題。そうすると今度は耐用年数の問題と、それぞれかなり負荷がかかってくると思うんですけども、本来そういった量まで、要するに人口に応じてあるいは世帯に応じた形で設計されているわけでありまして、その点を加味した数字が400万円というのか、ひとつもう一回お聞きいたします。

それから、先ほどからある図書館の問題について、継続費が今回盛られております。ということは、もうこれで事業がどんどん進むということでありまして。それで、財産取得ということが最終日に出てくると、こういうことでありまして。もう少しやはり継続費を計上する場合は、まずこの財産、この図書館に対する全額、今、変更がありました。そして土地について、あるいは今の補償費の問題、それから建物を幾らで買うのか。そういうのがわかって、総額が今までの予定では15億円ですよ。いろいろの補償費から一切入れて、15億円と言っているものがどうなるのか我々はわからずに、この継続費を認めるわけには私はいかないと思うんです。

その辺、土地取得については、私が言っている中では市長は、買えるものなら買いたいという、こういう返答をしているわけでありまして、そういったことはどうなっているのか。土地のめどは立ったのか。それで土地がある上に建物を買う、それも分割して買う。そして、今医院の問題についてはそれをどうするのか。自分で手をかける部分であります、そこまで買って、医者が市のテナントに入るといった感じなのか。そうすると、やっぱりかければかけたまたテナント料で入ってくるということもあるんですけども、これは出しっぱなしということになりますので、あとはあれでしょう。そういう問題をやっぱりクリアをちょっとしていただかないと、この内容が不明のまま、我々は認めていく形になりはしまいかと思いますが、可能な限り報告をしていただきたいと思いますがどうでしょうか。

**○建設課長** 除雪の件でございます。体制につきましては、4つの企業体と委託契約をしております。基本的にはこの体制については、問題はなかったかと思われまして。ただ、大和地域につきましては、昨日と今日で120センチを超える異常降雪になったことから、朝が7時半までに完了する、夕方は5時までに完了するということに、時間がかかったものと思われまして。

それから、経費についてということでありまして、まずその出動基準に対して市民の足を確保するということでありまして、経費が足りないから除雪は出さないということではございません。それから前日についてどのように出動させるのかということでありまして、降雪予報は様々な機関から出ております。私どもは国土交通省の、時間ごとに翌日24時間までに時間単位で何センチ降るかというそういう表を、ホームページから入手で

きるのです。それが南魚沼市では一番当たっているかと思ひまして、それを積み重ねていくと、昨日の午前中の段階では相当降るのかなという話もあったのですけれども、夕方4時に更新されまして、5時に建設課で判断しましたら、早朝除雪は早朝の2時頃業者がパトロールをして、そして除雪に出るといふことで市民の足は確保できるというふうな判断から、それぞれの除雪業者の企業体のほうに指示を出しました。基本的にはその時間帯の中で終わるように指示しております。

結果として、一部非常に交通の渋滞もあったこともあって、回送等に時間がかかった部分もございまして、市民の多くの方には迷惑をかけたことはそのとおりでございます。その辺につきましては、また十分になるべく検討をして、できるだけ市民の足を確保していきたいと考えております。以上でございます。

**○企業部長** ディスポーザーの件であります。先ほど私が申し上げたのは、ディスポーザーが30パーセント普及をしたというふうに想定した場合の費用比較であります。なぜそれを先行させたかというのは、新潟県の下水道課のほうから流域の負担金が増えるわけですが、本当にその流域の負担金が増えるものについて、市町村が了解するのかなのかという、そういうふうな資料が欲しいということがございました。そのために費用対効果そういったものを6月の補正で予算化をしていただいて、今年調べたというような内容になっております。

先ほど議員がおっしゃった管渠とか、あるいは処理場の負荷、そういったものについては、今のところまだそれほど負荷はないものというふうには思っていますけれども、全くないわけではありません。そういったことについてはまだこの段階では調べてはおりませんので、今後の話になろうかというふうに思っています。先ほど申し上げたように、まずは年度内に、県の下水道課のほうときちんと話を詰めていきたいということ、まず優先してやっていきたいというふうに考えております。

**○教育部長** 図書館の件についてお答えします。我々としては図書館については、今まで何回かの議会で、かなり丁寧に説明してきています。だから、ご理解していただけるというふうに思っていたが、今回我々が何回も質問の中でお詫びをした補償費については、ちょっと力不足で申し訳ないというのは誤らせていただきましたが、そのほかのことについては今までも情報を公開してまいりました。

それで、ここで継続費については、当初からの額を増やしたわけではありません。その額で平成25年度に発注するのをよんで平成26年度オープンとなると、継続費で設計もあがったから、ここで予算化して発注につなげたいということです。

それで、今ほどの建物取得についても、できれば初日で議会議決をもらう予定をしていますが、県の絡みがあったりもろもろ、もう話はあるのですけれども、書類上、最終日に上げさせていただくようになっております。ということで、この補正をいただいたとしても、我々は執行伺いについては、議会の最終日の21日に上げて、それから入札についての淡々とした日程を組んで、できれば1月に入札をして、1月の末の臨時議会か何かで

議会議決をいただきたいということで、建物取得についての日程を基準に工事発注につなげていきたいというふうに思っております。

今まで説明した内容と補償費については、そんなに変わっていないというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

**○岡村雅夫君** 除雪については、それぞれ一生懸命にやっているということですが、こういった急激な除雪についての対応を、やはりちょっと今日の大和地域の場合は大変だったなと。昨日の夕方からもう通行不能になる、路上に止まっている人もいます。そうすると除雪ができなくなると、こういうこともありますので、そういう点でひとつ特段の計らいが必要だったのではなかったかなというふうに思ひます。

それからディスポーザーの件については、これから流入される大和地域でいくと広域下水道の処理場ですよね。あそこには今度は農排が入っていくという計画も出されているわけがありますので、非常に広い敷地だなと思つたところが、かなりデッチが増えることによって、もうもう一杯になってきているなということなんです。

そうした中でそういうものを全部浄化していかなければならない。そうして脱水していくわけですが、果たしてこれで処理場がもつのかなという感じが私はしました。当初計画した形でこういったことを計画していないわけがありますので、それなりの配慮が必要かなというふうに思ひ、確認を試みたわけがあります。以上です。

それから、図書館については、何ら変わりはないのだということのようでもありますけれども、私は補償費だけはというような話でありますけれども、土地の取得ですね、土地の取得というのは、そこに多分15億円、今からいうと10億3～4,000万円になるということですよ、その補償費がちょっと今3,800万円増えたわけですから。

そうすると、そういう投資をするに当たって土地の取得が不可欠ですよ、という話を私はしていたんですね。それはまあ、さっき答弁がありませんのでどういった方向になっているのか。要するに借り上げだと、借地料が計上されていますと、こういうことだと思うんですよ、そこをひとつ確認しておきたい。

そして、そういうところに投資をするわけですから、費用対効果の問題が出てくるわけがありますので、それで将来耐用年数がきたときに、それを更地にしたとき、あるいは更地にしなければならない事態が何十年か後には来るわけです。そうすると、その土地を更地にして返すだけで終わってしまう。そこで再生産というか再投資というのが、そこにはできないという、こういった問題が起きてくるわけで、それを私は心配しているわけがあります。お聞きします。

**○建設課長** 除雪につきましては、地域によって降雪量が違つておりますので、パトロールの強化をして実施していきたいと思ひます。以上でございます。

**○企業部長** ディスポーザーの件であります。大和区域については、大和のクリーンセンターに全て流入するという格好になります。それで、今ほど指摘があつたように、ディスポーザーそれから集排の三用の北部と南部、それから魚沼基幹病院等の問題もあります。そう

いったことを含めて、一応今現在の想定の中では、今現在の施設でもって何とか間に合うだろうというような見込みをしております。けれども、もう少しこれはきちんとした数値を調べて、それで再計算もしていかなければいけないというふうに思っています。もし、増設が必要だということになれば、もう1池、増設できるだけのスペースはありますので、そういったことをしなければいけないかなというふうにも思っております。以上。

**○教育部長** 土地借上料についても、今回突然出たわけではなくて、今までも岡村議員の質問があった中で市長のほうも答弁をしていると思います。なかなか一挙に買える土地ではないと、いずれ土地借上料というのが出てきますよ、という説明をしていると思います。それで、いろいろご心配があると思いますが、我々は、ご心配にならないようにこの図書館運営をきちんとしてまいりたいと思いますもので、ぜひとも見守っていただきたいと思いますと思っております。

先ほどの質問で1点漏れたお医者さんについては、市の所有でテナントを出すのではなくて、街づくり会社のものでございます。これについても前から説明したとおりでございます。以上です。

**○岡村雅夫君** できれば買えるものなら買いたいという土地の問題ですね、これはもうだめだということですか。市長、ここで願いたい。

**○市長** 現段階では、土地は売っていただけない部分があるということですが、また、所有者の年代が代わったり、そういうことになった中でどう変化していくのか。そして、例えば貸付でやっておりまして、何十年契約になるかは別にたしまして、その後に例えば図書館をもう一度建て替えなければならないとかそういうときに、もう全部撤去して更地にして返せというそういう方ではございません。ずっと貸しておく、そういう方ですので、なかなか駅前広場も今ずっとそうですけれども、そういうことで残っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○寺口友彦君** 3つほどお伺いしますが、まず15ページの財産収入。土地売却の部分ですけれども、アクトですね、この土地建物の売却をしたと。1,597万円でありますけれども、確かこの部分を賠償としていただいたときに、2,000万円相当ということによってやったわけです。この数値を見て、まあ要するにマイナスが出たというふうに考えていいわけですけれども、それを確認しておきたい。

それから、2つ目が23ページのふるさと融資、同僚議員も聞きましたけれども、自遊人という名前が出ましたので、総事業費が約2億円というように聞きました。今現在、建物の改修に入っております。この部分については、山を切り崩して土工事といいますね、その部分の大規模開発を伴わなければ、自遊人さんが考えているようなそういう里は、ちょっと開園できないんじゃないかな、という気はしております。地元から歓迎をされる、頑張れよということをしていただくためにも、この総事業費2億円ですけれども、この中に土工事の部分ですね、大規模開発という部分が入っているのかどうかちょっとお伺いをしたい。

それから33ページの、同僚議員数名が聞いておりますけれども図書館建設の部分ですが、

土地借り上げ、それから教育費負担金について、ちょっとまずここからお聞きます。この部分は平成23年6月に不動産鑑定ということで、78万円の予算を付けて鑑定を行いました。その中から土地代が約4,600万円、建物代が2億9,000万円ぐらいということで、この3月の当初予算に載っているわけです。この土地借上料について、4か月の概算であるという部分であります。そうすると、年間にしたらこの3倍でありますから、大体460万円ぐらいですよ。この部分を10年間お借りしたら4,600万円ということで、土地代に匹敵する金額になってくるわけです。こういう部分ですね、今までは商業施設として借りていたわけでありましてけれども、これからは公共施設であるという部分について、どのような交渉を行ってこういう数字が出てきたのかということ、ちょっとお聞かせ願いたい。

それから、図書館建設の部分であります。補償金3,600万円とありますけれども、これについても営業補償の調査ということで、1,144万円で市が調査を委託したわけです。このうち医療補償については、223万円ほどであるということで予算が盛られ、それは実行したわけですが、その中でこの3月の当初予算の中では補償金9,400万円、このうち医療部分が6,200万円ぐらいであろうと。あろうという部分であったわけですが、更にここで追加で3,600万円が発生をしているわけです。この営業補償ということで調査を行ったわけですが、この調査というものが、こういう概算の数字しか出せないような調査であったのかどうかは、これは問題にすべきだと思っております。専門家がこういうような調査を行ったわけがあります。

先ほどの質疑にありましたが、医院がちょっと移転をするだけでも要するに新規開店であると。保健所が入ってくるという部分は、こういう調査会社であれば当然知っているわけですね。こういうところもどうだったかと、こういう調査が果たしてきっちりしたものであったかどうかということをお伺いをいたします。

**○市長** 何かちょっと勘違いしている部分が、さっきの岩野議員のときもそうでしたけれども、保健所が入ってきていわゆる移設、移転でいいのか、新規なのかというその問題が、この補償費に影響しているということではないわけです。それは手続上、非常に新規だということになりますと難しく、そういうことです。だから、それが入ったから補償費がどんどん上がったということではなくて、補償費そのものは、さっき部長もちょっと触れましたけれども、一般のその委託された業者が見た中でも、なかなか判断のつかない部分。例えば照明一つとっても医療用の照明というのは、結局普通の目でみても、普通の電灯であるというふうにカウントして、それがそうではなくてと、そういう部分。あるいは内壁とか、そういうことも非常にやはり高度な部分を使っておりましたので、それを補償するということです。

ですから、新しく建てるために、新築のためにお金を出すというふうに、それは全く違いますから。それは今ある部分を補償するわけで、それ以上よくするのは、これはもう医院のほうでやっていただくわけですし、それと届出の問題というのは、全く関係ございませんので、それは切り離して考えてください。そこで詳しくまた説明を申し上げます。

○**教育部長** 時系列から言いますと、建物の補償費について計上したのは、担当は私ですので、建物の件からしながら設計事務所と概算を組みました。この概算では難しいということで、先ほど寺口議員の言われるお医者さんの補償についての委託料を途中で盛りました。その結果、積算して出てきたのが、恥ずかしながら3,000万円も足りなかった。私が微力だったわけですが、結果が出ましたので、ここで補正させていただきますという時間の流れになっておりますので、了承いただきたいと思っております。

○**総務部長** 一番先の財産のことでございますが、ご指摘のように大平さんから代物賠償を受けたものでございまして、そのときの部分が2,216万3,000円でございます。なかなか普通財産を持っていても、建物付きですので経費が非常にかかりますので、今般一般公募をさせていただいたら、お一方からお申出をいただいたということで、619万円ぐらいでしょうか、売却損になるのでしょうか。というような状態でございます。以上です。

○**企画政策課長** 自遊人の関係ですけれども、2億円につきましては、1期工事で1億円です。それにつきましては高七城さんの建物本体の改修費です。2期工事として1億円上がっておりますが、これにつきましては農園の整備、レストラン等々ということで、土工事については含まれておりません。以上です。

○**寺口友彦君** 土地の借上料云々についての説明が、若干なかったような感じがいたしますけれども、やっぱり商業施設と公共施設は違うという部分でお聞きをしたわけですが、ちょっと答弁漏れがありました。

○**市長** 土地所有者の方が、商業施設であるから、あるいは公共施設であるからという区分を考えてはいただけないというふうにご理解をしております。今までもさっき触れましたように、六日町時代から駅前広場、あそこもまだ——あれは当然公共施設です。公共施設ですけれども、いわゆる相当高い。相当高いといえますか、その土地の価格からして何パーセントという部分にすれば、法外に高いとかという部分ではないのですけれども、なかなか売却いただけない。

そして、こういう施設だから、あるいは例えば介護施設だからということで、それを減額をしていただけるようではとてもない方——言い方がちょっと失礼なので、そういうお考えのようでありますので、我々としてもそれは致し方ないという部分であります。

ですから、さっき触れましたように、将来的に売却という方向が出れば、これはもうすぐにでも買わせていただきたいと思いますと思っておりますけれども、なかなかそういう状況ではありません。六日町の駅前の商店部分も含めて大半がその方の土地でありまして、なかなか簡単にことが進まないということだけのご理解いただきたいと思います。

○**寺口友彦君** アクトの部分でありますけれども、あともう一つ賠償のほうでは倒産した会社への賠償金という問題もありましたけれども、この辺のほうも現在どうなっているのかなというのもちょうとお教え願いたいと思っております。

それから自遊人の部分でありますけれども、非常に地元としても歓迎している部分と、あそこは地すべり地帯であります。そういうところをよくお考えになった方が、これから開発

をしていくということについては、細心の注意を払っていただきたいということは、地元の区としてもお願いを申し上げました。

ただ、全体的にみて自遊人が持っている発信力といいますか、これについては、私は期待をしております。ですので、地元から本当に歓迎をされて、頑張っているねというような形になるように、市のほうも細心の注意を払って監督をしていただきたいなと思っております。

それから、図書館の部分でありますけれども、何平米ぐらいの部分でこれだけの金額が出るかなという部分がよくわからない。実際、相当な評価額であろうというふうに思いますが、それは申しまして、やっぱり今までと違った形で市がやろうとする部分でありますから、この土地借り上げ、あるいは街づくり会社に対するこの共益負担金という部分についても、相当部分はやっぱり交渉をして下げていくということが、私は図書館としての費用がかからないといいますか、そういうところにつながっていくものだと思っております。こういう部分が多分なされなかった。地主の方については想像もつきませんが、大変難しい方だということはお聞きをしております。

ですがやっぱり、駅前再開発の核にしようというように市長はお考えなわけですから、そういうところにこういう部分が解消できなければ、ほかの店舗についても非常に影響が出てくる土地柄だなというふうに思っています。

補償金についてですけれども、1,144万円にプラスして医療費のほうの補償で223万円を盛ったという部分ですけれども、これほどの金額をもってしても概算でしか出せないということは、私は素人ですけれども、本当に医院の移転といいますかについては、難しいという中でこういう全体のデザインを含めた設計がなされたというのであるならば、このデザインの方も相当有名な建築士さんでありますから、こういう部分については精通をしていたのではないかなというふうに思います。けれども、このデザインの方からは、そういう部分についてちょっと細心の注意を払ったらいいですよという部分とかはなかったのですか。

**○教育部長** 再三ご説明しておりますとおり、概算でしか見ることの力のなかった私が担当していましたもので、設計事務所といろいろと協議をしたのですが、結果としてこうなってしまったということしか言いようがございません。何回も大勢の方に答弁したとおりでございます。

**○総務部長** 六日町総合福祉センターの建設事業にかかる示談の部分だろうと思いますが、平成20年のことですが、平成22年4月29日付で阿部産業さんが自己破産されたということで、契約違約金等々と差し引きまして、311万1,000円の債務残高がまだございますが、管財事務のほうは結了をしていないと思っておりますので、管財事務が結了すれば、また後ほど債権放棄なりで議案をお願いしたいと思っております。以上でございます。

**○中沢俊一君** 2点お願いいたします。23ページの最下段の雇用対策事業費であります。私この事業は始めて実は今日の市長の所信表明で知ったわけですが、ばらまきではなくて重点に絞った中での投資ということで私は歓迎したいと思っております。そういう中で窓口として融資の調整を図るという機能のほかに、こういういろいろな観光事業を核とし

て、結びつき一つで展開が面白くなっていく事業があるわけです。そういうことはあれでしょうが、まずソフトの面から市のほうで調整しながら、こういう事業を進めていくということのお考えがあるかどうか。また、この事業についての来年度以降の発展性についてもお願いをいたします。

もう1点ですが、再三33ページのほうで図書館のことが今問題になっていますけれども、私は1点、市長も駅前のその商業的な効果については、図書館が核になるんだということを再三申しておられるわけでありますが、そういう意味からのワークショップが展開されていたというふうに聞いています。その地元のワークショップ、これはテナントがある程度含まれているかもしれませんが、どういう経過でどういう意見が出てきて、それがこの事業にどういうふうに反映されているか。また、それが最終的に市長のおっしゃる商業の発展に、どうつながっていくように今回結論付けられたか。その点をひとつ教えてほしいと思っています。

**○社会教育課長** 図書館のワークショップ関連でございます。ワークショップにつきましては、いろいろな団体方々と何回か実施してきたわけでありますが、10月に商工会、これはちょっと宣伝が足りませんで、商工会の中でも一部の方になったわけでありますが、六日町駅前の商店街の方から参加してもらいまして、駅周辺の活性化のためにどのようなことができるかというワークショップを1回開催させていただきました。

こちらのほうから、こんなことはどうですかというような提案は、全く一切しなかったわけでありまして。ただ、あそここのところに図書館ができる。立派な図書館にしますので、これによってどういうことをと、皆さんのご意見をいただきたいというようなことで説明をさせていただいて、ご意見をいただいたわけでありまして。何と申しますか、向こうの商工会といえますかそちらの方々からは、特別な提案はなかったというふうに記憶しております。

こちらからこういった建物を建てますが、そしてしかも、運用の仕方ですね、そういったことも今までより時間を延長するしというような話も十分させていただいたのですけれども、向こうからはすぐにはさしたる意見はなかったんですが、これからも何回かさせていただきたいと思っております。以上です。

**○教育部長** 補足説明しますが、ワークショップについては、駅前については課長が言ったように今年度いっぱいのご委託ですから、引き続きやっていきたいと思っております。我々としては、この選挙戦もありましたものでなかなか地元に行くという日程が組めないということで、わかっていたらいいと思うんですが、この後、精力的にやっていくということと、駅前商店会が活性化するということは地域全体がということで、高校生とのワークショップもしております。それから、図書館検討委員とのワークショップもしておりますし、学校の図書担当の人ともしております。多角的に商店街だけということではなくて、いろいろの人の意見を聞いて、ワークショップをしておりますし、今後も精力的にしていきたいということです。

その中でやはり駅前の良食生活館と組んでいるわけだから、通常の開館時間ではなくて、

開館日時ではなくてという提案がされていますので、我々は決めたわけではないんですが、担当の中では盆、正月、特に正月の休み以外についても開いていきたいねだとか、良食生活館の10時までとはいかないまでも、やはり8時、9時ということを検討に入れながら、直営という形でどこまでできるのかということで検討も始めました。新年から精力的に検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

**○企画政策課長** ふるさと融資につきましては、市としましては、まず雇用の促進という面から活用を考えており、企業の皆さんのご支援をしたいと思っております。それが交流人口を生む事業につながるのであれば、一番望ましいことだと考えております。以上です。

**○中沢俊一君** 今のその融資制度のことですが、交流人口の増加につながっていけばありがたいではなくて、この市がですね、こういう形で交流人口を増やしたいから、こういう事業を積極的にやっぱり語りかけながら募集をしていく。周知徹底をしていって、事業にある意味で上乗せをして、こんなふうな支援もできますというようなことをやっていかないと、本当の意味での広がり、私は出てこないと思っておりますよ、本当の効果が。その点についてももう一回お聞きをしたい。

それからもう1点の33ページのほうですが、ではまあ商業効果ということについては、ごくごくこの最近になってやっと関係の商店関係の方とやった。その前段にやった高校生とか図書館関係その辺については、また後から資料をぜひ見せてください。このワークショップの話が出たのは、かれこれ1年前ですよ。何をやってきたのかと私本当に疑問でならないのですが、もう一回その辺のことを、これで本当によかったのかどうか教えてください。

**○企画政策課長** 確かにおっしゃることは当然のことだとは思いますが、今現在、雇用促進ということを第一に考えておりますので、こんな答弁をさせていただきました。

市としてもまた上乗せをしての支援ということですが、まずこの事業をするに当たっては、2,500万円以上という枠がありますので、そういう企業さんがおいでになれば、当然こちらからもご支援はさせていただきます。先ほどご質問がありましたけれども、それよりも小さな規模については、まだほかの支援事業もあるわけですので、それらを活用した中でご検討をいただければと思っております。

そして、ソフト面について市として考えるべきということにつきましては、そのほうに向けて更に検討させていただければと思っております。以上です。

**○教育部長** よかったのかということになれば、私はこういうワークショップを入れながら公共施設を考えるという取り組みについては、よかったと思っております。ただ、回数が多かったかとなると、若干足りないなと思っている部分がありますので、まだ委託期間ですので精力的に進めていきたいし、その経過については、要望のとおり記録は見えていただきたいなと思っております。

それと、おわかりのように六日町の商店街というのは、今までもいろいろの取り組みをしてきましたが、なかなか具体的な例をもってでないと、商店街の皆さんはなかなか出てこないです。今回もだいぶ呼びかけたんですけれども少ない状態ではありますが、そうは言って

も、そこをあの手この手でやっていくのが我々の仕事です。そういう面からするとこの図書館というのは、大きな要因であるし、きっかけとなるというふうに思っております。一つの提案として商店街から出たのは、図書館の外壁に地元の杉材を使うなら、商店街の看板何かに統一していきたいなというような、具体的で前向きな話も出ております。これから精力的にやっていきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。反対討論ですか。

○岡村雅夫君 補正予算に反対することは、多分初めてのようにありますが・・・(「あったのではないですか」の声あり) そうだね、この間あったね。私は今回の先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、本来この図書館について私は異議があるので、ここで反対の趣旨を述べさせていただきます。

継続費として8億6,650万円ということでありますけれども、全体的に今まで公表されているのが、大体総工費15億円ということでありました。これからまたいろいろの手続を踏んでいく中で、若干のくるいは出てくるようだと私は思います。その財政的な問題はほとんど変わらないという答弁でありましたので、じゃあ、その前段として、私はなぜ反対かということをもまず言わせていただきます。

最終日に出ます建物の取得であります。古い建物を分割して取得するというのを、私は非常に深刻に考えております。そして、分割でなくて全部を買うなら幾らか、ということも示されていないわけであります。そして、市が所有してどういう形で利用しようかということから始まれば、もう少しいろいろな案が出たのではないかなというふうに思います。私は分割所有というのはなぜかと言いますと、片方がやめたときですよね。こっちがやめるか、街づくり会社がやめるかわからない、そういうときに、どういった形が起きるのか。そのとき買わせられるのか、例えば市が残ったとすれば。そういう問題が出てくるなあとというふうに思います。しかし、土地は自分のものではないと。農協さんもすごい持っています。そういった中で、じゃあ、その時点で土地、建物を全部所有するというのは、なかなか買収するというのは大変な問題が起きるなというふうに思いました。

私はやっぱりもし、六日町街づくり会社の関係で何らかの解決策を得ると、得なければならない事態だということであるならば、その建物を取得して何に利用できるかということから始まって私はよかったなというふうに思います。市庁舎のすぐ近くであります。農協の倉庫や農協の支所、六日町支所を買い上げてああして改修したように、それでもまだまだこれからいろいろな部門をこの本庁舎方式という形で集中させる中で、私は貴重な土地だなというふうに思っております。

そうした中からしますと、今手狭なところを、あの駐車場、広大な駐車場があるわけであります。そして建物も大きい建物があるわけでありますし、そうして築18～19年、20

年であります、まだまだこの庁舎と対比してですが、それ相応に使っていけるというものではないかなというふうに思ったわけであります。

私は、図書館は、やっぱりもっともっと先でも仕方がないというふうな見解から、ここを利用するならば、市民の窓口。駅に近く本当に利便性の良いところであります、買物もできますということであるならば、そういった形で今手狭になっている市庁舎の副庁舎というぐらゐの考え方で、市民の窓口をあそこへセットするのはいかがなものかなというふうに私は考えます。どうしてもここを膨大なお金をかけて図書館に建設をするということについては、私はここでは私個人の考えになってしまうかも知れませんが、ちょっと私は時期尚早かなと。判断ができないためにこれは私は反対をせざるを得ません。以上です。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

次に原案に反対者の発言を許します。

○中沢俊一君 賛成か反対かという決断しかできないわけありますから、反対という言葉は、非常に私にとっては今は重いなと思っています。異議があるから再考を願えればということで上がらせてもらっているわけあります、やはり、私は平成23年度の図書館建設の予算については賛成をしました。と申しますのも、やはり疲弊を始めた駅前、何といても市の中心地でありますから、商業活動に好影響がなければ意味がないと今でも思います。

そういう中で、先ほどワークショップの話を聞かせもらいましたが、具体的なこの図書館をこういう形で作れば、これだけの商業活性化につながると、じゃあ皆さんここで力を貸していただきたい、努力していただきたい。そうすればこういうような成果が出てくると、こういうことをまず市のほうから提示しなければ、それはなかなか駅前商店街の皆さんにしても、すぐには食いついてこられない。私はそう思っております。まず、その辺のことで市のほうの具体的な提示がなかったことについて、今の形でいいのかどうかを含め、それがなかったことについて私は非常に残念に思っています。

ただ、高校生とかほかの皆さんからワークショップを重ねながら、図書館機能について、これについての検討をしていただいているということありますから、私は本当にこれは評価をしたいと思っていますし、ぜひその内容を見させていただきたい。それと商業活動についての成果というものが、全くまた別のわけですから、できればこれを統合した中で、もう一回執行部のほうで考え直していただきたい。そのことを含めて反対討論といたします。

○議 長 次に原案に賛成者の発言を許します。

次に原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議 長 討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第116号議案 平成24年度南魚沼市一般会計補正予

算（第4号）、本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数。よって第116号議案は原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第25、第117号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

**○市 長** 第117号議案につきまして提案理由を申し上げます。

歳入では東日本大震災による避難者に係る介護保険料の減免額について、本年度も国から補填されることとなりましたので、その額について保険料収入と調整するものであります。

歳出では主に介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費を、これまでの利用実績から精査し、過不足を既決予算の範囲内で調整をするものであります。今補正予算は歳入歳出とも既決予算の範囲内で調整のため、歳入歳出予算総額56億5,216万4,000円に変更はございません。詳細につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

**○福祉保健部長** それでは事項別明細のほうで私のほうから説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。歳入のほうは先ほど市長の提案理由でありましたように、この方は南相馬市からの転入者ですが、この方を今年度も減免ができるということで組み替えたものです。

10ページ、11ページをご覧ください。歳出のほうで1款1項1目一般管理費、丸の職員給与費ですが、これは人事異動等に伴う調整分です。丸の運営費のほう、これは地域密着型サービスの指定運営等の基準を条例化して、一応3月にご提案を申し上げる予定ですが、これについてのサービス運営委員会の開催数が1回増えるということで増額です。

2款1項1目介護サービス諸費でございます。最初の丸の居宅介護サービス給付費こちらのほうは、雪椿の里に併設されていますデイサービス、それからショートステイこちらの利用のほうは意外と伸びなかったこと、それから報酬改定による単価が減になったということで、5,240万円と大きく減少しております。次の丸の地域密着型介護サービス給付費でございますが、これにつきましては、先ほどとは逆に報酬単価が小規模多機能で5.3パーセント、グループホームで主なものは1.5パーセントほど上がっておりますので、逆に2,500万円ほどの増となっております。次の丸の居宅介護住宅改修費こちらのほうは、当初見込んでいた件数よりも本年度実績がかなり落ちています。ちなみに平成23年度は月11件ぐらいでしたが、平成24年度は9件ぐらいとなっております、それに伴う減でございます。次の居宅介護サービス計画給付費こちらのほうは、当初から要介護認定者については増える見込みでしたが、私どもが予想していたよりも月10人程度は毎月増えております。そういったことで、それともう1点が、要支援から要介護への移行者も数多くみられたということで、こちらのほうは増えております。

次にその下の2款2項1目介護予防サービス等諸費でございます。こちらのほうは地域密着型介護予防サービス給付費ということで、先ほどの地域密着型介護サービス給付費と同様

に報酬単価が改定されまして、それに伴う増額でございます。

2款3項1目審査支払手数料12ページ、13ページをご覧ください。こちらのほうも当初、件数的には増を見込んでいたのですが、平成23年度より月138件ほど審査件数が増えております。そういったこともありまして、若干私どもの見込みより増えたということで、20万円の増額とさせていただきます。

それから2款4項1目高額介護サービス費こちらのほうは、雪椿の里の開設により、対象者が増加したことに伴う増でございます。

次の2款6項1目特定入所者介護サービス等費です。最初の丸の特定入所者介護サービス費こちらのほうも、雪椿の里開設に伴う対象者が増加、それから既存施設入居者の中に負担限度額認定者が増えたことによる増でございます。その下の特例特定入所者介護サービス費こちらは、マイトーラのショートステイ分で、当初の見込みより対象者が増えたということです。

3款1項1目二次予防事業費こちらのほうは、通所型介護予防事業費ということで、当初委託で見込んでいた分を、一部直営の複合型機能訓練のほうに変更したことに伴う予算の組み替えでございます。

14ページ、15ページこちらのほうは、全て人事異動等に伴う組み替え等でございます。以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第117号議案 平成24年度南魚沼市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第117号議案は、原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第26、第118号議案 平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市 長 第118号議案につきまして提案理由を申し上げます。第2号補正予算この補正予算でありますけれども、これは公共下水道補助事業費が要望に対し、約40パーセント、6億7,700万円の大幅減額内示となったことによりまして、歳入において国庫補助

金及び市債等、歳出では3款の下水道事業費を減額するほか、1款及び2款では決算見込みによりそれぞれ所要額を計上するものであります。

次年度以降も補助事業費につきましては、今年度に比して事業費の大幅増額は見込めませんけれども、予定どおり平成27年度の面整備完了に影響がないように事業を進めてまいりたいと思っております。以上、既決予算総額から7億1,024万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億6,762万8,000円としたいものであります。詳細につきまして企業部長に説明させますので、ご審議を賜った上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

**○企業部長** それでは第118号議案について事項別明細で説明を申し上げます。8ページ、9ページをお願いいたします。歳入でございます。2款2項1目下水道の手数料であります。排水設備の指定工事店の更新ということで、平成25年3月末までに更新が必要となりますので、160業者分ということで、160万円を追加で計上いたしました。

それから3款の1項1目下水道事業費の国庫支出金であります。今ほど市長から説明がありましたように、公共それから特環の合計で事業費の要望が17億7,470万円ということで要望いたしましたが、40パーセントほど減額ということになりまして、事業費が11億円ということになりましたので、減額分の2分の1、3億3,735万円の減額ということになりました。

それから、4款の1項1目農業集落排水事業の県の補助金であります。農集の償還金補助について変更交付決定がございましたので、その分91万円ほどの追加ということで計上をしてございます。

それから5款の1項1目であります。一般会計繰入金であります。それぞれ事業費の決算見込み等による調整によりまして、公共では1,830万円ほどの減、それから集排では1,047万円の減、浄化槽の市町村整備事業では15万円ほどの減ということで計上をしてございます。

7款の1項3目であります。貸付金の元利収入ということで、2,054万円ほどの減額ということですが、制度融資の金融機関の預託を廃止しましたので、その分ということで、当初予算で計上しておりました全額2,054万円をここで減額をしたいということでございます。

10ページ、11ページをお願いします。7款の1項4目の雑入でございます。157万円の追加ということであります。放射性物質の検査・処分費用ということで、東京電力のほうの賠償金が決定をいたしましたので、157万円をここで計上させていただきました。東京電力の賠償金ですが、一応これで下水道のほうは終了というような格好になっております。

それから、8款の市債であります。1項1目公共下水道事業費、それから1項2目特環の公共下水道事業費で、それぞれ事業費の調整により1目の公共下水道費では260万円の追加、2目の特環では3億3,010万円ほどの減額ということで計上をしてございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。歳出の一般であります。1項1目下水道

の一般管理費で2,328万円の減額ということですが、職員給与費では、人事異動等により人件費の増減分ということで、274万円ほどの減額となっております。それから下水道の一般管理費では、先ほど歳入でも申し上げましたが、制度融資によります金融機関の預託金を廃止しましたので、その分ということで2,054万円ほどを減額するものでございます。

それから、1款の1項2目農業集落排水一般管理費であります。職員給与費において人事異動等による人件費の減額分ということで、531万円ほどの減ということで計上をいたしました。

それから、2款の1項1目下水道施設管理費で738万円の追加であります。管渠管理費では、修繕料の100万円の追加のほか、不明水の調査費ということで619万円を今回ここで新規計上をしました。冬場の2か月間で調べまして、不明水の流入原因を探りたいということであります。それから、五箇の処理場費であります。修繕費ということで濃縮槽の修繕費ということで予算計上をいたしました。それから上の原の処理場費につきましては、決算見込みによる減額ということで計上いたしました。

それから、2款の1項2目農業集落排水施設管理費であります。処理場費で決算見込みによる110万円ほどの減額ということです。

それから14ページ、15ページをお願いいたします。3款の1項1目下水道事業費であります。先ほど来説明しておりますように、下水道の補助事業費が減額となっておりますので、6億7,700万円ほどの減額ということで、内容的には公共下水道では2,000万円ほどの減、それから特環では6億5,700万円ほどの減額ということで計上をしてございます。

それから、3款の1項2目農業集落排水事業費については、財源内訳の変更のみでございます。

4款の1項1目公債費であります。交際費の元金では、312万円ほどの減ということで決算見込みによる分ということで計上をいたしました。

4款の1項2目の利子であります。771万円ほどの減ということで、これについても決算見込みによるそれぞれの減額分ということで計上をしてございます。

4ページをお願いします。4ページの第2表地方債の補正であります。先ほども申し上げました公共下水道で260万円ほどの追加、特環で3億3,010万円ほどの減額ということで、補正前で17億6,210万円ほどから3億2,750万円を減額し、地方債の総額を14億3,460万円とするものでございます。説明は以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

○佐藤 剛君 1点だけお伺いいたしますけれども、13ページの不明水の件です。先ほどちょっと市長のほうからも、今ほどの説明もありましたけれども、大変冬場に極端に不明水が伸びるということで、これはほっておけない、調査をしなければならないわけですが、619万円予算措置をしています。わからないから不明水ということなのでしょうけ

れども、619万円かけて解明しようとするのですが、なからのめどといいますか、この広い地域何でもかんでもというわけには、多分600万円ぐらいでは、かえってまたできないのでしょうけれども、何かめどというかがあって600万円の予算措置なのかというところをちょっとお聞かせいただきたい。

**○下水道課長** 不明水についてお答えします。ここの不明水については、非常に冬場特に消雪パイプが出てくると非常に増えるというようなことがありますので、今年から3年をかけて調査しようというような形を今検討しております。まず今年ですけれども、冬場に地区を限定しまして、流量的にどのくらい入ってくるのかというのをまず調査しようということです。これは流量計の設置3か所というような形で、今計上させてもらっています。

多分、私どもの予想では、消雪パイプによる不明水だろうというのがありますので、来年度については、多分、マンホール周りから出てくるんじゃないかというようなことがありますので、その部分をどういうふうな形で入ってくるのかというのを調査いたします。調査をした中でちょっと改修をしていくと。次の年の来年の、冬ですけれども、もう一回流量調査をしてこのような形で多分減ってくるんじゃないかと思っておりますが、その結果が多分消雪パイプの影響だろうということになれば、計画性を持ってまた今度進めていくというような形で今計画をしています。

**○議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

**○議 長** 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

**○議 長** 採決いたします。第118号議案 平成24年度南魚沼市下水道特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第118号議案は、原案のとおり可決されました。

**○議 長** 日程第27、第119号議案 平成24年度南魚沼市内診療所特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

**○市 長** 第119号議案につきまして提案理由を申し上げます。今回の補正の主なものは、歳入では、入院単価の減と外来患者数の減による入院収入及び外来収入の減額、歳出では、職員1名の退職と非常勤医師1名減による給与費及び賃金の減額で、これらに伴う歳入不足見込額を一般会計より繰り入れをしたいものであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ884万5,000円を減額し、予算総額を4億5,699万2,000円としたいものであります。詳細につきまして福祉保健部長に説明させますので、ご審議の上ご決定賜り

ますようよろしくお願ひ申し上げます。

**○福祉保健部長** それでは事項別明細のほうで説明させていただきます。8ページ、9ページをご覧ください。詳細というほどではないですが、1款1項1目入院収入です。こちらのほうは、やっぱり常勤医師が1名となったということで、重症病者の受入れがなかなか困難になりまして、入院単価のほうで24パーセント程度落ちまして、それに伴う減額でございます。

次の1款2項1目外来収入。こちらは単価そのものが若干上がっているんですが、当初は1日75人ぐらいを見込んでいたのですが、実際今のところ65人ぐらいということで減額をさせてもらうものです。

それから、1款4項1目諸検査等収入、こちらは検診の関係ですが、当初見込みより130人ほど減となっております、126万9,000円の減ということです。2目その他収入でございます。こちらについては、インフルエンザの予防接種者が200人程度減ということで減額するものです。

4款1項1目一般会計繰入金、歳入歳出の過不足額を繰り入れてもらうものです。10ページ、11ページをご覧ください。歳出1款1項1目一般管理費、丸の職員給与費ですが、先ほど市長の提案理由でありましたように、看護師一名が8月末に退職したものに伴う減でございます。次の丸の一般管理費、共済費については雇用保険の料率アップによる増です。それから非常勤医師等賃金については、1名減になったことに伴う減でございます。あと医業・薬局業務委託料こちらについては、報酬改定あるいはシステムの入替え等がありまして、医事業務のほうで若干増えたということで増となっております。車両借上料、医師住宅等借上料については、非常勤医師の使用に伴うものでございます。

それから2款1項1目医療用機械器具費でございますが、医療機器等管理委託料こちらのほうは、感染性廃棄物処理の委託が若干増となっております。それから医療機器等借上料の減は、在宅酸素使用者が減少したことによる減でございます。説明のほうは以上でございます。

**○議 長** 質疑を行います。

**○佐藤 剛君** 1点だけお聞きいたしますけれども、常勤医師が1名になって、入院収入、外来収入が減になった。それで、一般会計からの繰り入れを増やさなければならなくなった。これは十分わかりますし、今年の場合はまた仕方がないというようなことですが、問題は今後ですよ。先ほど市長のほうで、診療所ということであるから、ベッド数の問題やら今後の経営については、いろいろ考える余地がいっぱいあるのだというようなお話もありました。たしかに、私もそうだと思います。ほかの市立病院群のベッド数の関係もありますので、そこのところはやっぱり十分考えなければならぬわけですが、私の記憶違っていたら大変申し訳ないんですが、常勤医師が1名になって、収入の状況がこういうふうになったというときに、決算審査のときだったかと思うんですが、じゃあこの医師確保には働きかけをするのかというような問いかけをしたところ、医療再編まではこの形でいくのだと

いう、何かこう消極的な形の答えだったように私は記憶しているんです。

もし、そうだとしたら、平成26年、27年度まではこの会計というのは、大変こういうふうな赤字を抱えて一般会計からの繰り入れを補正というか、補正にならなくても当初予算からどんとするのかもしれないけれども、多額の繰り入れをしていかなければ賄えないような状態が目に見えていると私は思うんです。そういう消極的な取り組みなのか、医師確保にも向けてやって、なおかつ同時に今後のあり方みたいなものも検討していくのかということの方向性だけを確認したいと思います。

**○市長** 決算時に申しあげましたことは、ベッド数が特に問題になるわけですが、今、25床城内診療所であるわけです。ただ、やっているのは19床です。25床分があります。これを今じゃあ全部、例えばゼロにしてどこに配分するかといっても、これはちょっと難しい問題がありますので、そういう部分については触れません。医療再編、基幹病院開院時に、この減らす部分を、新しい六日町病院に振り向けるのか、あるいは新しい大和病院に振り向けるのか、これらは全体の中で調整させていただきたいと思っております。

そういう部分について触れたわけでありまして、この経営的な部分について、このままでずっと平成27年まで続けていくということではありませんので、ベッド数は保有したまま、例えば入院患者は3に減らすとか5に減らすとか、例えばですよ、そういうことも含めて検討をさせていただいて、できれば新年度からは、赤字は出ないということにはまだならないかと思っておりますけれども、この赤字幅も相当縮減できるような形をまず見出したい。

そして、将来的に老健だとか、あるいは特養施設だとかをここに併設をするか否か、これらも含めて二段構えで検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○佐藤 剛君** 今ほどの市長の答弁は、前々から聞いていることですのでわかります。私がお聞きしているのは、今、今年度といいますか医師が1人減になったと、それで、経営状態がこういうふうになったと。医療再編までそういう検討はするのですけれども、それまで医師確保とかそういう方向性はないのか。今常勤医師は1人ですよ、それを増やしていくような考え方はないのかということをお聞きしたんです。

**○市長** 医師確保につきまして、常勤医をこれ以上、2名、3名に増やしてやっていこうという考え方には至っておりません。いわゆる診療所として今後も経営をしていきたい。ただ、その応援医師を、今年常勤医師が1名減になったわけですが、これを補うための臨時といいますかそういうことについては、やっぱり地域の医療のことを考えますと、なくていいということではないような気がしますのでその辺は対応しますけれども、常勤医師をこれからどんどん増やしていこうという考え方は持ちません。

**○若井達男君** もうちょっとで、今日は黙ってられるかと思いましたが、やはりどうしてもこの時間になると、ちょっと一言言わせてもらいたい。市長、先ほどの衛生費のとき、今ほど10番議員も話しましたが、今ベッドは19床ある。それを場合によるとスタッフは変わらないでやってきたと。その分でやはり売上げ——言葉は悪いですよ、医業収益、

売上げが減ってきた、経費はかかる。そういうことなものですから、それと病院の医療単価と診療所の医療単価は、多分、入院1人にしても、一晚4,000円なんぼから違うという、そういったことがあると思うのです。しかし、私はこれを今度ここでそのままの同じ体制でベッド数を減らしたときには、私はもっと繰入金が多くなると思います。

確かに今年、去年から1億円の繰り入れをやりまして、特別会計にしました。今年も当初予算で入れて、今は1億3,600万円になっていませんけれども、一応三千五百何ぼになっています。そうしたらまた本当に来年はどういうふうになるのか。

ただ、その原因は確かに私ははっきりしていると思います。今から4年前の選挙で、当時の常勤医院長さんが選挙に打って出られた。院長だから選挙に出て悪いとか、学校の先生だから出て悪いということはないと思います。しかし、それがゆえに常勤医がいなくなった。病院経営として成り立たない診療所としてやらなければならない、そこに今の所長さんから来ていただいた。

そして、そのときは25床だったんですよ。これは市長も当然わかりますけれど、我々が生まれる2年前に村立城内病院として産声を上げたわけですので、まして城内、五十沢については公的病院はこれ以外にない。城内については、内科も個人医院もなかった。それが今度そういったふうに病院から診療所になったために、診療単価は下がる、その上に今度は、外来——外来そのものは単価は高いですけど、人数が減って、そこでまた差が出てしまった。その上に話が返れば、今度ベッド数を減らすなんて、もっともっとひらきますよ。やはりこれは、市長の答弁にありますように、老健施設若しくは介護保険施設、そこに診療所たるクリニックを構えたときに、地域の皆さんが安心して通われる。（「簡潔に」の声あり）いや、簡潔ですよ、これ以上簡潔はないですよ。黙って聞け。

そういうことなものですから、市長、今一度それについて、私はこれ以上の繰入金が増えますよと。この診療所になる前は、簡潔に言いますよ、5,000万円で足りたんですよ。資本的注入は2,000万円で足りたんですよ。それが何ですか、4年前の選挙で先生がいなくなった。だからこれはもっと市長が言われるように、私はベッドを減らしてもらって、有床ベッドは市長は政治生命をかけてこれをやると言っていた。ひとつお答えください。

**○市長** 私が申し上げたことは、今19床でやっております。ここは今ほとんど満杯なので、おおむね。ただ、その入院単価といいますかこれが診療所ゆえに非常に低いわけです。そこで、じゃあスタッフはどうかと言いますと、それだけの入院患者をとるために、夜もずっと就かなければならないスタッフが出るわけですから、そこに大きな差が出ているのだろうと、ろうですよ。そこも含めてこの27日だったか、事務長、高橋医院長と話をしまして、将来的にじゃあどういう形をもっていこうと。そしてそれまでの間ははどうしようということを検討させていただきたい。

19床を時期的にはやっぱり必要という部分はありますけれども、連続してそこを持っているという必要もそうない状況でもあります。ですので、その辺を総合的に検討していただく。ゼロにしようとかということは今申し上げているところではありません。将来的に、こ

れがやはりいわゆる医療機関として存続していくためには、どうしてももう本当に先生一人にして、中之島診療所みたいにああいう形にしてやっていくのか、さっき触れましたように老健とかそういう施設の併合できちんとやっていけるのか。このことについても高橋先生とまた意見交換をさせていただきたいということでありますので、よろしく願いいたします。

○議 長 議員各位にお願いいたします。本日の会議時間はあらかじめ延長いたしますのでご協力をお願いします。

○若井達男君 いや市長、私が心配しているのはそのとおりで、ベッドはまず今の状況で、一番心配するのは、最終的に先ほども前段で言いましたが、市長は政治生命をかけて有床で城内診療所を、城内病院はいくんだとずっと言ってきたんですよ。それが一番心配されるのは、そういうことでベッドの数は減ってくる。今の25床あれば、例えばノロウイルスが出たって——現実問題3～4年前あったんですね。一杯で入れなかった。それで、今の6床あれば、熱が出た、風邪を引いた、子どもの保育園が、学校が終わってすぐとんでいかれた、これだってちゃんと入れたんですよ。これが減らしたら、その上に診療費が落ちて、入院したい、使いたいというのが使えなくなる。これはぜひとも市長、有床の診療所、有床のできることならば病院。

そしてそこには、やはり介護若しくは老健施設。私たちは社厚の委員会で、とんでもない介護施設ということで春日部市に行ってきたんです。そこは何で診療所がもっているかといったら、介護保険施設があるから、私たちのクリニックがもっているんです、そういうことなものですから、これはぜひとも今年度、今の高橋先生とまた関係者と、ひとつ集まってそれはやって、新たなる平成25年度からの城内診療所でやっていっていただきたい。そういうことですが、もし、所感がありましたらひとつお願いします。

(「所感はないので」「はい、わかりました」の声あり)

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第119号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第119号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第28、第120号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

○市長 第120号議案につきまして提案理由を申し上げます。第2条の収益的収入及び支出の補正では、収益的支出の予定額を33万9,000円減額補正するものであります。内容は、収益的支出において人事異動等に伴う職員人件費693万9,000円を減額計上、また放射性物質を含む脱水汚泥処分費として660万円を追加で計上いたしました。

第3条の資本的収入及び支出の補正では、資本的収入が資本的支出に不足する額を、14億9,244万7,000円から14億9,207万6,000円に改め、資本的支出の予定額を、37万1,000円減額補正するものであります。内容は人事異動等に伴う職員人件費37万1,000円の減額計上であります。

第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費の既決額1億5,143万3,000円から731万円を減額し、1億4,412万3,000円に改めたいものであります。説明は以上でありますので、ご審議の上ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長 長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議長 長 採決いたします。第120号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第120号議案は原案のとおり可決されました。

○議長 長 ここで、小原副市長及び廣井代表監査委員から発言を求められておりますのでこれを許します。最初に小原副市長、登壇をお願いします。

○副市長 大変貴重な時間をさいいただき、このような機会を与えていただきまして大変ありがとうございます。一言、退任のご挨拶を申し上げます。4年間、副市長として勤めさせていただきましたが、12月15日の任期満了をもちまして退任することになりました。本当に皆さんには長い間お世話になりました。ありがとうございました。

副市長の仕事はわかっているつもりではおりましたが、見ると聞くとでは大違い、また、実際に見るとやるでは、そのまた何倍も大違いというような感じがしております。とにかく行政の仕事は幅が広い、そして奥行きも深い、そういうことを再認識させられたところがあります。そうした中で、右往左往するばかりでなかなかこれといった仕事ができなくて、大

変申し訳なく思っているところであります。

この4年間を振り返ってみますと、やはり野球場で始まって野球場で終わった。終わったということではございませんが、私が終わりますのでそういう表現にさせていただきますが、本当に一つの事業にこれほど議論が集中されてきたというのはなかったと思いますし、また、市長選挙で2回ほどまたこれも争点になっておりました。こうした議論が集中し、また洗礼も受けてきたこの野球場でございますので、本当にいい方向が定まってきたということでありまして、いい野球場ができると思いますし、またすばらしい運営方法、効果的な運営方法が出てくると、こう思っているところであります。今度は一市民として野球場はしっかりとまた見守っていきたい、こう考えているところであります。

それから、行財政改革これもまたこの場で議論が集中したところであります。これにつきましては、その前に三位一体改革で財源が本当に大幅に減額されたというようなことで、市長の英断によりまして他の自治体に先駆けての人件費のカットがなされたわけでございますし、またその他の事業につきましても、見直しが図られたところでもあります。また、その後につきましても、実質公債費比率というような新たな財政指標が、国から打ち出されまして、それによって県下ワーストワンというような大変不名誉なまた記録も出たところでございます。こうした中で本当にいろいろ皆さん方からご心配もあって、議論が集まったところでもあります。これにつきましては、反対に今度、議会の皆さんから積極的な賛同もございまして、予定を超える成果も生まれたところでもあります。

そのほかいろいろなこともございますが、最近は病院の再編事業にもいろいろ議論が集まっているところでもあります。一つの事業でこれほどまた多額の財源を必要とする事業は、ほかにはそうないわけでありまして、また医師不足というようなそうした背景もございまして、いろいろ心配される場所もあろうかと思いますが、更にまた議論を深めていけば、いい方向性が生まれるのではないかとこう思っているところでもあります。

それからこの4年間は、そうしたほかに、災害が本当に多いときであったというふうに思っております。豪雨災害、豪雪災害、地震災害そしてまた原発事後、トンネル事故、こうしたもろもろのことが起きました。これにつきましてはその都度、その都度、皆さん方から集中的な議論をいただいて、対応が図られてきたところでございます。

こうした中で、議会の皆さんと執行部の皆さんのやりとりを、直にこう聞いておりまして、本当に議員の皆さん方には、南魚沼市に対する思い入れの強さといいますか、熱い思いをひしひしと感じてきたところでもあります。とにかくこの南魚沼市を明るく元気に、また豊かなまちに育てあげて、そしてそれをまたしっかりと次の世代に引き継ぎたいという、皆様方の並々ならぬそうした意気込みを、本当に強く感じたところでもあります。

また、市長におきましては、市政に対する使命感といいますか、責任感といいますか、これは本当にもうそばに4年間いまして、本当に強いものを持っていると、そう感じたところでもあります。とにかく意志を強く持って、そして行政の隅々まで配慮したきめ細かな市政運営に徹しているところでもあります。こうしたいろいろのやりとりを目の当たりにしまして、

南魚沼市は素晴らしいまちだ、また今後も希望の持てるまちだなど、強く思ったところがございます。ぜひまた皆さん方からは、南魚沼市のためにご尽力をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

私は退任後は家内の回復を待って、2人で旅行をしたり、また家内が山登りが好きですので、今度は山登りに連れて行ってもらったり、そして今まで一緒に田植えや稲刈りというのはしたことがないのですが、今度は2人で楽しみながら農作業もしていきたいと考えているところがございます。今度はずっと家にいますので、ぜひ近くにおいでの際はお立ち寄りをいただきたいと思います。

本当に長い間お世話になりました。最後に南魚沼市の益々のご発展と、議会の皆さん、執行部の皆さんのご健勝と今後のご活躍をご祈念申し上げまして、簡単でございますけれども、退任の挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

(拍手)

○議 長 続いて廣井代表監査委員お願いいたします。

○廣井代表監査委員 大変お疲れのところ、時間をいただきましてありがとうございます。監査委員を退任するに当たりまして一言、簡単にご挨拶をさせていただきます。16年の12月就任して以来、2期8年間、自分としても思いがけない長きにわたり、いろいろとお世話になりました。この間、大きな問題と申しますか、そういうこともなくて今日を迎えることができました。これもひとえに議員の皆様、また執行部の皆様、職員の大勢の皆さんから温かいご指導、ご支援、ご協力をいただいた賜物と深く感謝しております。

なかなか国政の混乱する中、厳しい社会、経済情勢はまだ続くものと思っておりますけれども、幸い井口市長が再選されまして、市の運営につきましては、安定したもの、継続できるものと思っております。皆様方からの英知を結集されて、市民の福祉向上に更なるご尽力を賜りたいと思っております。最後に皆様方のご健勝ご活躍、そして南魚沼市の限りない発展をご祈念申し上げまして、本当に簡単でございますけれども、退任の挨拶とさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

(拍手)

○議 長 お二人に感謝の言葉を申し上げます。今日、何を挨拶にしようかと思っ、本当に昨日の夜に迷ったんですが、やはり言葉が出ませんので原稿を読ませていただきますので、よろしくお願いいたします。私のほうから勇退されるお二人方に議会を代表しまして、そのご努力に深甚の敬意を表するとともに、深く感謝の言葉を述べさせていただきます。

最初に小原さんにおかれましては、昭和42年大和町の職員となられ、国際大学、北里学院、国際情報高校誘致など大和地域の主要プロジェクトのリーダーとして、地域の発展に大きく貢献されました。合併後は財政課長、総務部長の要職を歴任され、平成20年12月に副市長に就任し、今月15日で任期満了となります。

小原さんは持ち前のバイタリティと広い視点を持った、卓越した知識と経験で、当市の発展に大きく寄与したのみならず、職員の指導、助言を初め、気軽に相談にも応じ、職員から絶大な信頼を受けた副市長でありました。井口市政2期目の良き補佐役として、的確な行政運営と市民福祉向上に尽くされました。ここにそのご労苦に対し、心から敬意と感謝の意を表します。

これからも引き続き市長の補佐役として、市の陣頭に立ってご活躍いただけるものだと思っていたところ、ご勇退ということで誠に残念でなりません。今後は悠々自適の中からも、当市のご意見番として折に触れ、ご指導ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

付け加えまして、私は副市長とも一緒に会議に出席させていただきました。市長の挨拶もさることながら、副市長の本当に心の温まる挨拶がちょっと聞けないのが残念でありませんが、また折があったら、挨拶される機会をまたいただければお願いしたいと思っております。ありがとうございました。

次に廣井さんにおかれましては、平成16年12月16日に新生南魚沼市の最初の代表監査委員に就任され、その豊かな知識や経験、温厚な人柄から監査委員事務局体制の充実強化や監査事務の充実、また住民監査請求への対応等、遺憾なくその手腕を発揮されました。また、財政健全化を進める市にとっても、決算監査、定期監査等を通じて貢献されました。と同時に、この間、特別養護老人ホーム八色園、魚沼地区障害福祉組合、社会福祉法人魚沼地域福祉会、社会福祉法人苗場福祉会の監査委員等を勤められ、地域に大きな貢献をなされました。また、新潟県監査委員会、全国監査委員会の表彰を受けられ、その功績をたたえられたと聞いております。改めて2期8年間のご苦勞に対し、心から敬意と感謝の意を表します。

最後になりますが、今後ともお体を大切にされ、市へのご指導をいただきますようお願い申し上げます。感謝の挨拶とさせていただきます。本当にご苦勞さまでした。

勇退されるお二人におかれましては、どうかこれからも一層ご多幸、ご健勝でありますよう、心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが感謝の言葉とさせていただきます。本当に長い間ご苦勞さまでございました。

(拍手)

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は12月17日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

(午後5時12分)